

JA aichi chuoh & JA BANK
Disclosure
2026
JAあいち中央 & JAバンク

あいち中央農業協同組合

〒446-8601 愛知県安城市御幸本町501番地1
TEL: 0566-73-5502 (総合企画部企画課)
FAX: 0566-73-5513
<https://www.jaac.or.jp/>
E-mail: info@jaac.or.jp
令和8年7月発行 (保存1年)



いい「土」 いい「笑顔」
JAあいち中央

令和8年度ディスクロージャー誌



Contents

もくじ

ごあいさつ	2
JAあいち中央の概要	3
基本理念／協同組合の特性／プロフィール／ JAあいち中央 自己改革工程表	
地域とのつながり	7
社会的責任と貢献活動	
業務運営の方針	9
経営管理体制／内部統制システム基本方針／リスク管理の状況／ 法令等遵守の体制／内部監査体制／利用者保護等管理方針／個人情報保護方針／ 金融商品の勧誘方針／利益相反管理方針の概要／金融円滑化管理方針／ マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針／ お客様からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）に対する当組合の基本方針／ 金融ADR（裁判外紛争解決）制度への対応	
JAあいち中央のあゆみ（沿革）	21
トピックス（令和7年度の主な活動）	23
経営状況	25
貯金残高の推移／貸出金・有価証券残高の推移／貯金の構成／ 貸出金の構成／事業利益・経常利益・当期剰余金の推移／ 総資産額・純資産額の推移／事業総利益に占める各事業の割合／ 単体自己資本比率	
自己資本の状況	27
農協法に基づく開示債権の状況	28
貸出金総額に占める農協法に基づく開示債権比率	
JAバンクが選ばれる理由	29
JAバンクシステム	
安心のしくみ	30
JAバンク・セーフティネット 破綻未然防止システム 貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）	
JAバンク（信用事業）のご案内	32
主な取扱商品・サービス（貯金・ローン・農業資金・サービス）／ 主な手数料一覧（内国為替・その他・貸出業務）	
JA共済 信頼の理由	39
資料編	41
財務の状況／信用事業／貯金／貸出金等／有価証券他／共済事業取扱実績／ 購買・販売事業取扱実績／自己資本の充実の状況／連結情報／ JAあいち中央の組織	

ごあいさつ

皆さま方には、日ごろからJAあいち中央をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

本年も皆さま方に当JAをより深く理解し、安心・納得してご利用いただけるようディスクロージャー誌を作成しましたので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

農業・経済を取り巻く環境は、エネルギー価格や輸入物価の高止まりに加え、中東地域の緊張激化に伴う原油価格の乱高下や供給網の停滞、円安の影響による物価高が続き、農業経営においても肥料や飼料、燃料等のコスト増大という深刻な課題に直面しています。政府は、世界の不安定な情勢や食料自給率の課題を重く受け止め、基本法や基本計画の改正を通じた農業振興策を検討しています。私たちJAあいち中央においても、碧海地域の農業情勢に即した施策を力強く展開し、地域農業の持続的な発展に貢献していく所存です。

このような状況の中、令和7年度は第8次中期計画の最終年度として、「未来へつなぐ『農業』と『地域』の持続的発展～創造的自己改革のさらなる進化～」をメインテーマに各部門での取り組みの総仕上げを行い、概ね計画に沿った実績を挙げることができました。

これらの取り組みに対し、組合員の皆様をはじめ、関係各位からのご理解とご協力を賜りましたこと、心より感謝申し上げます。

令和8年度は、第9次中期計画の初年度として、メインテーマを「協同の力で農と食とくらしの未来を拓く～すべては組合員・地域のために～」と掲げました。今後3年間、組合員・地域住民の皆様とこの想いを共有し、テーマに基づいた取り組みを着実に実践してまいります。そして、変化の激しい経済情勢においても、役職員一丸となって組合員の皆様にとって「利用満足度No. 1」であるJAを目指し、揺るぎない経営基盤の構築に邁進してまいります。

結びにあたり、組合員の皆様からより一層のご理解とご協力、そしてJAあいち中央の事業発展への温かいご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

令和8年7月



あいち中央農業協同組合

代表理事組合長 鈴木 重 幸

JAあいち中央の概要

outline

JA(農協)ってどんな組織?

農業協同組合法の一部にJAの目的が記載されています。

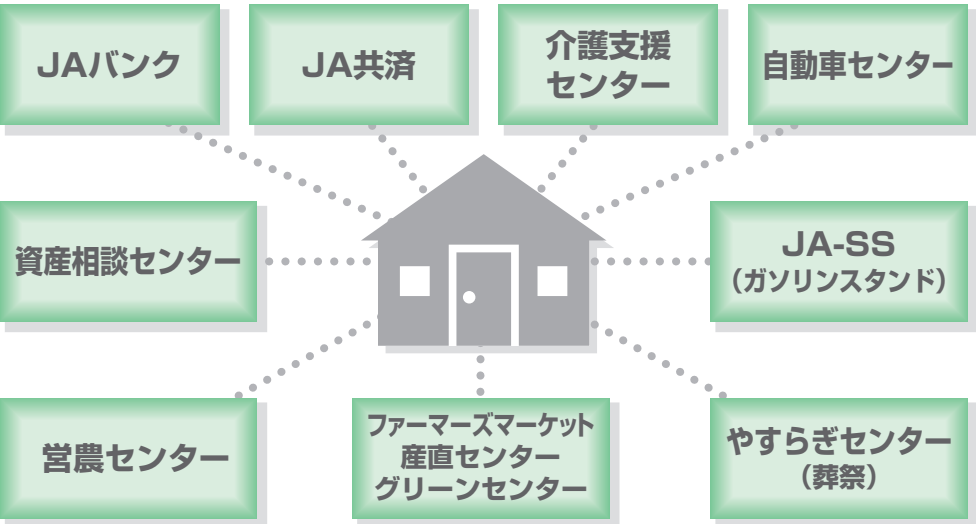
第7条
組合は、その行う事業によってその組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的とする。

JA(農協)は協同組合であり、株式会社のように営利追求を目的とした組織体とは異なります。農業者、地域のご加入いただいた組合員の皆さまへの奉仕が目的なのです。
※組合員以外の方も利用できます。

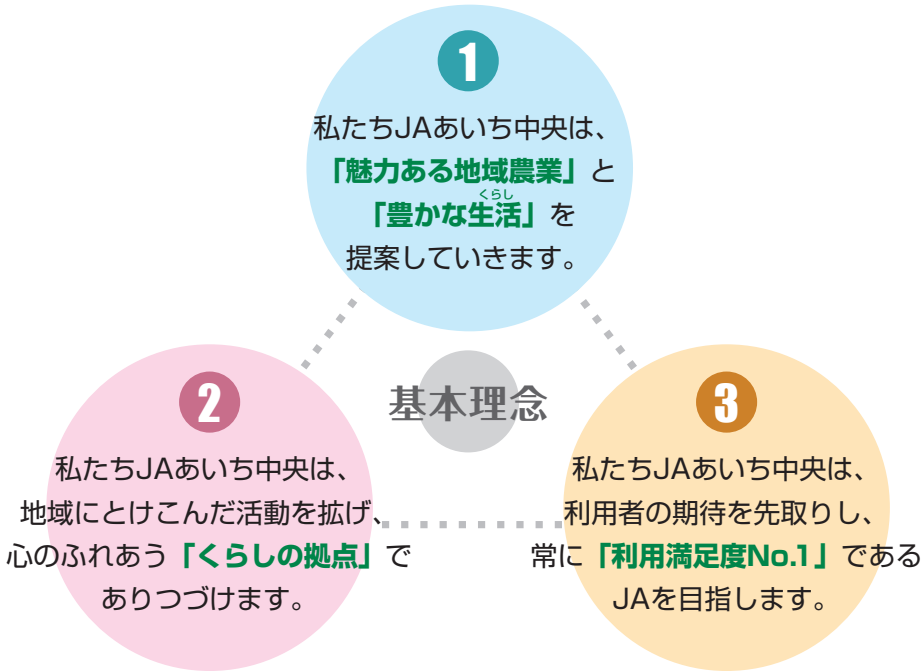
JA(農協)って何の略なの?

「JA」は、Japan Agricultural Cooperativesの頭文字をとった「日本の農業協同組合」という意味をもち、農業協同組合の愛称として使っています。
組合員の農業生産資材を供給する「購買事業」、農畜産物を消費者に届けるための「販売事業」、組合員や地域の皆さまの貯金の受入や貸付を行う「信用事業」、いざという時の備えのための「共済事業」などの取り組みを通じ、地域の重要な経済機関として発展してきました。

地域農業の発展と、組合員はじめ地域の皆さまの暮らしを支援しています。



土と笑顔が煌く地域社会構築のため、豊かさを提供できる創造性を常に持つ自己完結型のJAを目指します。



組合員や地域の人々のくらしに密着しながら地域農業・地域社会の発展を目指しています。

協同組合の特性

当JAは、碧南市、刈谷市、安城市、高浜市、知立市を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助(お互いに助け合い、お互いに発展していくこと)を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関でもあります。

当JAの資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当JAでは資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当JAは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけではなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

プロフィール

■ 合併年月日	平成8年4月1日
■ 本店所在地	安城市御幸本町501番地1
■ 総資産	1兆1,127億円
■ 貯金残高	1兆454億円
■ 貸出金残高	1,862億円
■ 出資金	36億円
■ 組合員数	65,398人 正組合員: 13,868人 准組合員: 51,530人
■ 店舗数	信用店舗: 30店(本店営業部を含む) その他: 1店(安城更生病院店)

(令和8年3月31日現在)

JA あいち中央 自己改革工程表

JA あいち中央は、地域になくてはならないJA であり続けるため、自己改革の実践を支える持続可能な経営基盤の確立・強化とともに、組合員との徹底した対話を通じ、総合事業を基本として自己改革に取り組んでまいります。

自己改革実践の基本的考え方【下線項目はKPI 設定】

令和7年度は組合員との対話に基づく自己改革実践サイクルの取り組みとして「品種切替とICT等を活用した米・麦・大豆の栽培支援による収量増加」「園芸品目の直接販売の拡大と産直と連携した販売力の強化」「碧海そだち～オンラインショップ～」を通じた直接販売の拡大による売上増加」「地域特性に応じた魅力ある産直店舗づくりによる売上増加」に取り組みました。令和8年度は以下の内容に取り組めます。

- 1. 訪問活動や座談会を通じた「担い手との対話」を原点としてニーズを的確に把握します。
 - 2. 「農業者の売上増加・コスト低減」につながる担い手目線での必要な取り組みについて、目標及び実践具体策等を策定・実践し、改革の目的である「所得増大」を実現するほか、「地域の活性化」にも取り組みます。
 - ・担い手経営体・生産部会などを対象として、次のことに取り組めます。
 - ア. 変化に対応した新技術、資材の提案力発揮
 - イ. 高温障害に耐性のある品種への切替による収量・品質の向上
 - ウ. 部会活動活性化、就農支援と園地継承による生産力維持
 - エ. 園芸品目の産地力・販売力向上と直接販売の拡大
 - オ. 「碧海そだち～オンラインショップ～」による直接販売の拡大
- その他にも、次のことに取り組めます。
- ア. 地域農業の持続的発展に向けた態勢整備
 - イ. 農業経営、新規就農支援の取り組み実践
 - ウ. 米の安定集荷と支店等での販売促進による自己販売拡大
 - エ. 農産施設再編による運営効率化
 - オ. 産直店舗の発信強化による取扱量の確保
- また、これらの取り組みにあたり、必要な農業資金の供給にも取り組みます。
3. 改革の取り組みと成果について対話等を通じて評価を把握し、次の改革につなげることで、PDCAサイクルを回し、自己改革を着実に実践します。

自己改革を支える経営基盤の確立・強化の取り組みについて

令和7年度は組合員との対話に基づく経営基盤の確立・強化の取り組みとして、「効率的な営農部門体制整備の検討」「金融仲介機能を発揮した貸出金の伸長及び余裕金の戦略的な運用」「業務効率化による事業管理費の抑制」に取り組めました。しかしながら、JA あいち中央として行った損益シミュレーションにおいては、一定の事業利益は確保できるものの5年後には現在よりも事業利益が減少する見通しとなりました。よって、経営基盤強化による事業改革の継続、事業管理費の抑制などにより、その先を見通した損益改善に取り組んでいく必要があります。

自己改革の実践に向けた組合員の意思反映

令和7年度は組合員の意思反映に向けて、ふれあい訪問活動、准組合員利用者懇談会、支店座談会を実施しました。令和8年度につきましては、意思反映の前提として農業・JA の取り組みについてより理解を深めていただくため、LINE公式アカウントでの発信や広報誌「ACT」の送付により情報を積極的に公開します。その上で訪問活動等を通じて、意思反映を適切に行います。また、地域に根ざしたJA を目指して、広報モニター、ふれあい見学会等を通じて「地域農業の発展を支えるパートナー」である准組合員の声を聴くことで、正組合員と准組合員が一体となったJA 運営を実現します。

重点目標		実績値・目標値		
農業者の所得増大・農業生産の拡大				
項目				
新品種「あいちのこころ」への品種切替	売上増加効果(参考値)	令和7年度計画	令和7年度実績	令和8年度計画
	収量・品質向上による効果 (作付面積×収量差×等級向上による単価差) (注)			令和9年産作付確定面積400ha
園芸品目の産地力・販売力向上と直接販売の拡大 「碧海そだち～オンラインショップ～」を通じた売上増加	販売チャネルの転換による増加効果 (直接販売高×5%)	直接販売高 5.7億円	直接販売高 5.2億円	直接販売高 5.3億円
		1,200万円	1,801万円	1,900万円
産直店舗の発信強化による取扱量の確保	販売機会の創出による効果 (産直取扱高×85%)	取扱高 50億円	取扱高 57.2億円	取扱高 55.2億円
経営基盤の確立・強化				
項目		令和7年度計画	令和7年度実績	令和8年度計画
効率的な営農部門体制整備の検討		営農渉外体制の決定 園芸荷受、営農センター体制見直しの実践	新しい営農渉外体制の決定 園芸荷受、営農センター体制見直しの実践	新しい営農渉外体制の実践、営農部門体制見直しの継続検討
金融仲介機能を発揮した貸出金の伸長及び余裕金の戦略的な運用		信用事業総利益 58.2億円	信用事業総利益 56.6億円	信用事業総利益 59.9億円
業務効率化による事業管理費の抑制		事業管理費（人件費、減価償却費等を除く） 27.3億円	事業管理費（人件費、減価償却費等を除く） 26.0億円	事業管理費（人件費、減価償却費等を除く） 26.3億円
対話・意思反映				
項目		令和7年度計画	令和7年度実績	令和8年度計画
農業・JAへの理解を深めるための発信				くみボケ登録者数 15,000人
				広報誌「ACT」 配送数26,500件
組合員参画による支店組織活動の展開				組織活動参画数 50,000人
JAに対する理解・信頼・共感を育む「ふれあい訪問活動」の実施		面談率 70%	面談率 55.8%	面談率 70%

※農業者の所得増大・農業生産の拡大における、令和7年度の取組事項「品種切替やICT等を活用した米・麦・大豆の栽培支援による収量増加」は、目標19,000t に対して18,811t の実績となりました。

令和8年度は、組合員の皆さまからのご意見等を踏まえ、上記取組事項に替えて、昨今の米の高温障害による等級低下の影響を軽減するため、「新品種「あいちのこころ」への品種切替」の取り組みを進めます。

※対話・意思反映における「准組合員の「地域農業の発展を支えるパートナー」育成」においては、目標23,800人に対して22,591人の実績、「イキイキレディース参加者数」は、目標43,000人に対して、44,519人の実績となりました。

令和8年度は、上記取組事項に替えて、組合員の意思反映の前提として当JA の取り組みについてよりご理解いただけるよう、「JA への理解を深めるための発信」の取り組みを進めます。また、「組合員参画による支店組織活動の展開」について、男女問わず活動を拡げるため、目標値を「イキイキレディース参加者数」から「組織活動参画数」に変更しております。

(注) 参考効果額は、コシヒカリ及びあいちのかおりを、各200ha (合計400ha) あいちのこころに切り替えた場合を想定し、効果額（参考）として約8,900万円を見込んでおります。（一定の条件下における、収量・等級向上による単価差の想定数値を基に算出しています。）

地域とのつながり

community activities

社会的責任と貢献活動

JAあいち中央は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合い活動を通じた社会貢献に努めています。

地域農業の振興

- 令和7年度から農地賃貸借に関する契約が中間管理事業に集約されたことに伴い、管内行政と連携し手続きの変更や関係者への周知などを実施
- 農業経営支援にあたり、営農支援室と農業金融サポート室を中心とした「経営支援チーム」を設置し、個々の農家の経営実態に応じた改善提案を実施
- 農地中間管理機構（農地集積バンク）の情報提供と管内5市において合計3,063haの取り扱いの実施
- 産直就農塾を通じた産直運営協力会員の育成及び栽培講習会などによる生産者育成の強化
- 農業後継者支援事業として、修学中の農業後継者4名に奨学金、新規就農者10名に就農祝金を授与



▲ 新規就農者激励会



▲ 農業用廃ビニールを回収

身近な環境問題への取り組み

- 農業から排出される廃棄物の適切な処理に向けた使用済み廃ビニール・廃ポリの回収（72.4t）、廃農薬の回収（3.1t）等を実施
- 「空き缶・空き瓶回収運動」を28支店で実施

地産地消・食農教育への取り組み

- 広域マスメディア（新聞、TV等）にて地元農産物及び地産地消のPRを実施
- 学校給食や地元企業の食堂への地場野菜の直接販売の実施
- 料理研究家等とのコラボ企画や企業への出張販売、コラボ商品の開発、協賛イベントの開催
- 「親子農業体験スクール“あおみっ子”」を管内の小学校の1年生から6年生とその保護者を対象に開催
- 食農教育絵本「あおみっ子のゆめ」を作成し、管内の保育園・幼稚園・こども園等を通じて年長園児へ寄贈（約5,000冊）



▲ 食農教育絵本を卒園児にプレゼント

安全・安心な農産物づくりへの取り組み

- 農業者所得の増大へ向け品目別販売戦略の実践、販売力・ブランド力強化に向けたファーマーズマーケット、量販店等での販売促進活動の実施
- 地元農畜産物ブランド「碧海そだち」の推進活動の実施
- 栽培履歴記帳や残留農薬分析の継続実施と国際水準GAP※の導入による高度化
- 営農渉外および営農センター窓口職員を対象に肥料農薬の研修会を実施
- 産直店舗における出荷品の抜き打ち残留農薬検査（174検体）、農薬取扱講習会、食品表示管理士による店舗巡回指導、農産物品質巡回の実施

※国際水準GAP
消費者や取引先に対して「安全」な食品を提供することはもちろんのこと、農作業安全の確保や環境負荷の低減など、将来にわたって農業生産が維持・拡大できるように取り組むべき項目をまとめたものです



▲ 農産物の安全・安心対策本部会議

健康管理活動、福祉関連への取り組み

- 年友の会活動における、健康ウォーキング、グラウンド・ゴルフ大会、ゲートボール大会の開催
- 助け合い活動組織「みのりの会」によるミニデイサービス「ふれあい広場」の開催
- デイサービスでは、より幅広い利用を目指し「要支援」の方の受け入れや介護予防のための支援「短期集中型介護予防サービス」を実施
- 介護支援の活動を知っていただくため、Instagram、YouTube等の発信
- 誕生30年記念企画として、ウォーキングイベントを開く



▲ 誕生30年記念企画「サンキュー感謝ウォーク」

地域社会とのふれあい

- JAまつり・地区農業まつり、支店まつりの開催による地域との交流活動
- 全支店での「支店たより」の発行による支店を核とした情報の提供
- 保育園・幼稚園・認定こども園の協力による「園児の手形展」の実施
- 碧南・刈谷・高浜地区の「農畜産物品評会」「農畜産物総合共進会」の実施



▲ 支店まつり「肥料袋でダイコン栽培」表彰式

情報の発信

- 組合員向け広報誌「ACT」、地域住民向け情報誌「WAO!」、ホームページを通じた情報提供
- 新入職員を中心とした「農の応援団」活動の継続実施、農産物キャラクター「あおみっ子ファミリー」を活用したPRの実施
- X(旧Twitter)、Facebook、Instagram、YouTube等、各SNSによる情報発信
- LINE公式アカウント「JAあいち中央 いい「土」いい「笑顔」」を立ち上げ、JAをより身近に感じてもらえるサービス「くみポケ」を実装



▲ いちご部会品評会

・当組合では、監事監査を実効的なものとするため、理事会等の重要な会議を通じて、監事に対し情報提供を行うとともに、監事と常勤役員が半期ごとに意見交換の場を設けている。また、検査部は、監事との緊密な連携を通じて監査機能の実効性の向上に努めている。

6. 子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社等における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢が整備され、適正かつ効率的に業務が執行されるよう、必要な助言・指導を行う。
- ②「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

＜運用状況について＞

- ・子会社等において、当組合に準じた規程・マニュアル等を整備し、監査役及び当組合の検査部が監査を行うことにより業務執行の適正性・有効性を確保している。
- ・「子会社管理規程」に基づき、子会社等の管理業務を統括する総合企画部が、子会社における内部統制構築・運用の支援やリスクの把握に努め、重要な事項については理事会に報告している。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ①会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ②適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③法令の定めに基づき、ディスクロージャー誌等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャー誌に記載する。

＜運用状況について＞

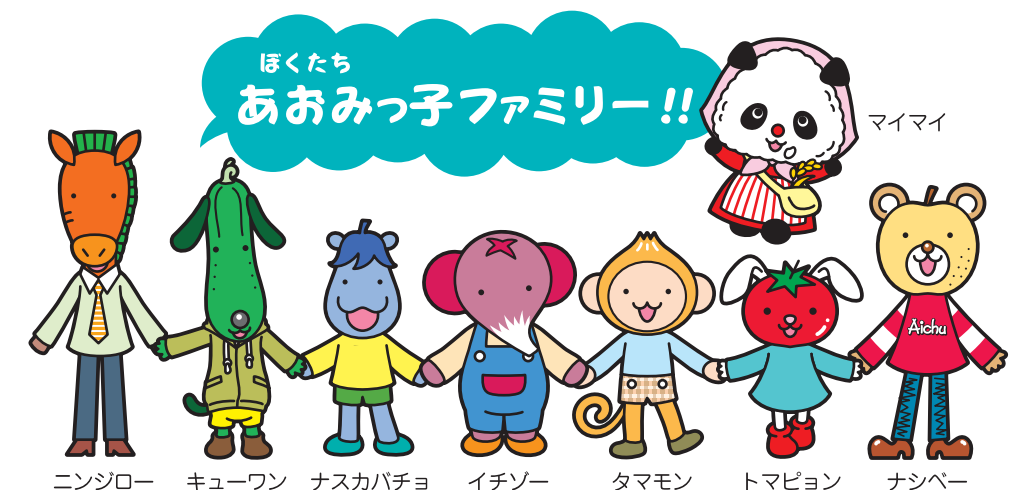
- ・経理規程や決算基準等を整備し、それらに基づき適切な会計処理を行っている。また、適切な財務諸表を作成する体制を構築するために、決算担当部署である経理課に適切な人員を配置するとともに、外部研修の受講等により人材育成に取り組んでいる。
- ・財務諸表作成にかかる正確性を検証するために、チェックリスト方式による確認を行うとともに、検査部が決算業務にかかる内部管理体制の適正性・有効性を検証している。これらの過程を経て、適切な財務情報とその適正性、内部監査の有効性について、毎年度、ディスクロージャー誌等にて開示を行っている。

8. 県中央会の業務監査、経営相談との連携

当組合の適切な内部統制の構築・運用を図るため、県中央会の業務監査、経営相談と連携する。

＜運用状況について＞

- ・県中央会の業務監査による経営上の重大なリスクに対する統制状況の検証、拠点往査等により、内部統制システムの運用状況について外部目線による評価を受けている。また、県中央会の業務監査の指摘事項について、改善に取り組むとともに、内部監査も活用してその改善状況をフォローしている。
- ・経営上の各種課題について、県中央会からの情報提供および経営相談により早期にリスクを認識し、課題解決を図っている。



リスク管理の状況

【リスク管理体制等】

組合員・利用者の皆さまに安心して当ＪＡをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく体制を整備しています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当ＪＡではマネロン等対策を重要課題の１つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店の金融部融資管理課において各支店と連携を図りながら与信点検を行い、リスク管理部審査課において与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、必要額を貸倒引当金として計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価値が減少するリスクのことです。

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭ※を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

※ＡＬＭ

Asset Liability Managementの略。資産と負債を総合的に管理することにより、金利変動や為替相場の変動などの市場リスクと流動性リスクを管理する手法。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスク及び、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクです。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めています。

法令等遵守の体制

企業等による倫理の欠如、法令等遵守の欠如がもたらした不祥事が相次ぎ、企業等の社会的責任が強く問われています。このような中、当ＪＡでは、法令等遵守（コンプライアンス：Compliance）を経営の最重要課題と位置付け、業務運営に取り組んでいます。なお、このコンプライアンスとは、関連する法令等を守って行動することですが、遵守の対象は法令にとどまらず社会規範や倫理、契約にかかる内部規定も含んだ広範囲のルールに及んでいます。

運営態勢

コンプライアンスを確実に実施するため、コンプライアンス委員会、コンプライアンス統括部署（リスク管理部）等を設置してその役割を定めるとともに、関係組織の役割を明確化し、内部管理態勢全体の運営方法を規定した「コンプライアンス規程」を制定し、実践しています。

基本方針

コンプライアンスの実践にかかる基本方針として、「倫理憲章」を遵守基準とした「行動規範」「コンプライアンス・マニュアル」等を制定し、諸規程全般からなる役職員向け手引書を通じて全役職員を対象とした研修会等を開催し、周知・徹底を図っています。

また、コンプライアンス態勢を明確にするために、内部監査、監事監査、会計監査人監査はもとより全部署のコンプライアンス責任者による自主検査を実施し、職員一人ひとりがコンプライアンスに対する意識を高める取り組みを実施しています。

全般統制整備

全般統制整備は、コンプライアンスにかかる取組計画を定める事業計画として位置付けられ、経営者がＪＡ内のガバナンスの状況を確認するために整備するものです。現在、コンプライアンスプログラム、個人情報保護計画、総合的なリスク対策、アクションプログラム（系統金融検査マニュアルへの対応）等、様々な取り組みを包含した形で取り組みを進めています。

内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店等を対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

利用者保護等管理方針

あいち中央農業協同組合（以下「当組合」という。）は、農業協同組合法その他関係法令等により営むこの当組合の事業の利用者（利用者になろうとする者を含みます。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行うものとします。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切にかつ十分に行います。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当組合が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当組合との取引にに伴い、当組合の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

個人情報保護方針

あいち中央農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1. 当組合は、個人情報を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
個人情報とは、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい（保護法第2条第1項、第2項）、以下も同様とします。
また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
特定個人情報とは個人番号をその内容に含む個人情報をいい（番号利用法第2条第8項）、以下も同様とします。
2. 当組合は、個人情報の取扱いについて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を取扱います。ただし、特定個人情報については、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。
ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。
3. 当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。
4. 当組合は、取扱う個人データおよび特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。
なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。
5. 当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。
6. 当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）および匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。
7. 当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。
8. 当組合は、保有個人データ等について、法令に基づきご本人からの開示、訂正・利用停止等に応じます。
保有個人データとは、当組合が、本人又はその代理人から求められる開示、内容訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止のすべてに応じることができる権限を有する個人データをいいます（保護法第16条第4項）。
9. 当組合は、個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。
10. 当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

利益相反管理方針の概要

当ＪＡあいち中央（以下「当ＪＡ」といいます。）は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

1. 対象取引の範囲
本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当ＪＡの行う信用事業関連業務および共済事業関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。
2. 利益相反のおそれのある取引の類型
「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。
（１）お客さまと当ＪＡの間の利益が相反する類型
（２）当ＪＡの「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型
3. 利益相反の管理の方法
当ＪＡは、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。
（１）対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
（２）対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
（３）対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当ＪＡが負う守秘義務に違反しない場合に限りです。）
（４）その他対象取引を適切に管理するための方法
4. 利益相反管理体制
（１）当ＪＡは、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当ＪＡ全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当ＪＡの役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた利益相反管理についての周知徹底に努めます。
（２）利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。
5. 利益相反管理体制の検証等
当ＪＡは、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

金融円滑化管理方針

あいち中央農業協同組合（以下「当組合」という。）は、農業専門金融機関・地域金融機関として、「健全な事業を営む農業者を始めとする地域の利用者に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割の一つ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組むこととする。

1. 当組合は、利用者からの新規貸出や貸出条件の変更等の申込みがあった場合には、利用者の特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努める。
2. 当組合は、事業を営む利用者からの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、利用者の経営改善に向けた取組みを支援できるよう努める。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努める。
3. 当組合は、利用者から新規貸出や貸出条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、説明および情報提供を適切かつ十分に行うよう努める。
また、申込みを謝絶する場合には、その理由をできる限り具体的かつ丁寧に説明することに努める。
4. 当組合は、利用者からの新規貸出や貸出条件の変更等の相談・申込みに対する問合せ、相談、要望および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、利用者の理解と信頼が得られるよう努める。
その際、金融仲介機能の発揮のために必要であると判断した事項については適切な対応に努める。
5. 当組合は、農業者を始めとする中小企業者からの新規貸出や貸出条件の変更等の申込みがあった場合および住宅資金の借入者からの貸出条件の変更等の申込みについては、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、愛知県農業信用基金協会等との緊密な連携を図るよう努める。この場合、これらの関係機関から照会を受けたときは、守秘義務に留意しつつ、利用者の同意を得たうえで情報を交換するなど連携に努める。
6. 当組合は、利用者からの貸出条件の変更等の申込みに対して、円滑な措置を取ることができるよう必要な体制を整備する。
具体的には、理事会において当組合全体の金融円滑化管理にかかわる方針、規程等の制定と対応措置の実施状況の管理等に努める。
また、金融共済担当常務理事を「金融円滑化管理責任者」として配置し、役職員に対する方針、規程等の周知徹底に努める。
さらに、貸出業務の取引実施部署に金融円滑化管理を担当する「金融円滑化管理担当者」を配置し、当該部署における金融円滑化管理にかかわる方針、規程等の周知徹底に努める。
7. 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

あいち中央農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

●管理態勢等

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

●マネー・ローンダリング等の防止

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公

安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

●反社会的勢力等との決別

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

●職員の安全確保

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

●外部専門機関との連携

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

お客様からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）に対する当組合の基本方針

あいち中央農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、基本理念のもと、組合員・利用者の皆様（以下、「お客様」といいます。）に対して真摯に対応し、信頼や期待に応えることで、より高い満足を提供することを心がけていますが、昨今の情勢を鑑み、当組合の職員が、お客様から、社会通念上相当な範囲を超えた要求や言動があった場合の基本的な方針を下記に定めます。

1. 当組合のカスタマーハラスメントの定義

お客様からの常識の範囲を超えた要求や言動により、職員の人格を否定する言動、暴力、各ハラスメント等、職員の尊厳を傷つけるもので、これらの行為により、職場環境の悪化を招くものを当組合のカスタマーハラスメントとして取扱います。

2. ハラスメント行為の例（参考：厚生労働省資料より）

①時間拘束型

長時間にわたり、お客様が職員を拘束する、居座りをする、長時間電話を続ける。

②リピーター型

理不尽な要望について、繰り返し電話で問い合わせをする、または面会を求めてくる。

③暴言型

大きな怒鳴り声をあげる、「馬鹿」といった侮辱的発言、人格の否定や名誉を毀損する発言をする。

④暴力型

殴る、蹴る、たたく、物を投げつける、わざとぶつかってくる等の行為を行う。

⑤威嚇・脅迫型

「殺されたいのか」といった脅迫的な発言をする、反社会的勢力とのつながりをほのめかす、異常に接近する等といった、職員を怖がらせるような行為をとる。または、当JAのブランドイメージを下げるような脅しをかける発言をする。

⑥権威型

正当な理由なく、権威を振りかざし要求を通そうとする、お断りしても執拗に特別扱いを要求する。または、文書等での謝罪や土下座を強要する。

⑦店舗外拘束型

職場外であるお客様の自宅や特定の喫茶店などに呼びつける。

⑧SNS／インターネット上での誹謗中傷型

インターネット上に名誉を毀損する、またはプライバシーを侵害する情報を掲載する。

⑨セクシュアルハラスメント型

職員の身体に触る、待ち伏せする、つきまとう等の性的な行動、食事やデートに執拗に誘う、性的な冗談といった性的な内容の発言を行う。

3. ハラスメントに対する対応

お客様による行為について、当組合がハラスメントにあたると判断した場合、お取引をお断り又は中止させていただくことがあります。

なお、悪質なケースについては、警察・弁護士等に相談のうえ、必要な措置を講じ、組織的に対応します。

4. お客様へのお願い

お客様におかれましては、本方針に対するご理解とご協力のほど、何卒よろしくお願いいたします。

当組合は、今後も引き続き、お客様とより良好な関係を築いていけるよう努めてまいります。

金融ADR（裁判外紛争解決）制度への対応

①苦情措置設置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

<当JAの相談・苦情等受付窓口>

◇信用事業

・金融部金融課

電話番号：0566-73-5506

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

※相談・苦情等については、まずは当組合の窓口へお申出ください。なお、下記JAバンク相談所でも、JAバンクに関するご相談・苦情をお受けしております。

・JAバンク相談所（（一社）JAバンク・JFマリンバンク相談所）

電話番号：03-6837-1359

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

◇共済事業

・共済部共済課

電話番号：0566-73-5521

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

※相談・苦情等については、まずは当組合の窓口へお申出ください。なお、JA共済相談受付センターでも、相談・苦情等のほか、JA共済全般に関するお問い合わせをお電話で受け付けております。

・JA共済相談受付センター（JA共済連全国本部）

電話番号：0120-536-093

受付時間：午前9時～午後6時（月曜日～金曜日）

午前9時～午後5時（土曜日）

※日・祝日および12月29日～1月3日は休業日

②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

◇信用事業

愛知県弁護士会紛争解決センター

電話番号：052-203-1777（本会）

0564-54-9449（西三河支部）

受付時間：午前10時～午後4時 月曜日～金曜日（祝日および年末年始を除く）

◇共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

※各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。

JAあいち中央のあゆみ (沿革)

history

JAあいち中央のあゆみ (平成8年度～令和7年度)

平成8年4月 (1996年)	碧南市農業協同組合、刈谷市農業協同組合、 安城市農業協同組合、高浜市農業協同組合、 知立市農業協同組合の5JAが合併し、 あいち中央農業協同組合(JAあいち中央) 発足
5月	5市・JA農政連絡協議会設置
6月	年金友の会設立総会開催
8月	農政対策協議会発足
12月	胡瓜選果場竣工
12月	インターネットホームページ開局 (http://www.jaac.or.jp/)
平成9年4月	青年部設立総会開催
9月	知立支店改装竣工
12月	吉浜支店新築竣工
12月	農協法公布50周年記念大会
平成10年4月	碧南あおいパーク産直オープン
6月	碧南給油所オープン
11月	産直センター刈谷中部オープン
11月	碧南経済センターオープン(現碧南営農センター)
12月	グリーンセンター安城東部オープン
平成11年4月	JAパーク東刈谷オープン
9月	投資信託窓口販売業務取扱開始
9月	安城中部・安城北部営農サブセンターオープン
平成12年4月	福祉健康相談センター(アクトプラザ)オープン
5月	碧海農政懇話会設立大会
平成13年4月	知立西支店新築オープン (上重原支店・西中支店が統合)
4月	知立支店新生オープン (谷田支店・ハツ田支店・新林支店が統合)
4月	グリーンセンター知立オープン
7月	知立東支店新築オープン (牛田支店・八橋支店が統合)
9月	本店西館竣工
平成14年1月	セレモニーホール知立オープン (現やすらぎホール知立)
5月	安城更生病院出張所オープン(現安城更生病院西)
8月	刈谷営農センター新築移転オープン
9月	産直センター刈谷南新築移転オープン
平成15年2月	年金友の会 会員2万人達成記念大会
3月	刈谷南支店新築オープン (小垣江支店・高須支店・半城土支店が統合)



▲ 誕生30年記念大会の開催

3月	デイサービスシンシア(通所介護施設) オープン(現デイサービス刈谷南)
11月	碧南ひがし支店新築オープン(日進支店・ 神有支店・旭支店・鷲塚支店が統合)
11月	碧南東部営農センター新築移転オープン
11月	碧南ひがし給油所オープン
平成16年4月	桜井支店改装オープン (藤野支店・桜井北支店・小川支店・三ツ川支店が統合)
11月	高浜支店新築オープン (高浜北部支店・高浜南部支店が統合)
11月	富士松支店新築オープン (泉田支店・今川支店・今岡支店が統合)
12月	かりがね支店新築オープン (一ツ木支店・築地支店が統合)
平成17年1月	信用事業システムを全国統一システム (JASTEMシステム)に変更
4月	刈谷北部支店新築オープン (東境支店・井ヶ谷支店・西境支店・一里山支店が統合)
4月	刈谷北部営農センター新築移転オープン
4月	産直センター刈谷北部新築オープン
4月	三河安城北支店新築オープン (篠目支店・池浦支店が統合)
5月	JAあいち中央合併10周年記念大会
7月	グリーンセンター安城北部改築オープン
11月	新安城支店新築オープン (今村支店・里支店・東山支店が統合)
11月	安城北部営農センターオープン
11月	小山支店新築オープン (小山支店・熊支店・高津波支店が統合)
12月	安城西支店新築オープン (福釜支店・榎前支店が統合)

JAあいち中央のあゆみ

平成18年1月	桜井営農センター、桜井農機センター(現桜井 農機サービスセンター)全面改装オープン
3月	碧南中支店新築オープン (新川支店・天王支店が統合)
7月	ローン相談センター開設
11月	産直センター安城桜井新築オープン
11月	やすらぎホール新安城オープン
12月	高棚支店新築オープン (高棚支店・新池支店が統合)
12月	産直センター高浜オープン
12月	書庫センター(重要書類保管施設)竣工
平成19年3月	碧南みなみ支店新築オープン (大浜支店・棚尾支店・前浜支店・碧南支店が統合)
4月	刈谷中支店新築オープン (元刈谷支店・重原支店が統合)
4月	やすらぎホール刈谷オープン
10月	安祥支店新築オープン (東尾上支店・西尾支店が統合)
10月	Jセルフ二本木給油所オープン (二本木給油所をセルフ式に改装)
11月	やすらぎホール碧南オープン
11月	安城東支店新築オープン (平貴支店・新田支店・三別支店が統合)
11月	安城中支店新築オープン (赤松支店・石井支店が統合)
12月	産直センター安城東部新築移転オープン
平成20年3月	三河安城支店新築オープン (箕輪支店・明横支店が統合)
3月	安城南支店新築オープン (和泉支店・城ヶ入支店・根崎支店が統合) 〈支店再編計画の完了〉
3月	デイサービスシンシアいすみ(通所介護施設) オープン(現デイサービス安城南)
4月	Aコープ安城南支店改装オープン
平成21年3月	東端支店を安城南支店へ統合
5月	マイホームくらぶ発足
7月	Jセルフ桜井給油所オープン (桜井給油所をセルフ式に改装)
12月	Jセルフ碧南給油所オープン (碧南給油所をセルフ式に改装)
平成22年2月	年金友の会会員3万人達成記念大会
4月	産直センター安城南支店オープン
12月	知立支店新築オープン
平成23年4月	志貴支店を新安城支店へ統合 デイサービス刈谷北オープン
平成24年4月	デイサービス碧南、デイサービス安城北オープン
平成25年5月	ファーマーズマーケットでんまゐと安城西部オープン
10月	(株)JAあいちエネルギーにJセルフ碧南・ 二本木・桜井給油所の経営を委託

平成27年2月	平成26年度JA広報大賞表彰式(総合の部大賞受賞)
3月	新本店竣工
5月	JAあいち中央誕生20周年記念大会
9月	本店施設総合オープン
平成28年7月	多目的総合集出荷場稼働
平成29年5月	ファーマーズマーケットでんまゐと安城北部オープン
9月	年金友の会会員4万人達成記念大会
平成31年4月	産直運営協力会設立生産者大会
令和元年10月	女性大学「ときいろカレッジ」開講
令和2年11月	准組合員利用者懇談会
令和3年6月	農産物ネット販売サイト「碧海そだち〜オ ンラインショップ〜」開設
7月	「フレミズの森」開始
12月	ファーマーズマーケットでんまゐと刈谷南オープン
令和5年2月	令和4年度JA広報大賞表彰式(総合の部大賞受賞)
令和6年6月	でんまるしえ起工式

【令和7年度】

令和7年4月	事業計画等総代説明会 でんまるしえ竣工式
5月	イキイキレディース代表者会議 農産物の安全安心対策本部会議 誕生30周年記念年金友の会定期総会
6月	地区別総代説明会 複合施設「でんまるしえ」オープン 第29回通常総代会
7月	全体運営協議会 新規就農者激励会 ふれあい見学会 イキイキレディース代表者会議 上期支店座談会
8月	農業後継者育成奨学金授与式 農政対策協議会
9月	地区農政対策委員会 誕生30周年記念年金友の会カラオケ中央発表会 誕生30周年記念大会 「くみボケ」誕生
10月	ふれあい見学会 誕生30周年記念年金友の会ゲートボール中央大会 農政懇談会(〜12月) 誕生30周年記念年金友の会グラウンド・ゴルフ中央大会
11月	JAまつり、地区農業まつり(〜1月)
12月	イキイキレディース代表者会議
令和8年1月	総代研修会
2月	地区運営協議会 下期支店座談会
3月	みのりの会総会 青年部総会

トピックス (令和7年度の主な活動)

topics

信用事業

【各種キャンペーンの実施】

- 夏の農業応援定期貯金
- 冬の農業応援定期貯金
- 年金振込強化キャンペーン
- 住宅ローンキャンペーン
- マイカーローンキャンペーン
- 教育ローンキャンペーン
- JAカードキャンペーン

【各種相談会等の実施】

- 無料年金相談会
- 休日ローン相談会
- 税務、法律、相続、遺言相談
(※地域開発部主管)



▲ 利用者にJAカードの魅力を伝えるJA職員

共済事業

【各種キャンペーンの実施】

- 3Q訪問活動(5月)

【各種相談会等の実施】

- 自動車共済休日相談(本店)
- 農機センター展示会にて事故防止に向けた啓発活動
- 農業者賠償責任共済の普及活動

【交通安全教室の実施】

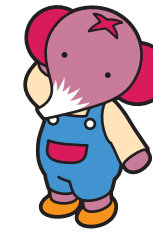
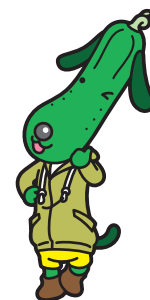
- 自転車交通安全教室の開催



▲ 学生の自転車事故を無くすために
自転車交通安全教室を開く

講演会等の実施

- 組合員学習会(11回開催)
- 遺言信託勉強会(10回開催)
- 女性学校(10月・11月・12月)
- 女性大学「ときいるカレッジ」(3月より開講)



▲ 親子農業体験スクール「あおみっ子」で
ニンジンが出荷されるまでの流れを見学する参加者

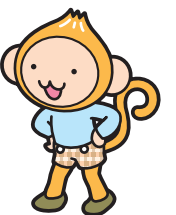
地域社会とのふれあい

- 親子農業体験スクール「あおみっ子」(6月、10月、12月)
- J A A Cゴルフ大会(9月、3月)
- 空き缶、空き瓶回収運動
- 園児の手形展(11月)
- 農畜産物品評会・農畜産物総合共進会(11月、1月)
- 新規就農者激励会(7月、農業後継者育成奨学金授与式(8月))
- 食農教育絵本「あおみっ子のゆめ」を年長園児へ寄贈(2月)



年金友の会

- 年金友の会定期総会(5月)
- 支部長研修会(8月)
- カラオケ中央発表会(9月)
- ゲートボール中央大会(10月)
- グラウンド・ゴルフ中央大会(10月)
- 健康 ゴルフミーティング(11月)
- ゲートボールリレーション3大会(3月)
- 短歌・俳句募集



▲ 高所作業車に乗って田んぼアートを鑑賞する来場者



▲ 新産直店舗を含む複合施設「でんまるしえ」オープン

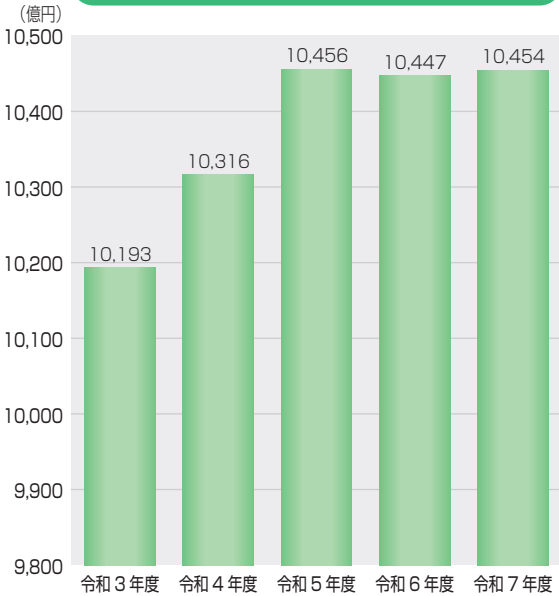
誕生30年と新たなスタート

- 誕生30年記念大会の実施
- 各部署における誕生30年記念事業の実施
- J Aをより身近に感じてもらえるサービス「くみポケ」誕生
- 新産直店舗を含む複合施設「でんまるしえ」オープン

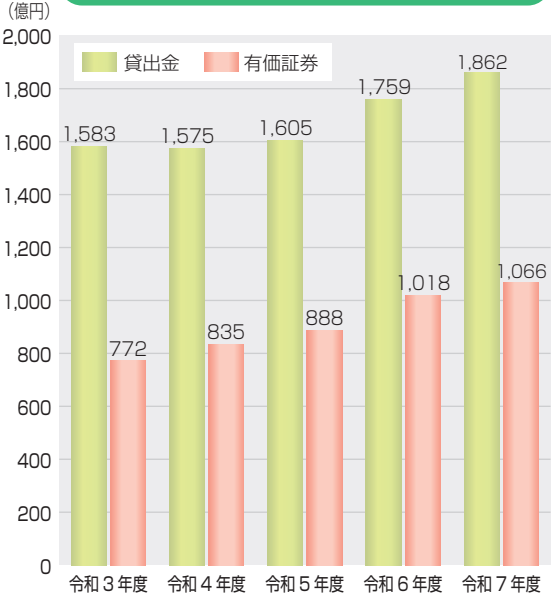
経営状況

operational performance

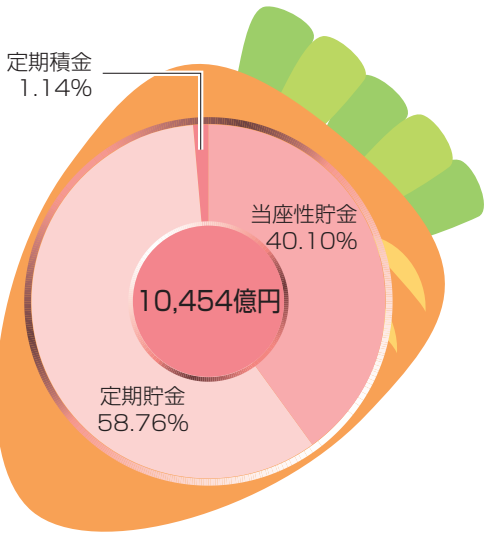
貯金残高の推移



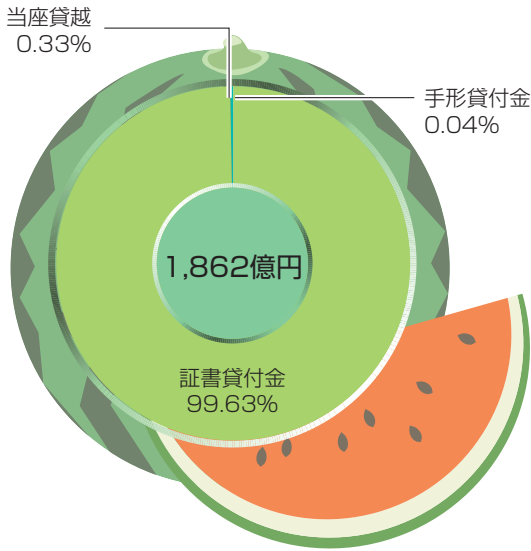
貸出金・有価証券残高の推移



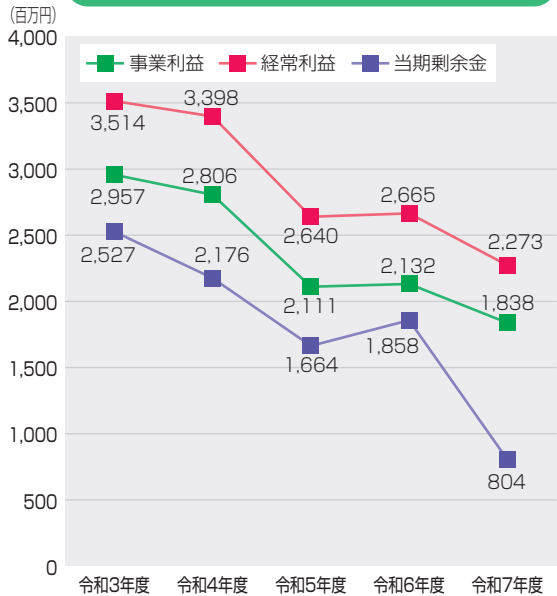
貯金の構成 (令和7年度)



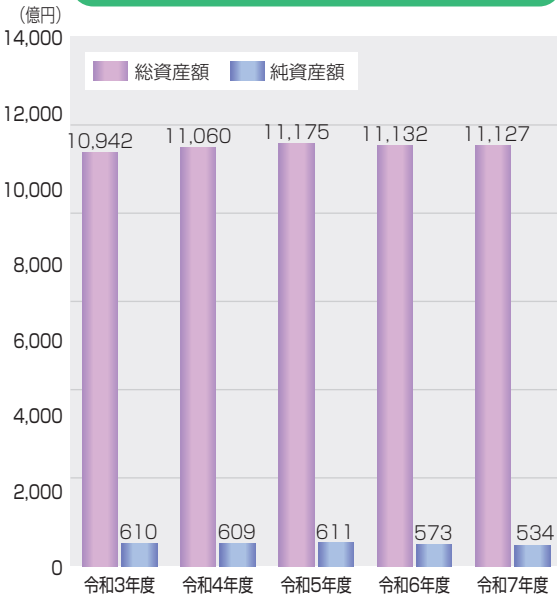
貸出金の構成 (令和7年度)



事業利益・経常利益・当期剰余金の推移

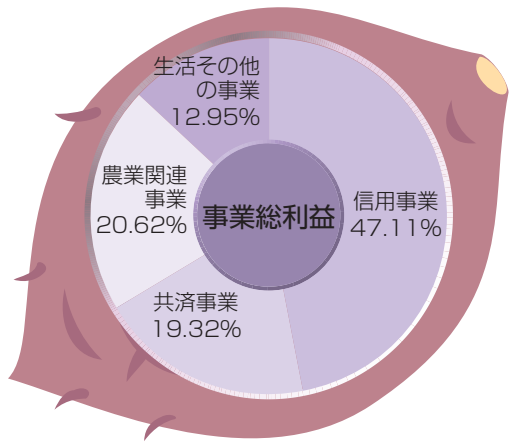


総資産額・純資産額の推移

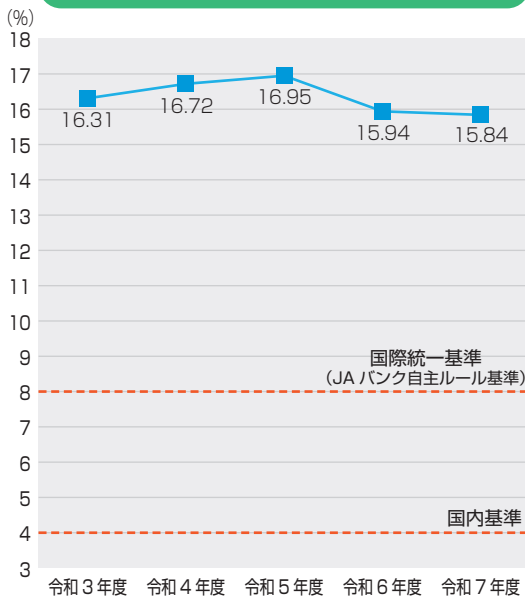


事業総利益に占める各事業の割合

(営農指導事業を除く) (令和7年度)



単体自己資本比率

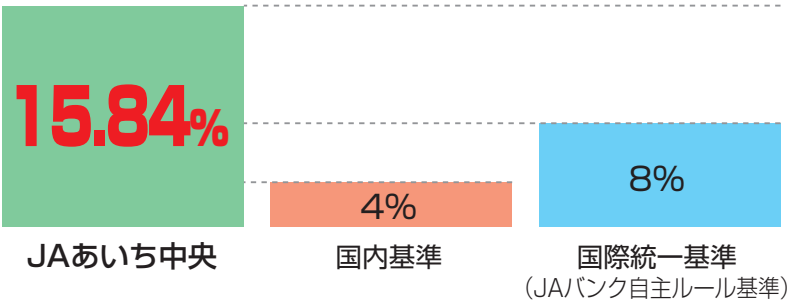


自己資本の状況

capital ratio

◆自己資本比率

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和8年3月末における自己資本比率は、15.84%となりました。



◆経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	あいち中央農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	3,616百万円（前年度3,621百万円）

※令和8年3月31日現在

◇自己資本比率の算定に関する方針

当JAでは、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

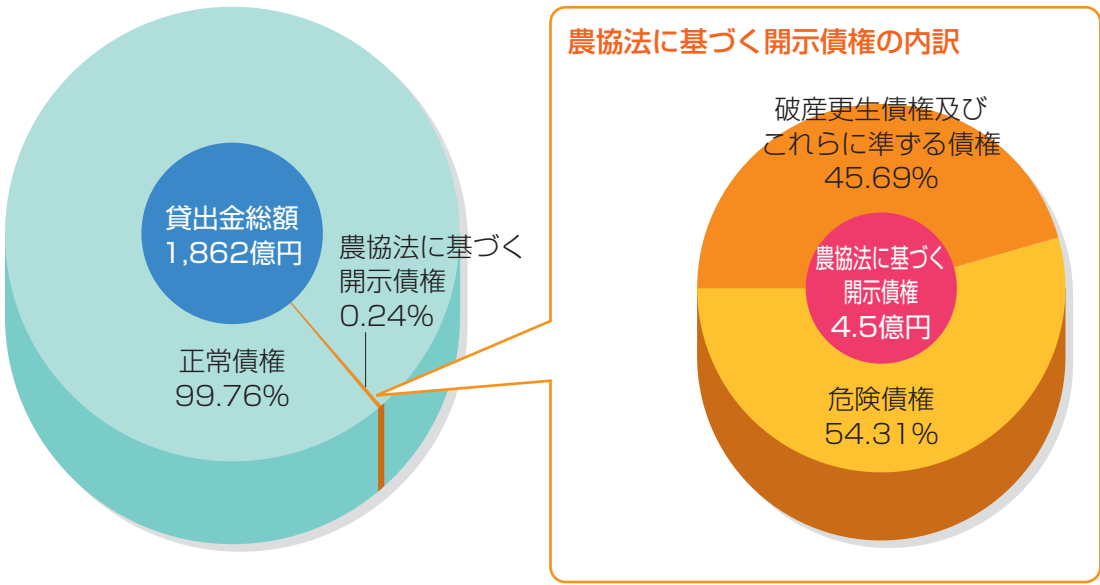
また、組織面では、事業推進部門から独立した経営企画部門が自己資本比率を算出し、けん制機能が発揮される態勢を整備しています。

当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

農協法に基づく開示債権の状況

disclosure claims

貸出金総額に占める農協法に基づく開示債権比率



破産更生債権及びこれらに準ずる債権 …… 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権 …… 債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、経営に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性が高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

※農協法に基づく開示債権については、担保・保証及び貸倒引当金によって保全されています。

JAバンクが選ばれる理由

reason to select

安心のしくみ

safety system

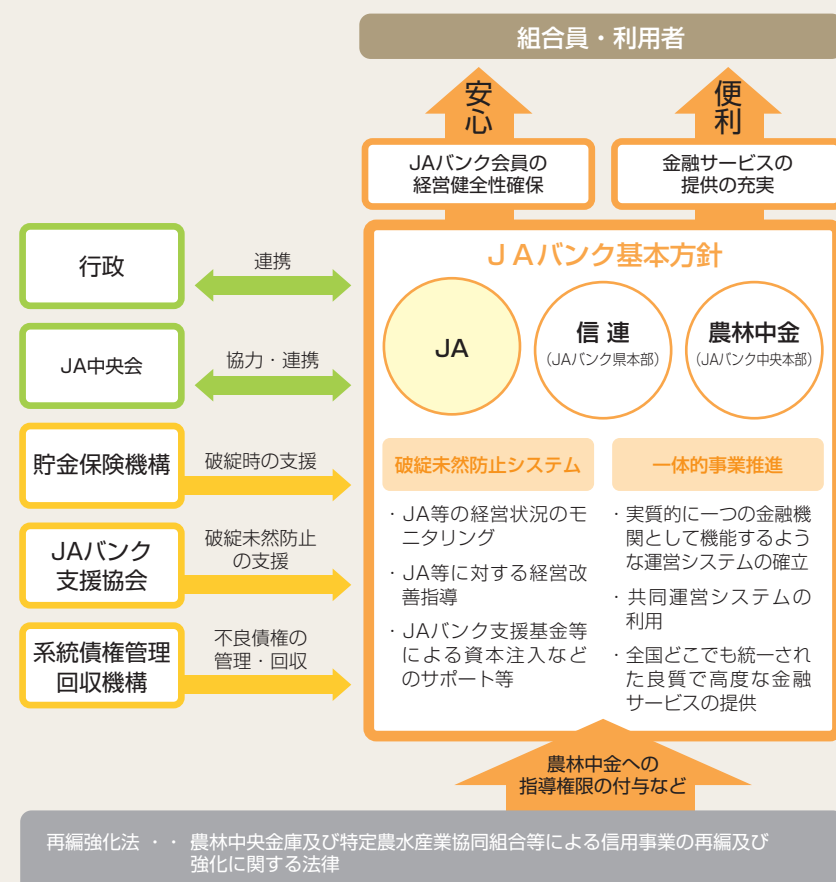
JAバンクシステム

万全の態勢で組合員・利用者の皆さまに、
「より一層の便利と安心」をお届けします

組合員・利用者の皆さまから一層信頼され安心してご利用いただくため、「JAバンク基本方針」に基づいて、JA・信連・農林中金が一体的に事業運営に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、民間最大級の全国店舗網ときめ細かいお客さまとの接点を活かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業推進」の2つの柱で成り立っており、組合員・利用者の皆さまに、安心と便利をお約束する仕組みです。

JAバンクシステム

JAバンクには、
「JAバンク・セーフティネット」があります。

JAバンクは、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」により「JAバンク・セーフティネット」を構築し、組合員・利用者の皆さまに、より一層の「安心」をお届けしています。

JAバンク・セーフティネット

JAバンク独自の制度

破綻未然防止システム
破綻未然防止のための
JAバンク独自の制度

「破綻未然防止システム」は、JAバンク全体としての信頼性を確保するための仕組みです。JAバンク法（農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）に基づき、「JAバンク基本方針」を定め、JAの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しいJAバンク独自の自主ルール基準（達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など）を設定しています。また、JAバンク全体で個々のJAの経営状況をチェックすることにより適切な経営改善指導を行います。

安心の公的制度

貯金保険制度
貯金者等保護のための
公的な制度

「貯金保険制度」は、貯金者保護のための国の公的な制度であり、JA・信連・農林中金などが加入しています。この制度は政府・日銀・農林中金・信連などの出資により設立された貯金保険機構によって運営されており、JAなどから収納された保険料を原資に、万一JAが経営破綻して貯金の払い戻しが出来なくなった場合などに貯金を一定の範囲で保護します。「貯金保険制度」における貯金者保護のための仕組みは、「預金保険制度」（銀行・信金・信組・労金などが加入）と基本的に同じです。

破綻未然防止システム

JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には以下のとおりです。

破綻未然防止システム

- 個々のJAの経営状況についてモニタリング(チェック)を行い、問題点を早期に発見。
- 経営破綻にいたらないよう、早め早めに経営改善などを実施。
- 必要の際には、全国で拠出した「JAバンク支援基金」などを活用し、個々のJAの経営健全性維持のため必要な資本注入などの支援を行います。

貯金保険制度(農水産業協同組合貯金保険制度)

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金等の払出しができなくなった場合などに、貯金者等を保護し、また、資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。

この制度は、銀行・信金・信組・労金等が加入する「預金保険制度」と同様の内容になっています。

- JAバンクとは
金融サービスの提供により、農林水産業や国民経済の発展に貢献いたします。
- 選ばれる金融機関として
組合員・利用者の皆さまから選ばれる金融機関であり続けるよう努めています。
- JAバンクシステム
万全の体制で組合員・利用者の皆さまに、より一層の「便利」と「安心」をお届けします。
- JAバンク・セーフティーネット
組合員・利用者の皆さまから一層信頼されるJAバンクの確立に努めています。

JAバンク(信用事業)のご案内

(令和8年4月1日現在)

信用事業は、貯金、融資、為替など、いわゆる銀行業務を行っています。

この信用事業は、JA、信連(信用農業協同組合連合会)、農林中金(農林中央金庫)という三段階の組織が有機的に結びつき、JAバンク(系統金融)として大きな力を発揮しています。

貯 金

組合員はもちろん地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。また、全国のJAでの貯金の出し入れをはじめ、銀行や信用金庫、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストアなどでも現金の引き出しができるキャッシュサービスの取扱いをしています。

融 資

組合員への融資をはじめ、地域の皆さまの暮らしや農業者・事業主の皆さまの事業に必要な資金をご融資しています。また、地方公共団体、農業関連産業などへも融資し、地域経済の向上・発展に貢献しています。さらに、住宅金融支援機構、日本政策金融公庫等のお申込みの取次ぎも行っています。

為 替

全国のJA・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、JAの本支店をとおりて全国の各金融機関へ安全・迅速・確実に振込、送金などができる為替の取扱いをしています。

国債・投資信託の窓口販売

国債(個人向け国債、中長期利付国債)や投資信託の窓口販売の取扱いをしています。

自動受取・自動支払サービス

給与・年金・株式配当金などの自動受取りサービスや、電気・電話・ガスなどの公共料金、新聞代金等の自動支払いサービスのほか、JAカードなどのクレジットカードの会員・加盟店のお申込みの取次ぎをしています。また、事業主の皆さまのために、給与振込サービス、地方税納付サービス、口座振込サービス、自動集金サービスなどの取扱いをしています。

遺言信託

農中信託銀行の遺言信託代理店として、遺言信託に関する契約締結の媒介を行っています。財産に関する遺言公正証書を作成するお手伝いをいたします。

主な取扱商品・サービス

貯 金

種 類		内 容	お預入期間	お預入金額	付利単位
普 通 貯 金		いつでも自由に出し入れができる貯金です。給与、年金などの自動受取りや各種公共料金の自動支払いにもご利用いただけますのでお財布代わりにお使いください。	出し入れ自由	1円以上	100円 (付利最低 残高1,000円)
	決 済 用 貯 金	一般の普通貯金とは違い無利息の普通貯金です。貯金保険制度により全額保護されます。現在ご利用中の有利息普通貯金からの切り替えも可能です。（口座番号は変わりません）			————
	成年後見支援貯金 (普通貯金) 成年後見支援貯金 無利息型 (決 済 用)	成年被後見人様の貯金のうち、日常的な支払に使用しない金銭について、口座開設、口座解約、定期交付金の設定・変更・解除、払戻の各取引において、家庭裁判所が発行する指示書を必要とする口座です。公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用いただけません。			・普通貯金100円 (付利最低残高 1,000円以上) ・決済用 無利息
貯 蓄 貯 金		いつでも自由に出し入れができる貯金です。お預入れ残高に応じて金利が段階的に高くなります。給与、年金などの自動受取りや各種公共料金の自動支払いにはご利用いただけません。	出し入れ自由	1円以上	1円 (付利最低 残高1,000円)
当 座 貯 金		お支払いに小切手をお使いいただく貯金です。事業用の口座としてご利用いただく便利です。			————
納 税 準 備 貯 金		納税期にあわせて納税資金を準備するための貯金です。	預入自由、払出しは 納税時のみ		100円 (付利最低 残高1,000円)
通 知 貯 金		まとまったお金の短期運用に最適な貯金です。お引出しの場合には、2日以上前にお知らせください。	7日以上	5万円以上	1円
定 期 貯 金	スーパ－定期	お預入れ期間を1ヶ月から10年までラインナップした基本的な定期貯金です。お預入期間が3年以上で複利型のものはお利息を半年複利で計算します。また、複利型のものは一部解約（1万円以上1円単位）できます。	定型方式は1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1・2・3・4・5・7年および10年の11種類 期日指定方式は1ヶ月超5年未満	1円以上	1円
	大口定期貯金	1,000万円以上の大口資金の運用に最適な商品です。お得な金利になります。		1,000万円以上	
	満期フリー定期	据置期間（6ヶ月）を経過すればいつでも解約でき、お利息もお預入期間に応じて半年複利で計算しますので大変お得です。一部解約もできます。	最長預入期限:5年 据置期間:預入日から6ヶ月後の応当日の前日まで	1円以上 1,000万円未満	
	期 日 指 定 定 期 貯 金	据置期間（1年）を経過すれば、ご自由に満期日の指定ができるほか、一部解約の取扱いもでき、大変便利な定期貯金です。さらに、お利息を1年複利で計算します。	3年以内	1円以上 300万円未満	
	変 動 金 利 定 期 貯 金	市場金利の変動により、半年ごとに金利を変更させていただきます。複利型の場合は、お利息を半年複利で計算します。	1、2、3年	1円以上	
	積 立 式 定 期 貯 金	エンドレス型	期間を定めずにマイペースで積立て、将来に備えてまとまった資金を貯えていただくのにピッタリの定期貯金です。	自 由	
		満期型	あらかじめ使いみち、使う日が決まっている場合に、使う日（目標日）に合わせて、必要な資金を貯えていただくのに便利な定期貯金です。	積立：6ヶ月以上10年以内 据置：1ヶ月以上3年以内	
		年金型	積み立てた資金を定期的（年2回、年4回、年6回、または年12回）にお受取りができる年金タイプの定期貯金です。	積立：1年以上 据置：2ヶ月以上10年以内 受取：3ヶ月以上20年以内	
	財 形 貯 蓄	一般財産形成貯金	勤労者の財産づくりのための貯金で、お預入れは給与等からの天引きですので、無理なく確実に財産形成ができます。	3年以上	
		財形年金貯金	3ヶ月ごとに積立金をお受取りになれる年金タイプの財形貯金です。財形住宅貯金と合わせて550万円まで非課税扱いです。在職中はもちろん、退職後も引き続き財形非課税枠をご利用いただけます。	積立：5年以上 据置：4ヶ月以上5年以内 受取：5年以上20年以内	
		財形住宅貯金	住宅取得や増改築のための財形貯金です。財形年金貯金と合わせて550万円まで非課税扱いです。	5年以上	
スーパ－積 金	定額式	ライフプランに合わせて毎月一定額を掛込む積金です。掛込期間はご自由にお選びいただけます。ボーナス月の増額掛込みもできます。	1,2,3,4,5年	1,000円以上 1円単位	1円
	目標式	最初に目標額（満期お受取額）を定めて、毎月一定額を掛込む積金です。掛込期間はご自由にお選びいただけます。ボーナス月の増額掛込みもできます。			
	満 期 分散式	契約期間中に1年ごとに満期が到来し、積立期間に応じて段階的に受け取れます。	2,3,4,5年		
譲 渡 性 貯 金 (N C D)		1,000万円以上の大口資金の運用に有利な商品です。市場金利を基準に金利を決めさせていただきます。期日指定方式。	定型方式は、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年 期日指定方式は、2週間以上5年未満	1,000万円以上 1円単位	1円 (付利最低 残高1,000万円)

ロ ー ン

種 類	お使いみち	ご融資額	ご返済期間	担保	保証	
住 宅 資 金	住宅ローン					
	新 築 ・ 購 入 コ ー ス	・ 住宅の新築、購入、宅地の購入に必要な資金 ・ 住宅の増改築、改装、補修に必要な資金 ・ 他金融機関からお借入中の住宅資金のお借換えに必要な資金 ・ 上記の借入と併せた他の金融機関等からのお借入れ中の目的型ローン等の残債務のお借換えに必要な資金	2億円以内	50年以内	ご融資対象物件である住宅とその敷地などに抵当権を設定登記	協同住宅ローンの保証
	借 換 コ ー ス	・ 他金融機関からお借入中の住宅資金のお借換えに必要な資金 ・ 上記の借入と併せた他の金融機関等からのお借入れ中の目的型ローン等の残債務のお借換えに必要な資金		40年以内		
	リフォーム・無担保住宅ローン	・ 住宅の増改築、改装、補修に必要な資金 ・ 他金融機関・信販会社等からお借入中の住宅資金のお借換えを目的とする資金 ・ 住宅購入・建築資金 ・ 空き家解体資金 ・ 上記の借入時に付随して発生する諸費用	2,000万円以内	20年以内	不要	
	リフォームローン	・ 住宅の増改築、改装、補修に必要な資金 ・ 他金融機関からお借入中のリフォームローンのお借換えに必要な資金	1,500万円以内	15年以内		三菱UFJニコスの保証
生 活 資 金	マイカーローン	・ 自動車、バイク等のご購入、点検、車検、修理、共済掛金等に必要な資金 ・ 他金融機関からお借入中の自動車ローンのお借換えに必要な資金	1,000万円以内	15年以内	不要	三菱UFJニコスの保証
	教 育 ロ ー ン	・ 就学されるご子弟の教育に関するすべてのご資金とし、資金使途の確認のできるもの ・ 他金融機関からお借入中の教育ローンのお借換えに必要な資金	1,000万円以内	15年以内		

農業資金

種 類	お使いみち	ご融資額	ご返済期間	担保	保証
農 業 近 代 化 資 金	農業経営に必要な施設・機械の取得に必要な資金	次に掲げる金額を上限に、事業に必要な資金の80%以内(認定農業者については、100%以内) 個人 1,800万円以内 法人 集落営農 2億円以内	15年以内	原則不要	原則として愛知県農業信用基金協会の保証
アグリマイティー資金 (農業振興資金)	①生産：担い手資金、 ②加工・流通・販売資金 ③地域活性化・地域振興資金 ④再生可能エネルギー対応資金、 ⑤災害緊急資金 ⑥農業制度資金のつなぎ資金	事業費の100%の範囲内	長期資金 20年以内 短期運転資金 1年以内		
地 域 農 業 応 援 資 金	①農業経営に必要な設備資金および運転資金 ②農業資金の借換資金 ③行政による農業経営の成長・安定に向けた各種助成金受領までのつなぎ資金	個人 5,000万円以内 法人 1億円以内	25年以内		原則不要

主なサービス

種 類	内 容
為 替	全国のJAはもちろんのこと、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫などとも振込、代金取立、送金がスピーディーにでき、大変便利です。
国 債	国債は、国が発行する債券です。利息と元金はご指定の貯金口座へ自動的に振り込まれますので大変便利で安心です。
JAの投資つみたてサービス	毎月自動で一定額の投資信託を購入しながら積み立てていきます。長期的な資産形成に適しており、NISA（つみたて投資枠）もご利用いただけます。
投資信託	JAでは「農中経225オープン」、「農林中金くパートナーズ」日米6資産分散ファンド」などを取り扱っています。資産運用ニーズやリスク許容度に合わせて商品をお選びいただけます。また、NISA（少額投資非課税制度）もご利用いただけます。
資産運用サービス	投資一任契約に基づき、運用コースのご提案、資産の運用、運用状況のご報告までをトータルでご提供する資産運用・管理サービスです。
自動受取サービス	給与・賞与、年金、農産物販売代金、証券元金、株式配当金などをJAの貯金口座をご指定いただくことによって自動的にお受取りになれます。受取日には確実に入金されますので安全・確実です。
自動支払サービス	公共料金、税金、学校授業料、JAカード利用代金などをJAの貯金口座をご指定いただくことによって自動的にお支払いになります。お支払いの手間がはぶけて便利です。
自動送金サービス	毎月決まった日に、決まった金額を、決まった振込先に自動的にお振込みいたします。お子様への仕送りや家賃、駐車料金などのお振込みに大変便利です。
JAキャッシュサービス	JAでは、偽造や不正な読み取りが困難なICチップを搭載して安全性を強化したICキャッシュカードを発行しております。JAのキャッシュカード1枚で、県下のJAはもちろん全国のJA・セブン銀行およびゆうちょ銀行のキャッシュコーナーで現金のお引出し、ご入金、残高照会がご利用いただけます。また、セブン銀行およびゆうちょ銀行を除く銀行、信用金庫、漁協、コンビニエンスストアなどのキャッシュコーナーでも現金のお引出し、残高照会がご利用できます。
JAカード	JAカードの会員入会や加盟店加盟のお取次ぎをいたします。また、ETC（有料道路自動料金収受システム）カードのお取次ぎもいたします。
給与振込サービス	毎月のお支払いの給与、賞与を従業員の皆さまがご指定されるJAをはじめとする金融機関の預・貯金口座へお振込みいたします。給与支払事務の合理化にお役立てください。
公金納付サービス	県民税、事業税、自動車税、不動産取得税などの県公金、市町村民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税などの市町村公金の納付のお取扱いをいたします。このほかに、法人税、所得税等の国税・歳入金のお取扱いもいたします。
口座振込サービス	継続的に支払いの商品仕入代金、諸経費などの支払金をご指定の取引先の預・貯金口座へお振込みいたします。支払事務の合理化にお役立てください。
自動集金サービス	定期的にご集金の販売代金、賃料、会費などを支払人の貯金口座から引き落としとしてご指定の貯金口座へ自動的にご入金いたします。集金事務の合理化にお役立てください。
マイ家計簿サービス	毎月1回、ご指定の日に1ヶ月間のお預かり金額、お支払金額の合計とその差額を自動的に集計し、通帳に表示します。個人のお客様で「総合口座通帳」、「普通貯金通帳」をお持ちの方なら、どなたでもお申し込みいただけます。
Pay-easy（ペイジー）収納サービス	税金・公共料金など各種料金をパソコン・携帯電話・スマートフォン・ATMにてお支払いいただけます。
ポイントプログラム	信用事業取引等の各項目をポイントとして換算し、ポイントの合計に応じて3段階のステージをお客様ごとに適用し、提携ATMでの入出金取引やJAネットバンクで振込を行った際の手数料が、ステージ別の優遇回数まで無料となります。
JAバンクアプリ	通帳を持ち歩く必要が無く、口座残高や入出金の明細が確認できるスマートフォンアプリです。
JAバンクアプリプラス	JAバンクアプリの機能に、新たに振込・振替や住所・電話番号変更などいつでもお手続きできる機能を搭載したアプリです。
JAネットバンク	ご自宅からでも外出先でも、パソコンまたは携帯電話により、リアルタイムで残高照会、取引照会、さらには振込・振替、ペイジー（税金各種料金払込サービス）、定期貯金の預入、さらには住宅ローンの一部繰上返済などの各種サービスが簡単、便利にご利用いただけます。
法人JAネットバンク	インターネットに接続可能な利用企業端末を通じて、各種口座照会や資金移動サービスのほか、データ伝送による総合振込、給与・賞与振込、口座振替等の各種サービスがご利用いただけます。
貸金庫サービス	当JAの金庫内に設けられているキャビネットの一部をお貸し出しし、大切な財産を災害や盗難からお守りします。

【つかう・ためるお金】

マネープランを考えてみませんか

毎月の収入の中から「**つかうお金**」と「**ためるお金**」を決めておくことがポイントです。



●さまざまな支払い方法があります

支払い方法が多様化したことで、お金の出口がふえました。それぞれでいくらかつかったのか、すべて把握するのは難しいですね。さらに口座までバラバラだと、毎月のお金の管理が複雑になります。

口座をひとつにまとめることで、残高や利用状況を把握しやすくなります。JAでは、便利につかえる総合口座をご用意しています。

ふやすお金

投資信託・NISA・iDeCo

のこすお金

遺言信託・相続相談

※商品・サービス・制度の内容につきましては、最寄りのJAにおたずねください。

大きなライフイベントにおいて必要な資金に JAバンクの各種ローンもご用意しています。

JAの住宅ローン

JAの住宅ローンは、住居の購入以外にも様々なニーズに幅広く対応しています。

一戸建てや
マンションの購入に

マイホームの
新築・建て替えに

増改築や改装などの
リフォームにも

他の金融機関からの
お借り換えにも

JAのマイカーローン

マイカー取得に際しての購入費用以外の様々な費用にも対応しています。

自動車・バイクの
購入に

新車だけでなく、
中古車の購入もOK

カーナビなどの
オプションの購入にも

車検や修理など、
メンテナンス費用にも

JAのカードローン

ご友人の結婚式や旅行など、急な出費が発生した場合でも、JAのカードローンで安心です。

冠婚葬祭や旅行先での急な出費など原則として使い道は自由

カード1枚で、面倒な手続きなしでお借入れ

全国のJAはもちろん、提携先の金融機関のATMからお借入れが可能

JAの教育ローン

子育ての中でもっともお金が必要とされるお子さまの就学期間にも、JAバンクをお役立てください。

小学校/中学校/高校/大学/専修学校などの学費に

資格取得のための費用に

アパート代など、進学にとまなう一人暮らしのための費用としてもご利用が可能

マイカー・教育・カードローンなどのローン商品については、JAネットローンHPから24時間365日仮申込みできます。

※一部JAにおいては、お取り扱いがない場合があります。※詳しくはJAネットローンHP (<https://ja-netloan.jp>) またはJA窓口でご確認ください。

※ローンのご利用にあたっては、JAが指定する保証機関の審査が必要です。 ※お借入の際は、JAが出資金をお預かりする場合がございます。

主な手数料一覧

手 数 料 の 種 類						料 率						
内 国 為 替 の 取 扱 手 数 料	振 込 手 数 料		窓口利用の場合			同一店舗内あて		5万円未満	1件につき	無 料		
						5万円以上		1件につき	220円			
						当組合本支店あて		5万円未満		1件につき	110円	
								5万円以上		1件につき	330円	
						県内の他ＪＡ・信連あて		5万円未満		1件につき	220円	
								5万円以上		1件につき	440円	
						他金融機関あて		5万円未満		1件につき	550円	
								5万円以上		1件につき	770円	
			ＡＴＭ利用の場合	現 金		他金融機関あて (県内農協あてを除く)			5万円未満		1件につき	330円
									5万円以上		1件につき	550円
				当組合(県内ＪＡ・信連を含む。) キャッシュカード					5万円未満		1件につき	275円
									5万円以上		1件につき	440円
				上記以外の キャッシュカード		同一店内・県内農協			無 料			
						他金融機関あて (県内農協あてを除く)			5万円未満		1件につき	275円
				5万円以上					1件につき	440円		
				ＪＡネットバンク			他金融機関あて (県内農協あてを除く)			5万円未満		1件につき
			5万円以上							1件につき	440円	
			法人ＪＡ ネットバンク		振込(都度)総合振込		他金融 機関あて	5万円未満		1件につき	220円	
								5万円以上		1件につき	440円	
	給与・賞与振込				1件につき			110円				
	代金取立手数料					至急扱		1通につき		1,100円		
普通扱						1通につき		880円				
そ の 他 の 諸 手 数 料	通帳、証書、カード等の 再発行手数料		通帳、証書、ローンカード等			1件につき		550円				
			ＩＣキャッシュカード			1件につき		1,100円				
			ＩＣキャッシュカード（ＪＡカード一体型）			1件につき		660円				
	貯金残高証明書等の発行手数料					1通につき		220円				
	国債証券等保護預り口座兼振替決済口座管理手数料					1口座（月額）につき（当分の間免除）		110円				
	未利用口座管理手数料					年間手数料		1,320円				
	法人ＪＡネットバンク		月額利用料		照会・振込サービス		1顧客当たり		無料			
					上記およびデータ伝送サービス		1顧客当たり		2,200円			
	窓 口 両 替 手 数 料		「希望する金種の合計枚数」または「持参した 現金の合計枚数」のいずれが多い方の合計枚数 (1回あたり)				1枚～50枚		無料			
							51枚～500枚		550円			
							501枚～（500枚ごとに加算）		550円			
	貸金庫		全自動式	種別	深さ(mm)	幅(mm)	奥行(mm)					
				大	180	260	350	年間手数料		26,400円		
					中	120	260	350	年間手数料		17,600円	
小			60	260	350	年間手数料		8,800円				
手動式			大	248	250	540	年間手数料		6,600円			
			中	117	250	540	年間手数料		4,620円			
	小	66	250	540	年間手数料		3,300円					

(注1) 上記金額には、消費税相当額を含んでいます。
(注2) 振込手数料 A T M利用の場合、上記以外のキャッシュカードには別途、振込支払手数料が加算されます。
(注3) 貸金庫は、手動式は桜井支店、全自動式は本店営業部での取扱となります。
(注4) 未利用口座管理手数料については、令和3年10月1日以降に開設された普通貯金口座(総合口座含む)または貯蓄貯金口座で、年1回の徴収日時点において所定の要件を満たす貯金残高10,000円未満の口座を徴収対象とします。

貸出業務にかかわる手数料

手 数 料 の 種 類			料 率		
証書貸付方式 ローン取引手数料	固定金利選択手数料		1回につき	5,500円	
	条件変更手数料		1件につき	5,500円	
	一部繰上返済 手数料	固定金利特約期間中・長期固定金利型	1件につき	22,000円	
		上記以外	1件につき	3,300円	
	全額繰上返済 手数料	固定金利特約期間中・長期固定金利型	1件につき	33,000円	
		上記以外	借入後3年以内の場合	1件につき	3,300円
			借入後3年超 5年以内の場合	1件につき	2,200円
			借入後5年超 7年以内の場合	1件につき	1,100円
借入後7年超の場合			無 料		
電子契約手数料	住宅ローン		1件につき	11,000円	
	小口生活資金ローン		1件につき	2,200円	

(注1) 固定金利選択手数料は、貸出当初における固定金利の選択時には徴収しません。
(注2) 一部繰上返済手数料および全額繰上返済手数料中の「固定金利特約期間中」とは、固定金利選択機能を付加した変動金利を採用している場合における「特約固定金利の適用期間中」をいいます。また、「長期固定金利型」とは、長期固定金利を適用する住宅資金ローンをいいます。
(注3) J Aネットバンクを利用した貸出金の一部繰上返済手数料については、無料となります。
(注4) プロパー資金については、事業施設資産運用ローン、農業総合A資金、事業経営資金、特定事業資金、農業振興資金および住宅資金を適用します。
(注5) 証書貸付方式ローン取引手数料については、利息制限法のみなし利息に該当するため、当該手数料を利息に含めて算出した金利が利息制限法における上限金利を経過する場合は徴収しません。
(注6) 上記金額には、消費税相当額を含んでいます。

JA共済 信頼の理由

ja kyosai

JA共済は、皆さまの暮らしに安心をお届けするために、大規模な自然災害に対しても十分に備えてまいりました。これからも、確かな保障力で皆さまの信頼と期待にお応えできるよう、健全な経営に努めるとともに、これまで以上に「組合員・利用者本位の業務運営」に取り組んでまいります。

ひと・いえ・くるま、大きく広がった保障の輪

JA共済は、皆さまの暮らしをサポートするため、「ひと・いえ・くるまの総合保障」を提供しています。



万一の保障はもちろん、医療保障も充実しています。

生命総合共済（保有）
加入件数

2,098万件
保障金額
69兆8,118億円



地震を含む自然災害や火災などの幅広い保障でマイホームを守ります。

建物更生共済（保有）
加入件数

873万件
保障金額
134兆6,562億円



確かな保障と充実したサービスで交通事故に備えます。

自動車共済（保有）
加入件数

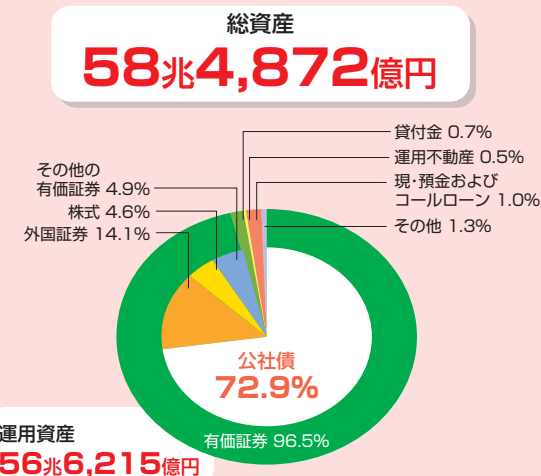
822万件

自賠償共済（保有）
加入台数

658万台

JA共済の資産状況は？

総資産のうち、56兆円以上の運用資産について、安定的な収益を確保できる国債などの公社債を中心に、安全・確実な運用を行っています。



JA共済のリスク対応力は？

通常の予測を超えて発生する諸リスク（大規模自然災害など）に対応するための支払余力は、十分な水準となっています。

支払余力（ソルベンシー・マージン）比率※

1,023.5%

■支払余力（ソルベンシー・マージン）比率計算式

$$\text{支払余力（ソルベンシー・マージン）比率} = \frac{\text{支払余力（ソルベンシー・マージン）総額}}{\text{リスクの合計額} \times \frac{1}{2}} \times 100$$

※支払余力（ソルベンシー・マージン）とは、通常の予測を超えて発生する諸リスク（大規模自然災害など）に対応するため、どのくらいの支払余力を備えているかを判断するための経営指標のひとつです。

※JA共済では、生命共済事業と損害共済事業の両方を実施しているため、生命保険会社または損害保険会社のソルベンシー・マージン比率と単純に比較はできません。なお、この比率が200%を下回った場合には、監督官庁による業務改善命令などの対象となります。

お役に立った共済金

万一のときや満期のときなどに共済金をお支払いし、皆さまにお役立ていただいています。

令和7年度にお支払いした共済金

合計 3兆5,255億円

■生命総合共済：万一のお支払い 7,795億円
満期等のお支払い 1兆3,386億円

■建物更生共済：万一のお支払い 1,209億円
満期等のお支払い 9,706億円

■自動車共済：自動車共済のお支払い 2,203億円
自賠償共済：自賠償共済のお支払い 262億円

組合員・利用者の皆さまとJA共済のつながり

JA共済は、JAとJA共済連が共同で共済契約をお引き受けしており、一体的な運営を行うことで、組合員・利用者の皆さまに安心をお届けしています。

組合員・
利用者の
皆さま

共済契約

JA共済

JA

●JA共済の窓口です。
●組合員・利用者の皆さまの立場に立った事業活動で皆さまの暮らしをサポートしています。

JA共済連

各種の企画、仕組開発、資産運用業務や支払共済金にかかる準備金の積み立てなどを行い、JAと一体となってJA共済事業を運営しています。

JA共済の主な保障

ニーズやライフプランに応じて、充実した保障を提供しています。



万一の備え	●一生涯にわたって備えられる万全保障 ●貯蓄しながら備えられる万全保障 ●お手軽な共済掛金でライフステージに応じた必要十分な万全保障をしっかりと準備	「終身共済」 「養老生命共済」 定期生命共済（減額期間設定型） 「みちびき」
医療・ケガの備え	●日帰り入院からまとまった一時金が受け取れる充実の医療保障 ●「生きる」を応援する充実のがん保障	医療共済 「メディフル」 「がん共済」
三大疾病などの備え	●「三大疾病」や「その他の生活習慣病」に備えられる幅広い保障	特定重度疾病共済 「身近なリスクにそなえ」



就労不能の備え

●働けなくなるリスクに備えられる安心の保障

生活障害共済
「働くわたしのささエール」



介護・認知症の備え

●一生涯にわたって備えられる介護保障
●一生涯にわたって備えられる認知症の保障

「介護共済」
「認知症共済」



老後の備え

●自分で準備する将来の年金保障

予定利率変動型年金共済
「ライフロード」



学資の備え

●お子さま・お孫さまの教育資金の備えと万全保障

子ども共済
「学資応援隊」



火災はもちろん地震などの自然災害にも備えられる建物や家財などの保障

建物更生共済
「むてきプラス」
「My家財プラス」



●お車の事故による賠償やご自身とご家族のケガ、修理に備える

自動車共済
「クルママスター」



●農業において発生するさまざまな賠償リスクを幅広く保障

農業者賠償責任共済
「ファーマスト」



https://shiryo.ja-kyosai.or.jp/（本サイトから上記保障の資料請求ができます。）



JA共済のサポート体制

暮らしの保障のことなら何でも相談できる「ライフアドバイザー」や各種専門スタッフが誠意をもってお応えしています！

ライフアドバイザー

全国 14,189人^{（※1）}

自動車事故損害調査サービス担当者

全国 約 4,330人^{（※2）}

自動車事故 対応窓口

全国 約 2,600か所^{（※2）}

（※1）令和8年3月末時点集計 （※2）令和7年4月1日時点集計

組合員・利用者の皆様への安心と満足の提供

JA共済は、組合員・利用者の皆さま一人ひとりに「寄り添い」、包括的な安心を「届け」、農業・地域社会とより広く・より深く「繋がる」ことで、安心と満足を提供していきます。

地域密着の事業活動の実践

組合員・利用者の皆さまのお宅への訪問や電話等により、一人ひとりのライフスタイルの変化やニーズを正確に把握するとともに、共済金をもれなくご請求いただくため、3Q活動を展開し、組合員・利用者の皆さまとのつながりの強化を図っています。

3Q活動の目的

- 皆さまにおかわりがないかの確認
- ご契約いただいている保障内容のご確認
- ご家族の皆さまの保障点検

地域・農業への貢献に向けた取り組み

被災された組合員等への災害救援活動や交通事故対策活動など、従来から継続的に取り組んできた地域貢献活動に加え、地域・農業の活性化のため、地域の実情に応じた「くらしや営農」に貢献するさまざまな活動に取り組んでおり、令和7年度の地域貢献活動は、JA共済連各都道府県本部で約5,000件、そのうちJAを通じて行われた活動は、約4,600件となりました。

<さまざまな活動例>

- 食育イベントの開催や農業体験の実施
- 防災イベントの開催や防災用品等の寄贈
- 農作業事故体験VRによる事故未然防止活動
- 健康教室や介護予防教室の開催

組合員・利用者の利便性向上に向けた取り組み

共済契約の申し込みの際に、タブレット型端末機を活用したペーパーレス化や、クレジットカード等による共済掛金のキャッシュレス化を実施しています。また、JA共済のデジタルサービス「Webマイページ」および「JA共済アプリ」を展開しており、インターネット上で実施可能な手続きを順次拡充しています。皆さまの声をもとに「JA共済アプリ」をリニューアルし、いつでも契約を確認でき、事故・災害時も迷わずご連絡いただけるように画面設計・デザインを一新するなど、さらなる組合員・利用者の皆さまの利便性向上に向けて取り組んでいます。

財務の状況	
貸借対照表	43
損益計算書	44
注記表	45
剰余金処分計算書	57
財務諸表の正確性等にかかる確認	58
会計監査人の監査	58
主要な経営指標の推移	59
利益及び利益率	60
信用事業	
信用事業粗利益の内訳と信用事業粗利益率／資金運用収支の内訳と利鞘	61
資金運用収支の増減／役務取引等収支の内訳／その他事業直接収支の内訳	62
貯金	
貯金平均残高／固定金利・変動金利別定期貯金残高	63
貸出金等	
貸出種類別平均残高／固定金利・変動金利別貸出金残高／貸出金の担保別残高／債務保証見返額の担保別残高／貸出金の使途別残高	64
貸出金業種別残高	65
主要な農業関係の貸出金残高	65
①営農類型別	
②資金種類別	
農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	66
元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況／貯貸率／貸倒引当金の増減額／貸出金償却額	67
有価証券他	
有価証券平均残高／商品有価証券種類別平均残高	68
有価証券の残存期間別残高／貯証率	69
有価証券の時価情報等	70
①有価証券の時価情報	
②金銭の信託の時価情報	
③金融等デリバティブ取引の時価情報	
内国為替取扱実績	70
預かり資産の状況	70
①投資信託残高（ファンドラップ含む）	
②残高有り投資信託口座数	
共済事業取扱実績	
長期共済新契約高・長期共済保有高／医療系共済の共済金額保有高／介護系その他共済の共済金額保有高	71
年金共済の年金保有高／短期共済新契約高／共済契約者数および被共済者数	72
購買・販売事業取扱実績	
購買品（生産資材）取扱実績／販売品取扱実績	73
自己資本の充実の状況	
自己資本の充実の状況	74
①自己資本の構成に関する事項	
自己資本の充実度に関する事項	77
①信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びに区分ごとの内訳	
②オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要	

信用リスクに関する事項	79
①標準的手法に関する事項	
②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高	
③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額	
⑤信用リスク・アセット残高内訳表	
⑥ポートフォリオの区分ごとのＣＣＦ適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額	
⑦資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表	
信用リスク削減手法に関する事項	90
①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要	
②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額	
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	92
証券化エクスポージャーに関する事項	92
ＣＶＡリスクに関する事項	92
マーケット・リスクに関する事項	92
オペレーショナル・リスクに関する事項	92
出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	92
①出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要	
②出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価	
③出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益	
④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）	
⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）	
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	93
金利リスクに関する事項	94
①金利リスクの算定手法の概要	
②金利リスクに関する事項	
連結情報	
（１）グループの事業系統図	96
（２）子会社等の状況	96
（３）連結事業の概況	97
（４）最近５年間の連結事業年度の主要な経営指標	97
（５）連結貸借対照表	98
（６）連結損益計算書	99
（７）連結注記表	101
（８）連結剰余金計算書	113
（９）農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権	113
（10）連結事業年度の事業別経常収益等	113
（11）連結自己資本の状況	113
連結自己資本比率の状況	113
連結自己資本の充実の状況	114
ＪＡあいち中央の組織	
地区、組合員数、出資口数	118
役員の状況／職員数／会計監査人の名称	119
組織図	120
信用店舗網・ＡＴＭのご案内	121
主な施設一覧	123
信用店舗マップ	124

【記載金額の端数処理】
記載金額の単位未満を切り捨てて表示しており、金額が単位未満の科目については「０」で表示しています。
また、取引があるものの期末に残高のない勘定科目については、「－」で表示しています。

【数値の３年分の表示について】
当ＪＡでは、より長期的に数値傾向が把握できるよう３年分の数値を表示しております。

財務の状況

貸借対照表

(単位：百万円)

資 産				負債及び純資産			
科 目	令和7年度	令和6年度	令和5年度	科 目	令和7年度	令和6年度	令和5年度
1.信用事業資産	1,045,272	1,047,962	1,068,272	1.信用事業負債	1,050,756	1,047,419	1,047,591
(1) 現金	1,506	2,013	1,557	(1) 貯金	1,045,469	1,044,701	1,045,677
(2) 預金	744,844	763,449	812,584	(2) 借入金	480	451	467
(3) 有価証券	106,657	101,862	88,882	(3) その他の信用事業負債	4,807	2,265	1,447
国債	76,062	71,761	56,381	2.共済事業負債	2,543	2,788	2,620
地方債	11,845	11,146	12,055	(1) 共済資金	1,244	1,513	1,356
政府保証債	891	964	1,046	(2) 共済未払利息	0	9	8
社債	12,511	14,976	15,879	(3) 未経過共済付加収入	1,276	1,254	1,245
受益証券	5,345	3,013	3,518	(4) 共済未払費用	11	－	－
(4) 貸出金	186,299	175,954	160,524	(5) その他の共済事業負債	11	11	8
(5) その他の信用事業資産	6,089	4,813	4,860	3.経済事業負債	2,801	2,194	2,070
(6) 貸倒引当金	△ 124	△ 130	△ 137	(1) 経済事業未払金	753	751	793
2.共済事業資産	77	26	5	(2) 経済受託債務	1,795	1,205	1,118
(1) 共済貸付金	－	－	0	(3) その他の経済事業負債	251	237	159
(2) 共済未収利息	－	－	0	4.雑負債	2,107	2,136	2,462
(3) その他の共済事業資産	77	26	4	5.諸引当金	1,064	1,336	1,713
3.経済事業資産	4,633	3,529	3,299	(1) 賞与引当金	197	181	282
(1) 経済事業未収金	1,953	1,811	1,662	(2) 退職給付引当金	273	552	758
(2) 経済受託債権	1,674	1,038	998	(3) 役員退職慰労引当金	61	49	38
(3) 棚卸資産	943	629	579	(4) ポイント引当金	34	34	32
(4) その他の経済事業資産	99	98	101	(5) 特例業務負担金引当金	498	519	602
(5) 貸倒引当金	△ 37	△ 48	△ 42	負債の部 合計	1,059,272	1,055,875	1,056,458
4.雑資産	1,112	1,109	1,090	1.組合員資本	66,568	65,911	64,186
5.固定資産	12,471	13,376	12,725	(1) 出資金	3,625	3,627	3,618
(1) 有形固定資産	12,400	13,296	12,646	(2) 利益剰余金	62,951	62,290	60,574
(2) 無形固定資産	71	80	79	利益準備金	14,508	14,473	14,422
6.外部出資	43,113	43,113	30,108	その他利益剰余金	48,442	47,816	46,152
7.繰延税金資産	6,085	4,111	2,066	特別積立金	25,470	25,410	25,110
				目的積立金	20,356	19,969	18,892
				当期末処分剰余金	2,616	2,437	2,149
				(うち当期剰余金)	(804)	(1,858)	(1,664)
				(3) 処分未済持分	△ 8	△ 6	△ 6
				2.評価・換算差額等	△ 13,072	△ 8,556	△ 3,077
				其他有価証券評価差額	△ 13,072	△ 8,556	△ 3,077
				純資産の部 合計	53,495	57,354	61,109
資産の部 合計	1,112,767	1,113,230	1,117,568	負債及び純資産の部 合計	1,112,767	1,113,230	1,117,568

財務の状況

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和7年度	令和6年度	令和5年度	科 目	令和7年度	令和6年度	令和5年度
1.事業総利益	12,020	11,849	12,018	(11) 利用事業収益	830	718	805
事業収益	24,092	19,969	17,710	(12) 利用事業費用	354	303	331
事業費用	12,072	8,120	5,692	利用事業総利益	475	415	474
(1) 信用事業収益	9,310	7,449	7,145	(13) 宅地等供給事業収益	438	360	354
資金運用収益	8,993	6,831	6,655	(14) 宅地等供給事業費用	3	3	4
(うち預金利息)	(6,047)	(4,504)	(4,469)	宅地等供給事業総利益	435	356	350
(うち有価証券利息)	(999)	(776)	(641)	(15) 高齢者福祉事業収益	695	672	627
(うち貸出金利息)	(1,782)	(1,383)	(1,313)	(16) 高齢者福祉事業費用	26	24	21
(うちその他受入利息)	(162)	(167)	(231)	高齢者福祉事業総利益	668	648	606
役務取引等収益	252	248	219	(17) 加工事業収益	1,546	1,073	598
その他経常収益	64	369	269	(18) 加工事業費用	1,225	850	475
(2) 信用事業費用	3,646	1,555	804	加工事業総利益	320	223	122
資金調達費用	2,829	1,018	250	(19) 指導事業収入	40	44	48
(うち貯金利息)	(2,798)	(1,002)	(236)	(20) 指導事業支出	194	190	197
(うち給付補填備金繰入)	(13)	(7)	(8)	指導事業収支差額	△ 154	△ 146	△ 148
(うち借入金利息)	(0)	(0)	(0)	2.事業管理費	10,181	9,717	9,906
(うちその他支払利息)	(17)	(8)	(5)	(1) 人件費	6,477	6,238	6,475
役務取引等費用	82	69	57	(2) 業務費	1,586	1,409	1,394
その他事業直接費用	256	－	76	(3) 諸税負担金	326	330	369
その他経常費用	477	467	419	(4) 施設費	1,771	1,721	1,651
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 6)	(△ 6)	(△ 24)	(5) その他事業管理費	20	17	16
信用事業総利益	5,663	5,893	6,340	事業利益	1,838	2,132	2,111
(3) 共済事業収益	2,439	2,360	2,263	3.事業外収益	476	578	582
(4) 共済事業費用	116	103	89	4.事業外費用	42	44	54
共済事業総利益	2,323	2,256	2,174	経常利益	2,273	2,665	2,640
(5) 購買事業収益	4,613	4,407	4,332	5. 特別利益	82	150	－
(6) 購買事業費用	3,547	3,367	3,287	6. 特別損失	1,233	308	324
購買事業総利益	1,066	1,040	1,045	税引前当期純利益	1,121	2,507	2,316
(7) 販売事業収益	4,319	3,003	1,684	7. 法人税・住民税及び事業税	525	508	589
(8) 販売事業費用	3,121	1,868	663	8. 法人税等調整額	△ 208	140	62
販売事業総利益	1,197	1,135	1,021	当期剰余金	804	1,858	1,664
(9) 保管事業収益	24	26	32	当期首繰越剰余金	415	405	423
(10) 保管事業費用	0	0	0	税効果調整積立金取崩額	－	140	62
保管事業総利益	24	25	32	災害等農業者支援積立金取崩額	45	31	－
				リスク対策積立金取崩額	1,200		
				記念事業積立金取崩額	150		
				当期末処分剰余金	2,616	2,437	2,149

財務の状況

注記表（令和7年度）

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1)資産の評価基準及び評価方法
- ①有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
- 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有区分ごとに次のとおり行っています。
- ・子会社株式……………移動平均法による原価法
 - ・其他有価証券
- 時価のあるもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）
- 市場価格のない株式等…移動平均法による原価法
- ②棚卸資産の評価基準及び評価方法
- 棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおり行っています。
- ・購買品・販売品（店舗在庫）……………売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - ・購買品・販売品（店舗在庫以外）……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - ・購買品（大型農機）……………個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - ・その他の棚卸資産（店舗在庫以外）……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (2)固定資産の減価償却方法
- ①有形固定資産（リース資産を除く）
- 定率法により償却しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法により償却しています。
- なお、カントリー・ライス施設（安城以外）については、平成23年4月1日以降に取得したのもより定額法を採用しています。
- 主な耐用年数は以下の通りです。
- ・建物 5年～50年
 - ・機械装置 2年～15年
- ②無形固定資産
- 定額法によっています。
- なお、借地にかかる造成費等は、残存価額を0として、見込借地期間で均等償却しています。また、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。
- ③リース資産
- リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする定額法により償却しています。
- (3)引当金の計上基準
- ①貸倒引当金
- 貸倒引当金は、あらかじめ定めている自己査定基準及び決算基準に則り、次のとおり計上しています。
- 個別貸倒引当金については、破産・特別清算等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）にかかる債権について、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
- また、現在、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）にかかる債権については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を判断し、必要と認める額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近の返済実績に基づき回収可能額を算定しています。
- 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資管理課が資産査定を実施し、当該部署から独立した検査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っています。
- ②賞与引当金
- 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち支給対象期間が今年度に帰属する額を計上しています。
- ③退職給付引当金
- 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。
- ア．退職給付見込額の期間帰属方法
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。
- イ．数理計算上の差異の費用処理方法
- 数理計算上の差異については、各事業年度末の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の事業年度から費用処理することとしています。
- ④役員退職慰労引当金
- 役員退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程の定めにに基づく期末要支給額を計上しています。
- ⑤ポイント引当金
- 産直事業を主体として組合員・利用者との関係強化等を目的とする産直ポイント制度に基づき、組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用の発生に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

- ⑥特別業務負担金引当金
- 特別業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。
- (4)収益及び費用の計上基準
- ①収益認識関連
- 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、以下のとおりです。
- ア．購買事業
- 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- イ．販売事業
- い）委託販売取引
- 組合員が生産した農畜産物の販売を受託し、当組合が集荷して卸売市場等に販売する取引であり、当組合は利用者等との契約に基づき、農畜産物を卸売市場等に売り渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農畜産物の卸売市場等への売り渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- ii）買取販売取引
- 組合員が生産した農畜産物を業者等に販売する取引であり、当組合は農畜産物を業者等に売り渡す義務を負っています。この業者等に対する履行義務は、農畜産物の売り渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- ウ．保管事業
- 組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。
- エ．利用事業
- カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- オ．宅地等供給事業
- い）土地・アパート・駐車場等を管理する事業
- 組合員が所有する土地・アパート・駐車場等を管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、管理期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。
- ii）宅地等の売渡しの仲介サービス事業
- 組合員の委託に基づき行う宅地等の引渡しの中介サービス事業であり、利用者等との契約に基づいて当該役務を供給する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。
- カ．高齢者福祉事業
- 要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・訪問看護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供能力を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- キ．加工事業
- 組合員が生産した農畜産物を原料に、缶詰・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、加工品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- (5)消費税及び地方消費税の会計処理の方法
- 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式を採用しています。
- ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しています。
- (6)計算書類等に記載した金額の端数処理の方法
- 記載金額は、百万円を切り捨てて表示しており、金額が百万円の科目については「0」で表示しています。
- (7)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
- ①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
- 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業相互間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業相互間の内部取引も含めて表示しております。
- ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しております。
- ②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
- 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

財務の状況

2. 会計上の見積りに関する注記

- (1)貸出金の一般貸倒引当金計上にあたっての貸倒実績率の補正
- ①当事業年度の計算書類に計上した一般貸倒引当金：79百万円
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- 貸出金などの一般貸倒引当金は、過去の実績をもとにした貸倒実績率を算出し、これに将来見込み等必要な修正を行ったうえで計上しています。将来見込み等必要な修正は、当組合の貸出金のポートフォリオ、主な内訳及び過去の貸倒状況や地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等等に起因する貸倒リスクを合理的に見積っています。このうち、地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な地域経済状況等により、翌年度以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。
- (2)固定資産の減損
- ①当事業年度の計算書類に計上した減損損失：1,217百万円
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- 資産グループに減損の兆候が存在する場合、当該資産グループの将来キャッシュ・フローを見積り、減損を認識するか否かを判定しています。当該将来キャッシュ・フローは、地域の人口動向、経済情勢等組合の外部要因に関する情報や組合が作成した内部資料（過去実績、収支見込み等）をもとに作成した中長期計画及び事業計画の数値を基礎として、各資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮して見積っています。このうち、地域の人口動向、経済情勢及び収支見込み等は一定の仮説に基づいており、地域情勢、将来の不確実な経済状況及び組合の経営状況等により、翌年度以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。
- (3)繰延税金資産の回収可能性
- ①当事業年度の計算書類に計上した金額：6,125百万円（繰延税金負債相殺前）
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- 繰延税金資産は、翌年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度とし計上しています。
- 翌年度以降の課税所得の見積りについては、地域の人口動向、経済情勢等組合の外部要因に関する情報や組合が作成した内部資料（過去実績、収支見込み等）をもとに作成した中長期計画及び事業計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。このうち、地域の人口動向、経済情勢及び収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって将来の課税所得が見積りと異なった場合には、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1)固定資産の圧縮記帳額
- 固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額の総額は924百万円であり、その内訳は次のとおりです。
- | | | | |
|--------|--------|----------|--------|
| 建物 | 246百万円 | 建物付属設備 | 6百万円 |
| 土地 | 249百万円 | その他の固定資産 | 419百万円 |
| 無形固定資産 | 2百万円 | | |
- (2)リース契約により使用する重要な固定資産
- 貸借対照表上に計上した固定資産の他、リースにより使用している重要な資産として、金融窓口端末装置（WM）、業務車両があります。
- (3)子会社等に対する金銭債権・債務の総額
- | | |
|------------------|----------|
| ・子会社等に対する金銭債権の総額 | 30百万円 |
| ・子会社等に対する金銭債務の総額 | 2,105百万円 |
- (4)役員との間の取引による役員に対する金銭債権・債務の総額
- | | |
|--------------------|--------|
| ・理事及び監事に対する金銭債権の総額 | 501百万円 |
| ・理事及び監事に対する金銭債務の総額 | 一百万円 |
- (5)農協法等開示債権の状況
- (単位：百万円)
- | | |
|-------------------|-----|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 205 |
| 危険債権 | 244 |
| 三月以上延滞債権 | － |
| 貸出条件緩和債権 | － |
| 合 計 | 450 |
- ①破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- ②危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性が高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。
- ③三月以上延滞債権とは、元金又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金です。（上記①及び②の債権を除きます。）
- ④貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金です。（上記①、②の債権及び、③の貸出金を除きます。）
- ⑤なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書に関する注記

- (1)子会社等との取引高の総額
- (単位：百万円)
- | | 収益 | 費用 |
|------------|-----|----|
| 事業取引高 | 52 | 1 |
| 事業取引以外の取引高 | 73 | 0 |
| 総 額 | 126 | 1 |

(2)減損損失に関する注記

- ①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要
- 当期に減損損失を認識した固定資産は、次のとおりです。

場所	用途	種類
介護支援センター(福祉安城南)	福祉事業施設	建物、その他固定資産等
デイサービス碧南（福祉碧南）	福祉事業施設	建物、土地、その他固定資産等
デイサービス刈谷南（福祉刈谷南）	福祉事業施設	建物、その他固定資産等
デイサービス安城北（福祉安城北）	福祉事業施設	建物、土地、その他固定資産等
碧南高浜事務所	開発事業施設	建物、土地、その他固定資産
桜井農機サービスセンター	農機事業施設	建物
産直センター刈谷北部	直売所施設	その他固定資産
ファーマーズマーケットでんまあと安城北	直売所施設	土地、その他固定資産
ファーマーズマーケットでんまあと安城中部	直売所施設	建物、土地、その他固定資産
ファーマーズマーケットでんまあと安城西部	直売所施設	建物、その他固定資産

当組合は、事業資産については継続的な収支の把握を行っている支店（本店営業部を含む）・生活店舗・給油所・福祉関連施設・農機センターを、遊休資産及び賃貸不動産については各資産をグループの最小単位としています。また、営農センター、カントリーエレベーター、ライスセンター、育苗施設については管轄地区の共用資産とし、本店、地区の共用資産以外の農業関係等の共同利用施設についてはＪＡ全体の共用資産としています。

②減損損失の認識に至った経緯

農機事業施設、直売所施設、開発事業施設、福祉事業施設は、営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

③特別損失に計上した減損損失の金額及び主な固定資産等の種類ごとの減損損失の内訳

介護支援センター(福祉安城南)
7百万円（建物2百万円、その他固定資産等4百万円）

デイサービス碧南(福祉碧南)
26百万円（建物19百万円、土地3百万円、その他固定資産等3百万円）

デイサービス刈谷南(福祉刈谷南)
0百万円（建物0百万円、その他固定資産等0百万円）

デイサービス安城北（福祉安城北）
14百万円（建物10百万円、土地0百万円、その他固定資産等3百万円）

碧南高浜事務所
0百万円（建物0百万円、土地0百万円、その他固定資産0百万円）

桜井農機サービスセンター
2百万円（建物2百万円）

産直センター刈谷北部
0百万円（その他固定資産0百万円）

ファーマーズマーケットでんまあと安城北
22百万円（土地21百万円、その他固定資産0百万円）

ファーマーズマーケットでんまあと安城中部
1,139百万円(建物733百万円、土地64百万円、その他固定資産341百万円)

ファーマーズマーケットでんまあと安城西部
2百万円（建物2百万円、その他固定資産0百万円）

④回収可能価額の算出方法

遊休資産の回収可能価額については、使用価値または正味売却価額を採用しており、適用した割引率は、2.611％です。

介護支援センター(福祉安城南)、デイサービス碧南（福祉碧南）、デイサービス刈谷南（福祉刈谷南）、デイサービス安城北（福祉安城北）、碧南高浜事務所、桜井農機サービスセンター、産直センター刈谷北部、ファーマーズマーケットでんまあと安城北、ファーマーズマーケットでんまあと安城中部、ファーマーズマーケットでんまあと安城西部の回収可能価額は、正味売却価額を採用しています。なお、正味売却価額は、土地については路線価等を合理的に調整した価額に基づいて評価しており、土地以外の資産については売却価値がないものとして評価しています。

5. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預った貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛知県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア．信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資管理課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査

財務の状況

定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、必要額を貸倒引当金として計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

<市場リスクに係る定量的情報>

(トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.3%下落したものと想定した場合には、経済価値が1,450百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	744,844	743,660	△ 1,183
有価証券	106,657	106,657	－
その他有価証券	106,657	106,657	－
貸出金	186,299		
貸倒引当金(注1)	△ 124		
貸倒引当金控除後	186,175	183,116	△ 3,058
資産計	1,037,677	1,033,434	△ 4,242
貯金	1,045,469	1,041,919	△ 3,549
負債計	1,045,469	1,041,919	△ 3,549

(注1)貸倒引当金は、一般貸倒引当金と個別貸倒引当金の合計額を記載しています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(OVERNIGHT INDEX SWAP、以下、「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。

上場投資信託は取引所の価格によっています。

ウ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。(単位:百万円)

	貸借対照表計上額
外部出資	43,113
合計	43,113

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	744,844	－	－	－	－	－
有価証券	200	4,500	3,000	4,800	6,900	104,200
その他有価証券のうち満期のあるもの	200	4,500	3,000	4,800	6,900	104,200
貸出金(注1,2,3)	10,785	9,553	9,218	8,840	8,463	139,284
合計	755,830	14,053	12,218	13,640	15,363	243,484

(注1)貸出金のうち、当座貸越613百万円については「1年以内」に含めています。
(注2)貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等147百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
(注3)貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部のみが実行されている案件6百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(注)	862,685	40,822	138,847	1,139	1,819	153
合計	862,685	40,822	138,847	1,139	1,819	153

(注)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1)その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。(単位:百万円)

種類		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	受益証券	5,345	2,549	2,796
	小計	5,345	2,549	2,796
	国債	76,062	93,576	△ 17,514
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	地方債	11,845	13,395	△ 1,549
	政府保証債	891	1,100	△ 208
	社債	12,511	14,299	△ 1,787
	小計	101,311	122,371	△ 21,060
合計		106,657	124,921	△ 18,263

(2)当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。(単位:百万円)

	売却額	売却益	売却損
債券	1,043	－	256
社債	1,043	－	256
合計	1,043	－	256

7. 退職給付に関する注記

(1)退職給付に係る注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため特定退職金共済制度及び確定給付企業年金制度を採用しています。

財務の状況

②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	5,404百万円
勤務費用	229百万円
利息費用	91百万円
数理計算上の差異の発生額	△ 477百万円
退職給付の支払額	△ 414百万円
期末における退職給付債務	4,833百万円

③年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	5,414百万円
期待運用収益	60百万円
数理計算上の差異の発生額	5百万円
特定退職金共済制度への提出金	125百万円
確定給付企業年金制度への提出金	98百万円
退職給付の支払額	△ 371百万円
期末における年金資産	5,334百万円

④退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	4,833百万円
年金資産	△ 5,334百万円
特定退職金共済制度	△ 2,299百万円
確定給付企業年金制度	△ 3,035百万円
未積立退職給付債務	△ 500百万円
未認識数理計算上の差異	774百万円
貸借対照表計上額純額	273百万円
退職給付引当金	273百万円

⑤退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	229百万円
利息費用	91百万円
期待運用収益	△ 60百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 271百万円
合計	△ 10百万円

(注)子会社負担分等△0百万円を除外した△11百万円を退職給付費用として会計計上しています。

⑥年金資産の主な内訳

ア. 特定退職金共済制度

債券	71%
年金保険投資	25%
現金及び預金	4%
合計	100%

イ. 確定給付企業年金制度

一般勘定	100%
------	------

⑦長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	2.59%
長期期待運用収益率	1.12%

(2)特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金は78百万円であり、特例業務負担金引当金から取り崩しています。

なお、同共済組合より示された令和8年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は500百万円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位:百万円)

繰延税金資産	
貸倒引当金超過	20
退職給付引当金	76
賞与引当金	65
役員退職慰労金引当金	17
特例業務負担金引当金	140
固定資産減損損失	882
有価証券減損処理	58
ポイント引当金	9
未払事業税等	33
資産除去債務	58
その他有価証券評価差額金	5,191
その他	56
繰延税金資産 小計	6,610
評価性引当額	△ 485
繰延税金資産 合計	6,125
繰延税金負債	
資産除去債務相当資産	△ 39
繰延税金負債 合計	△ 39
繰延税金資産の純額	6,085

9. 収益認識に関する注記

「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

財務の状況

注記表（令和6年度）

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1)資産の評価基準及び評価方法
- ①有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
- 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有区分ごとに次のとおり行っています。
- 子会社株式……………移動平均法による原価法
 - ・其他有価証券
- 時価のあるもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）
- 市場価格のない株式等…移動平均法による原価法
- ②棚卸資産の評価基準及び評価方法
- 棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおり行っています。
- ・購買品・販売品（店舗在庫）……………売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - ・購買品・販売品（店舗在庫以外）…移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - ・購買品（大型農機）……………個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - ・その他の棚卸資産（店舗在庫以外）…移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (2)固定資産の減価償却方法
- ①有形固定資産（リース資産を除く）
- 定率法により償却しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法により償却しています。
- なお、カントリー・ライス施設（安城以外）については、平成23年4月1日以降に取得したものでより定額法を採用しています。
- 主な耐用年数は以下の通りです。
- ・建物　　　　　5年～50年
 - ・機械装置　　　2年～15年
- ②無形固定資産
- 定額法によっています。
- なお、借地にかかる造成費等は、残存価額を0として、見込借地期間で均等償却しています。また、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。
- ③リース資産
- リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする定額法により償却しています。
- (3)引当金の計上基準
- ①貸倒引当金
- 貸倒引当金は、あらかじめ定めている自己査定基準及び決算基準に則り、次のとおり計上しています。
- 個別貸倒引当金については、破産・特別清算等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）にかかる債権について、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
- また、現在、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）にかかる債権については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を判断し、必要と認める額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近の返済実績に基づき回収可能額を算定しています。
- 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資管理課が資産査定を実施し、当該部署から独立した検査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っています。
- ②賞与引当金
- 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち支給対象期間が今年度に帰属する額を計上しています。
- ③退職給付引当金
- 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。
- ア. 退職給付見込額の期間帰属方法
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。
- イ. 数理計算上の差異の費用処理方法
- 数理計算上の差異については、各事業年度末の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の事業年度から費用処理することとしています。
- ④役員退職慰労引当金
- 役員退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程の定めに基づく期末要支給額を計上しています。
- ⑤ポイント引当金
- 産直事業を主体として組合員・利用者との関係強化等を目的とする産直ポイント制度に基づき、組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用の発生に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

- ⑥特別業務負担金引当金
- 特別業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。
- (4)収益及び費用の計上基準
- ①収益認識関連
- 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、以下のとおりです。
- ア. 購買事業
- 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- イ. 販売事業
- い）委託販売取引
- 組合員が生産した農畜産物の販売を受託し、当組合が集荷して卸売市場等に販売する取引であり、当組合は利用者等との契約に基づき、農畜産物を卸売市場等に売り渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農畜産物の卸売市場等への売渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- ii）買取販売取引
- 組合員が生産した農畜産物を業者等に販売する取引であり、当組合は農畜産物を業者等々に売り渡す義務を負っています。この業者等に対する履行義務は、農畜産物の売り渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- ウ. 保管事業
- 組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。
- エ. 利用事業
- カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- オ. 宅地等供給事業
- い）土地・アパート・駐車場等を管理する事業
- 組合員が所有する土地・アパート・駐車場等を管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、管理期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。
- ii）宅地等の売渡しの仲介サービス事業
- 組合員の委託に基づき行う宅地等の引渡しの仲介サービス事業であり、利用者等との契約に基づいて当該役務を供給する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。
- カ. 高齢者福祉事業
- 要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・訪問看護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- キ. 加工事業
- 組合員が生産した農畜産物を原料に、缶詰・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、加工品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- (5)消費税及び地方消費税の会計処理の方法
- 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式を採用しています。
- ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しています。
- (6)計算書類等に記載した金額の端数処理の方法
- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額が百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (7)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
- ①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
- 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業相互間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業相互間の内部取引も含めて表示しております。
- ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しております。
- ②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
- 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

財務の状況

2. 会計上の見積りに関する注記

- (1)貸出金等の一般貸引当金計上にあたっての貸倒実績率の補正
- ①当事業年度の計算書類に計上した一般貸倒引当金：83百万円
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- 貸出金などの一般貸倒引当金は、過去の実績をもとにした貸倒実績率を算出し、これに将来見込み等必要な修正を行ったうえで計上しています。将来見込み等必要な修正は、当組合の貸出金のポート・フォリオ、主な内訳及び過去の貸倒状況や地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等に起因する貸倒リスクを合理的に見積っています。このうち、地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な地域経済状況等により、翌年度以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。
- (2)固定資産の減損
- ①当事業年度の計算書類に計上した減損損失：123百万円
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- 資産グループに減損の兆候が存在する場合、当該資産グループの将来キャッシュ・フローを見積り、減損を認識するか否かを判定しています。当該将来キャッシュ・フローは、地域の人口動向、経済情勢等組合の外部要因に関する情報や組合が作成した内部資料（過去実績、収支見込み等）をもとに作成した中長期計画及び事業計画の数値を基礎として、各資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮して見積っています。このうち、地域の人口動向、経済情勢及び収支見込み等は一定の仮説に基づいており、地域情勢、将来の不確実な経済状況及び組合の経営状況等により、翌年度以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。
- (3)繰延税金資産の回収可能性
- ①当事業年度の計算書類に計上した金額：4,153百万円（繰延税金負債相殺前）
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- 繰延税金資産は、翌年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度とし計上しています。
- 翌年度以降の課税所得の見積りについては、地域の人口動向、経済情勢等組合の外部要因に関する情報や組合が作成した内部資料（過去実績、収支見込み等）をもとに作成した中長期計画及び事業計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。このうち、地域の人口動向、経済情勢及び収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって将来の課税所得が見積りと異なった場合には、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1)固定資産の圧縮記帳額
- 固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額の総額は926百万円であり、その内訳は次のとおりです。
- | | | | |
|--------|--------|----------|--------|
| 建物 | 246百万円 | 建物付属設備 | 6百万円 |
| 土地 | 249百万円 | その他の固定資産 | 422百万円 |
| 無形固定資産 | 2百万円 | | |
- (2)リース契約により使用する重要な固定資産
- 貸借対照表上に計上した固定資産の他、リースにより使用している重要な資産として、金融窓口端末装置（WM）、業務車両があります。
- (3)子会社等に対する金銭債権・債務の総額
- | | |
|------------------|----------|
| ・子会社等に対する金銭債権の総額 | 58百万円 |
| ・子会社等に対する金銭債務の総額 | 1,991百万円 |
- (4)役員との間の取引による役員に対する金銭債権・債務の総額
- | | |
|--------------------|--------|
| ・理事及び監事に対する金銭債権の総額 | 530百万円 |
| ・理事及び監事に対する金銭債務の総額 | －百万円 |
- (5)農協法等開示債権の状況
- (単位：百万円)

破産更生債権及びこれらに準ずる債権	331
危険債権	223
三月以上延滞債権	－
貸出条件緩和債権	－
合　計	555

- ①破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- ②危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性が高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。
- ③三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金です。（上記①及び②の債権を除きます。）
- ④貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金です。（上記①、②の債権及び、③の貸出金を除きます。）
- ⑤なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書に関する注記

- (1)子会社等との取引高の総額
- (単位：百万円)
- | | 収益 | 費用 |
|------------|-----|----|
| 事業取引高 | 34 | 0 |
| 事業取引以外の取引高 | 67 | 0 |
| 総　額 | 102 | 0 |

(2)減損損失に関する注記

- ①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要
- 当期に減損損失を認識した固定資産は、次のとおりです。

場所	用途	種類
介護支援センター(福祉安城南)	福祉事業施設	建物、その他固定資産等
デイサービス碧南（福祉碧南）	福祉事業施設	建物、土地、その他固定資産等
デイサービス刈谷南（福祉刈谷南）	福祉事業施設	建物、その他固定資産等
デイサービス安城北（福祉安城北）	福祉事業施設	建物、土地、その他固定資産等
碧南高浜事務所	開発事業施設	建物、その他固定資産
安城中支店	営業用店舗	建物、土地、その他固定資産等
桜井農機サービスセンター	農機事業施設	その他固定資産
産直センター刈谷北部	直売所施設	建物、その他固定資産
ファーマーズマーケットでんまゐと安城北	直売所施設	建物、その他固定資産
ファーマーズマーケットでんまゐと安城西部	直売所施設	建物、その他固定資産
総合センター給油所	燃料事業施設	建物、土地、その他固定資産
旧東尾上条支店他	遊休資産	建物、土地他

当組合は、事業資産については継続的な収支の把握を行っている支店（本店営業部を含む）、生活店舗・給油所・福祉関連施設・農機センターを、遊休資産及び賃貸不動産については各資産をグループの最小単位としています。また、営農センター、カントリーエレベーター、ライスセンター、育苗施設については管轄地区の共用資産とし、本店、地区の共用資産以外の農業関係等の共同利用施設についてはＪＡ全体の共用資産としています。

②減損損失の認識に至った経緯

農機事業施設、燃料事業施設、直売所施設、開発事業施設、福祉事業施設、営業用店舗は、営業収支が２期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。遊休資産については、使用価値が帳簿価額まで達しないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

- ③特別損失に計上した減損損失の金額及び主な固定資産等の種類ごとの減損損失の内訳
- | | |
|------------------------------------|--|
| 介護支援センター(福祉安城南) | |
| 12百万円（建物0百万円、その他固定資産等11百万円） | |
| デイサービス碧南(福祉碧南) | |
| 3百万円（建物2百万円、土地0百万円、その他固定資産等0百万円） | |
| デイサービス刈谷南(福祉刈谷南) | |
| 10百万円（建物5百万円、その他固定資産等4百万円） | |
| デイサービス安城北（福祉安城北） | |
| 1百万円（建物1百万円、土地0百万円、その他固定資産等0百万円） | |
| 碧南高浜事務所 | |
| 0百万円（建物0百万円、その他固定資産0百万円） | |
| 安城中支店 | |
| 53百万円（建物48百万円、土地4百万円、その他固定資産等1百万円） | |
| 桜井農機サービスセンター | |
| 0百万円（その他固定資産0百万円） | |
| 産直センター刈谷北部 | |
| 2百万円（建物0百万円、その他固定資産1百万円） | |
| ファーマーズマーケットでんまゐと安城北 | |
| 27百万円（建物7百万円、その他固定資産19百万円） | |
| ファーマーズマーケットでんまゐと安城西部 | |
| 3百万円（建物0百万円、その他固定資産3百万円） | |
| 総合センター給油所 | |
| 0百万円（建物0百万円、土地0百万円、その他固定資産0百万円） | |
| 旧東尾上条支店他 | |
| 6百万円（建物0百万円、土地6百万円、その他固定資産0百万円） | |

- ④回収可能価額の算出方法
- 遊休資産の回収可能価額については、使用価値または正味売却価格を採用しており、適用した割引率は、2.705%です。
- 介護支援センター（福祉安城南）、デイサービス碧南（福祉碧南）、デイサービス刈谷南（福祉刈谷南）、デイサービス安城北（福祉安城北）、碧南高浜事務所、安城中支店、桜井農機サービスセンター、産直センター刈谷北部、ファーマーズマーケットでんまゐと安城北、ファーマーズマーケットでんまゐと安城西部、総合センター給油所の回収可能価額は、正味売却価額を採用しています。なお、正味売却価額は、土地については路線価等を合理的に調整した価額に基づいて評価しており、土地以外の資産については売却価値がないものとして評価しています。
- (3)特別利益及び特別損失に関する注記
- 固定資産処分益には、西三河都市計画事業安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業の換地処分による交換差益120百万円が含まれており、同額を固定資産圧縮損として計上しています。

財務の状況

5. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預った貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余剰金を愛知県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資管理課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、必要額を貸倒引当金として計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。＜市場リスクに係る定量的情報＞

（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちのその他有価証券に分類している債券、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.35%上昇したものと想定した場合には、経済価値が2,922百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもありま

(2)金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	763,449	761,715	△ 1,733
有価証券	101,862	101,862	－
その他有価証券	101,862	101,862	－
貸出金	175,954		
貸倒引当金（注1）	△ 130		
貸倒引当金控除後	175,823	174,954	△ 868
資産計	1,041,135	1,038,533	△ 2,601
貯金	1,044,701	1,042,398	△ 2,302
負債計	1,044,701	1,042,398	△ 2,302

（注1）貸倒引当金は、一般貸倒引当金と個別貸倒引当金の合計額を記載しています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap、以下、「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。

上場投資信託は取引所の価格によっています。

ウ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
外部出資	43,113
合計	43,113

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	763,449	－	－	－	－	－
有価証券	1,000	400	4,500	2,200	4,800	100,700
その他有価証券のうち満期のあるもの	1,000	400	4,500	2,200	4,800	100,700
貸出金（注1,2,3）	10,616	9,342	9,035	8,643	8,269	129,912
合計	775,065	9,742	13,535	10,843	13,069	230,612

（注1）貸出金のうち、当座貸越639百万円については「1年以内」に含めています。

（注2）貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等122百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

（注3）貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部のみが実行されている案件10百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（注）	912,420	79,134	50,397	1,457	1,109	183
合計	912,420	79,134	50,397	1,457	1,109	183

（注）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

財務の状況

6. 有価証券に関する注記

(1)その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。（単位：百万円）

種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	604	602
	地方債	300	299
	社債	1,301	1,300
	受益証券	2,814	1,238
	小計	5,021	3,440
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	71,156	82,207
	地方債	10,846	11,798
	政府保証債	964	1,100
	社債	13,674	15,099
	受益証券	199	199
	小計	96,841	110,405
合計	101,862	113,845	△ 11,982

(2)当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。（単位：百万円）

	売却額	売却益	売却損
受益証券	637	297	－
合計	637	297	－

7. 退職給付に関する注記

(1)退職給付に係る注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため特定退職金共済制度及び確定給付企業年金制度を採用しています。

②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	5,979百万円
勤務費用	264百万円
利息費用	55百万円
数理計算上の差異の発生額	△ 510百万円
退職給付の支払額	△ 384百万円
期末における退職給付債務	5,404百万円

③年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	5,473百万円
期待運用収益	56百万円
数理計算上の差異の発生額	△ 34百万円
特定退職金共済制度への拠出金	149百万円
確定給付企業年金制度への拠出金	101百万円
退職給付の支払額	△ 331百万円
期末における年金資産	5,414百万円

④退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	5,404百万円
年金資産	△ 5,414百万円
特定退職金共済制度	△ 2,349百万円
確定給付企業年金制度	△ 3,065百万円
未積立退職給付債務	△ 10百万円
未認識数理計算上の差異	562百万円
貸借対照表計上純額	552百万円
退職給付引当金	552百万円

⑤退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	264百万円
利息費用	55百万円
期待運用収益	△ 56百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 165百万円
合計	98百万円

（注）子会社負担分等0百万円を減額した97百万円を退職給付費用として会計計上しています。

⑥年金資産の主な内訳

ア. 特定退職金共済制度	
債券	72%
年金保険投資	25%
現金及び預金	3%
合計	100%

イ. 確定給付企業年金制度

一般勘定	100%
------	------

⑦長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	1.71%
長期期待運用収益率	1.03%

(2)特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため提出した特例業務負担金は72百万円であり、特例業務負担金引当金から取り崩しています。

なお、同共済組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は515百万円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

（単位：百万円）

繰延税金資産	
貸倒引当金超過	23
退職給付引当金	154
賞与引当金	58
役員退職慰労金引当金	14
特例業務負担金引当金	145
固定資産減損損失	580
有価証券減損処理	58
ポイント引当金	9
未払事業税等	32
資産除去債務	56
その他有価証券評価差額金	3,426
その他	55
繰延税金資産 小計	4,615
評価性引当額	△ 462
繰延税金資産 合計	4,153
繰延税金負債	
資産除去債務相当資産	△ 41
繰延税金負債 合計	△ 41
繰延税金資産の純額	4,111

(2)法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.4%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 2.5%
法人税額の税額控除	△ 0.3%
評価性引当額の増減	1.6%
住民税の均等割額等	0.2%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	△ 0.5%
その他	△ 0.6%
税効果適用後の法人税等負担率	25.8%

(3)税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.4%から28.1%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は98百万円増加し、その他有価証券評価差額金は85百万円減少し、法人税等調整額は13百万円減少しております。

9. 収益認識に関する注記

「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

財務の状況

注記表（令和5年度）

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1)資産の評価基準及び評価方法
- ①有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
- 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有区分ごとに次のとおり行っています。
- ・子会社株式……………移動平均法による原価法
 - ・其他有価証券
- 時価のあるもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）
- 市場価格のない株式等…移動平均法による原価法
- ②棚卸資産の評価基準及び評価方法
- 棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおり行っています。
- ・購買品（店舗在庫）……………売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - ・購買品（店舗在庫以外）……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - ・購買品（大型農機）……………個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - ・その他の棚卸資産（店舗在庫以外）…最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (2)固定資産の減価償却方法
- ①有形固定資産（リース資産を除く）
- 定率法により償却しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法により償却しています。
- なお、カントリー・ライス施設（安城以外）については、平成23年4月1日以降に取得したものであり定額法を採用しています。
- 主な耐用年数は以下の通りです。
- ・建物 5年～50年
 - ・機械装置 2年～15年
- ②無形固定資産
- 定額法によっています。
- なお、借地にかかる造成費等は、残存価額を0として、見込借地期間で均等償却しています。また、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。
- ③リース資産
- リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする定額法により償却しています。
- (3)引当金の計上基準
- ①貸倒引当金
- 貸倒引当金は、あらかじめ定めている自己査定基準及び決算基準に則り、次のとおり計上しています。
- 個別貸倒引当金については、破産・特別清算等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）にかかる債権について、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
- また、現在、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）にかかる債権については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を判断し、必要と認める額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近の返済実績に基づき回収可能額を算定しています。
- 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資管理課が資産査定を実施し、当該部署から独立した検査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っています。
- ②賞与引当金
- 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち支給対象期間が今年度に帰属する額を計上しています。
- ③退職給付引当金
- 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。
- ア．退職給付見込額の期間帰属方法
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。
- イ．数理計算上の差異の費用処理方法
- 数理計算上の差異については、各事業年度末の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の事業年度から費用処理することとしています。
- ④役員退職慰労引当金
- 役員退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程の定めにに基づく期末未支給額を計上しています。
- ⑤ポイント引当金
- 産直事業を主体として組合員・利用者との関係強化等を目的とする産直ポイント制度に基づき、組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用の発生に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

- ⑥特別業務負担金引当金
- 特別業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。
- (4)収益及び費用の計上基準
- ①収益認識関連
- 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、以下のとおりです。
- ア．購買事業
- 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- イ．販売事業
- い）委託販売取引
- 組合員が生産した農畜産物の販売を受託し、当組合が集荷して卸売市場等に販売する取引であり、当組合は利用者等との契約に基づき、農畜産物を卸売市場等に売り渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農畜産物の卸売市場等への売渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- ii）買取販売取引
- 組合員が生産した農畜産物を業者等に販売する取引であり、当組合は農畜産物を業者等に売り渡す義務を負っています。この業者等に対する履行義務は、農畜産物の売り渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- ウ．保管事業
- 組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。
- エ．利用事業
- カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- オ．宅地等供給事業
- い）土地・アパート・駐車場等を管理する事業
- 組合員が所有する土地・アパート・駐車場等を管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、管理期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。
- ii）宅地等の売渡しの仲介サービス事業
- 組合員の委託に基づき行う宅地等の引渡しの仲介サービス事業であり、利用者等との契約に基づいて当該役務を供給する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。
- カ．高齢者福祉事業
- 要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・訪問看護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- キ．加工事業
- 組合員が生産した農畜産物を原料に、缶詰・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、加工品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- (5)消費税及び地方消費税の会計処理の方法
- 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式を採用しています。
- ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しています。
- (6)計算書類等に記載した金額の端数処理の方法
- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額が百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (7)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
- ①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
- 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業相互間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業相互間の内部取引も含めて表示しております。
- ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しております。
- ②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
- 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

財務の状況

2.会計上の見積りに関する注記

- (1)貸出金等の一般貸引当金計上にあたっての貸倒実績率の補正
- ①当事業年度の計算書類に計上した一般貸倒引当金：86百万円
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- 貸出金などの一般貸倒引当金は、過去の実績をもとにした貸倒実績率を算出し、これに将来見込み等必要な修正を行ったうえで計上しています。将来見込み等必要な修正は、当組合の貸出金のポート・フォリオ、主な内訳及び過去の貸倒状況や地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等に起因する貸倒リスクを合理的に見積っています。このうち、地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な地域経済状況等により、翌年度以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。
- (2)固定資産の減損
- ①当事業年度の計算書類に計上した減損損失：300百万円
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- 資産グループに減損の兆候が存在する場合、当該資産グループの将来キャッシュ・フローを見積り、減損を認識するか否かを判定しています。当該将来キャッシュ・フローは、地域の人口動向、経済情勢等組合の外部要因に関する情報や組合が作成した内部資料（過去実績、収支見込み等）をもとに作成した中長期計画及び事業計画の数値を基礎として、各資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮して見積っています。このうち、地域の人口動向、経済情勢及び収支見込み等は一定の仮説に基づいており、地域情勢、将来の不確実な経済状況及び組合の経営状況等により、翌年度以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。
- (3)繰延税金資産の回収可能性
- ①当事業年度の計算書類に計上した金額：2,073百万円（繰延税金負債相殺前）
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- 繰延税金資産は、翌年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度とし計上しています。
- 翌年度以降の課税所得の見積りについては、地域の人口動向、経済情勢等組合の外部要因に関する情報や組合が作成した内部資料（過去実績、収支見込み等）をもとに作成した中長期計画及び事業計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。このうち、地域の人口動向、経済情勢及び収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって将来の課税所得が見積りと異なった場合には、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3.貸借対照表に関する注記

- (1)固定資産の圧縮記帳額
- 固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額の総額は808百万円であり、その内訳は次のとおりです。
- | | | | |
|--------|--------|----------|--------|
| 建物 | 246百万円 | 建物付属設備 | 6百万円 |
| 土地 | 128百万円 | その他の固定資産 | 426百万円 |
| 無形固定資産 | 0百万円 | | |
- (2)リース契約により使用する重要な固定資産
- 貸借対照表上に計上した固定資産の他、リースにより使用している重要な資産として、金融窓口端末装置（WM）、業務車両があります。
- (3)子会社等に対する金銭債権・債務の総額
- | | |
|------------------|----------|
| ・子会社等に対する金銭債権の総額 | 63百万円 |
| ・子会社等に対する金銭債務の総額 | 1,833百万円 |
- (4)役員との間の取引による役員に対する金銭債権・債務の総額
- | | |
|--------------------|--------|
| ・理事及び監事に対する金銭債権の総額 | 564百万円 |
| ・理事及び監事に対する金銭債務の総額 | －千円 |
- (5)農協法等開示債権の状況
- (単位：百万円)
- | | |
|-------------------|-----|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 331 |
| 危険債権 | 285 |
| 三月以上延滞債権 | － |
| 貸出条件緩和債権 | － |
| 合 計 | 616 |
- ①破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- ②危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性が高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。
- ③三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金です。（上記①及び②の債権を除きます。）
- ④貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金です。（上記①、②、③の貸出金を除きます。）
- ⑤なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書に関する注記

- (1)子会社等との取引高の総額
- (単位：百万円)
- | | 収益 | 費用 |
|------------|-----|----|
| 事業取引高 | 48 | 0 |
| 事業取引以外の取引高 | 83 | 3 |
| 総 額 | 131 | 3 |

(2)減損損失に関する注記

- ①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要
- 当期に減損損失を認識した固定資産は、次のとおりです。

場所	用途	種類
碧南農機サービスセンター	農機事業施設	建物、土地、その他固定資産
農機センター	農機事業施設	建物、土地、その他固定資産
桜井農機サービスセンター	農機事業施設	その他固定資産
燃料センター	燃料事業施設	建物、土地、その他固定資産
総合センター給油所	燃料事業施設	建物、土地、その他固定資産
自動車センター	自動車整備販売事業施設	建物、土地、その他固定資産等
ファーマーズマーケットでんまゝと安城西部	直売所施設	その他固定資産等
ファーマーズマーケットでんまゝと刈谷南	直売所施設	建物、土地、その他固定資産
産直センター安城東部	直売所施設	土地、その他固定資産
産直センター刈谷北部	直売所施設	建物、その他固定資産
産直センター安城桜井	直売所施設	直売所施設
産直センター高浜	直売所施設	建物、土地、その他固定資産
資産相談センター	開発事業施設	建物、土地
碧南高浜事務所	開発事業施設	建物、土地、その他固定資産等
介護支援センター（福祉安城南）	福祉事業施設	その他固定資産等
デイサービス刈谷南（福祉刈谷南）	福祉事業施設	建物、土地、その他固定資産等
デイサービス碧南（福祉碧南）	福祉事業施設	福祉事業施設
デイサービス安城北（福祉安城北）	福祉事業施設	建物、土地、その他固定資産等
旧東尾上条支店他	遊休資産	建物、土地他

当組合は、事業資産については継続的な収支の把握を行っている支店（本店営業部を含む）・生活店舗・給油所・福祉関連施設・農機センターを、遊休資産及び賃貸不動産については各資産をグループの最小単位としています。また、営農センター、カントリーエレベーター、ライスセンター、育苗施設については管轄地区の共用資産とし、本店、地区の共用資産以外の農業関係等の共同利用施設についてはＪＡ全体の共用資産としています。

②減損損失の認識に至った経緯

農機事業施設、燃料事業施設、自動車整備販売事業施設、直売所施設、開発事業施設、福祉事業施設は、営業収支が２期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。遊休資産については、使用価値が帳簿価額まで達しないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

③特別損失に計上した減損損失の金額及び主な固定資産等の種類ごとの減損損失の内訳

- 碧南農機サービスセンター
- 13百万円（建物0百万円、土地12百万円、その他固定資産0百万円）
- 農機センター
- 21百万円（建物5百万円、土地15百万円、その他固定資産0百万円）
- 桜井農機サービスセンター
- 0百万円（その他固定資産0百万円）
- 燃料センター
- 7百万円（建物3百万円、土地2百万円、その他固定資産1百万円）
- 総合センター給油所
- 11百万円（建物5百万円、土地4百万円、その他固定資産1百万円）
- 自動車センター
- 1百万円（建物0百万円、土地0百万円、その他固定資産等0百万円）
- ファーマーズマーケットでんまゝと安城西部
- 4百万円（その他固定資産等4百万円）
- ファーマーズマーケットでんまゝと刈谷南
- 24百万円（建物13百万円、土地6百万円、その他固定資産4百万円）
- 産直センター安城東部
- 1百万円（土地1百万円、その他固定資産0百万円）
- 産直センター刈谷北部
- 0百万円（建物0百万円、その他固定資産0百万円）
- 産直センター安城桜井
- 0百万円（その他固定資産0百万円）
- 産直センター高浜
- 11百万円（建物8百万円、土地2百万円、その他固定資産1百万円）
- 資産相談センター
- 1百万円（建物1百万円、土地0百万円）
- 碧南高浜事務所
- 1百万円（建物0百万円、土地1百万円、その他固定資産等0百万円）
- 介護支援センター（福祉安城南）
- 2百万円（その他固定資産等2百万円）
- デイサービス刈谷南（福祉刈谷南）
- 35百万円（建物18百万円、土地11百万円、その他固定資産等5百万円）
- デイサービス碧南（福祉碧南）
- 9百万円（建物7百万円、土地1百万円、その他固定資産等0百万円）
- デイサービス安城北（福祉安城北）
- 9百万円（建物8百万円、土地0百万円、その他固定資産等0百万円）
- 旧東尾上条支店他
- 140百万円（建物2百万円、土地137百万円、その他固定資産等0百万円）
- ④回収可能価額の算出方法
- 遊休資産の回収可能価額については、使用価値または正味売却価格を採用しており、適用した割引率は、2.735%です。
- 碧南農機サービスセンター、農機センター、桜井農機サービスセンター、燃料センター、総合センター給油所、自動車センター、ファーマーズマーケット

財務の状況

でんまぁと安城西部、ファーマーズマーケットでんまぁと刈谷南、産直センター安城東部、産直センター刈谷北部、産直センター安城桜井、産直センター高浜、碧南高浜事務所、資産相談センター、介護支援センター(福祉安城南)、ディサービス刈谷南(福祉刈谷南)、ディサービス碧南(福祉碧南)、ディサービス安城北(福祉安城北)の回収可能価額は、正味売却価額を採用しています。なお、正味売却価額は、土地については路線価等を合理的に調整した価額に基づいて評価しており、土地以外の資産については売却価値がないものとして評価しています。

5. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預った貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛知県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資管理課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、必要額を貸倒引当金として計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

<市場リスクに係る定量的情報>

(トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.48％下落したものと想定した場合には、経済価値が4,281百万円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	812,584	812,127	△ 457
有価証券	88,882	88,882	－
その他有価証券	88,882	88,882	－
貸出金	160,524		
貸倒引当金(注1)	△ 137		
貸倒引当金控除後	160,387	161,330	942
資産計	1,061,854	1,062,339	485
貯金	1,045,677	1,044,838	△ 839
負債計	1,045,677	1,044,838	△ 839

(注1)貸倒引当金は、一般貸倒引当金と個別貸倒引当金の合計額を記載しています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap、以下、「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。

上場投資信託は取引所の価格によっています。

ウ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。(単位:百万円)

	貸借対照表計上額
外部出資	30,108
合計	30,108

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	812,584	－	－	－	－	－
有価証券	700	1,000	400	500	2,200	88,000
その他有価証券のうち満期のあるもの	700	1,000	400	500	2,200	88,000
貸出金(注1,2,3)	10,195	8,881	8,573	8,219	7,869	116,697
合計	823,479	9,881	8,973	8,719	10,069	204,697

(注1)貸出金のうち、当座貸越622百万円については「1年以内」に含めています。

(注2)貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等74百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(注3)貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部のみが実行されている案件14百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(注)	865,173	83,606	94,203	1,217	1,280	195
合計	865,173	83,606	94,203	1,217	1,280	195

(注)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

財務の状況

6. 有価証券に関する注記

(1)その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。(単位:百万円)

種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	8,364	8,272
	地方債	6,034	5,898
	社債	5,223	5,103
	受益証券	3,518	1,377
	小計	23,141	20,652
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	48,017	53,651
	地方債	6,021	6,400
	政府保証債	1,046	1,100
	社債	10,656	11,395
	小計	65,740	72,547
合計	88,882	93,199	△ 4,317

(2)当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。(単位:百万円)

	売却額	売却益	売却損
債券	523	－	76
国債	523	－	76
合計	523	－	76

7. 退職給付に関する注記

(1)退職給付に係る注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため特定退職金共済制度及び確定給付企業年金制度を採用しています。

②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	6,077百万円
勤務費用	282百万円
利息費用	38百万円
数理計算上の差異の発生額	△ 152百万円
退職給付の支払額	△ 266百万円
期末における退職給付債務	5,979百万円

③年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	5,347百万円
期待運用収益	53百万円
数理計算上の差異の発生額	29百万円
特定退職金共済制度への拠出金	149百万円
確定給付企業年金制度への拠出金	115百万円
退職給付の支払額	△ 222百万円
期末における年金資産	5,473百万円

④退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された

退職給付引当金の調整表	
退職給付債務	5,979百万円
年金資産	△ 5,473百万円
特定退職金共済制度	△ 2,432百万円
確定給付企業年金制度	△ 3,040百万円
未積立退職給付債務	506百万円
未認識数理計算上の差異	251百万円
貸借対照表計上額純額	758百万円
退職給付引当金	758百万円

⑤退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	282百万円
利息費用	38百万円
期待運用収益	△ 53百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 50百万円
合計	216百万円

(注)子会社負担分等2百万円を減額した214百万円を退職給付費用として会計計上しています。

⑥年金資産の主な内訳

ア. 特定退職金共済制度	
債券	63%
年金保険投資	28%
現金及び預金	4%
その他	5%
合計	100%

イ. 確定給付企業年金制度

一般勘定	100%
------	------

⑦長期期待運用収益率の設定方法に関する記載
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項	
割引率	0.94%
長期期待運用収益率	1.00%

(2)特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため提出した特例業務負担金は72百万円であり、特例業務負担金引当金から取り崩しています。

なお、同共済組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は578百万円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳(単位:百万円)

繰延税金資産	
貸倒引当金超過	22
退職給付引当金	207
賞与引当金	90
役員退職慰労金引当金	10
特例業務負担金引当金	164
固定資産減損損失	565
有価証券減損処理	57
ポイント引当金	8
未払事業税等	38
資産除去債務	19
その他有価証券評価差額金	1,240
その他	55
繰延税金資産 小計	2,483
評価性引当額	△ 409
繰延税金資産 合計	2,073
繰延税金負債	
資産除去債務相当資産	△ 6
繰延税金負債 合計	△ 6
繰延税金資産の純額	2,066

(2)法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しています。

9. 収益認識に関する注記

「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

■ 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和7年度	令和6年度	令和5年度
1. 当期末処分剰余金	2,616	2,437	2,149
2. 剰余金処分額	2,267	2,021	1,744
(1) 利益準備金	－	35	50
(2) 任意積立金 (注1)	2,124	1,841	1,550
(うち目的積立金)	(1,874)	(1,781)	(1,250)
(うち特別積立金)	(250)	(60)	(300)
(3) 出資配当金 (注2)	143	143	143
3. 次期繰越剰余金 (注3)	348	415	405

(単位：百万円)

種 類	目 的 ・ 積 立 基 準 ・ 取 崩 基 準	積立目標額	令和7年度 剰余金処分後積立額
施 設 投 資 積 立 金	中長期的に予定する施設取得の資金準備のために積立を行い、取得した年度において理事会の決議により必要と認めた額を取り崩す。	8,000	8,000
農 業 ・ 農 村 振 興 基 金	農協法第10条第1項第1号及び第13号の事業に要する費用に充てるために基金造成を行う。基金の運用果実がその費用を超える状態が相当の期間継続した場合、相当額の取り崩しを行う。	2,551	1,038
研 究 開 発 基 金	新規事業活動の育成等のために行う調査研究、試験開発等に要する費用に充てるために基金造成を行う。基金の運用果実がその費用を超える状態が相当の期間継続した場合、相当額の取り崩しを行う。	3,364	3,298
カ ン ト リ ー ・ ラ イ ス セ ン タ ー 修 繕 積 立 金	カントリー・ライスセンターの将来の大規模修繕に備えるために積立を行い、修繕を行った年度において理事会の決議により必要と認めた額を取り崩す。	2,000	2,000
リ ス ク 対 策 積 立 金	経済動向の悪化に伴う債権の貸倒や有価証券の減損・処分、固定資産の減損、地震・台風等の大規模災害、法令改正・会計基準の変更、社会保障制度の変更などによる多額の損失の発生に備えて積立てを行い、多額の損失が発生した場合に理事会の決議により相当額以内で取り崩しを行う。	12,000	4,800
情報システム対策積立金	中長期的に予定する情報システムに関する開発、更新、利用及び機器取得などの投資に備え積立を行う。取り崩しは投資年度より行うこととし、費用相当額を発生年度に理事会の決議により取り崩しを行う。	200	200
災害等農業者支援積立金	予期せぬ災害、農産物価格の下落や資材価格の高騰等により、管内農業に危機的な影響が発生した場合に農業者へ支援を行うために積立を行い、支援措置を行った年度において、理事会の決議により必要と認めた額の取り崩しを行う。	2,000	2,000
税 効 果 調 整 積 立 金	繰延税金資産（法人税等の前払部分）の剰余金処分为を留保するために積立を行う。取崩は法人税等の前払金額が回収された金額を取り崩す。		894

(注1) 任意積立金のうち目的積立金の種類、積立目的、積立基準、取崩基準、積立目標額、剰余金処分後積立額は上記のとおりであり、今年度は施設投資積立金を620百万円、リスク対策積立金を1,000百万円、災害等農業者支援積立金を45百万円、税効果調整積立金208百万円を積み立てます。

(注2) 出資配当は年4％の割合です。
令和7年度：4％
令和6年度：4％
令和5年度：4％

(注3) リスク対策積立金について、積立目標額を7,000百万円増額しています。

(注4) 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。
令和7年度：45百万円
令和6年度：95百万円
令和5年度：90百万円

(※) 記念事業積立金は、誕生30年事業の費用に充てるため金額取り崩しました。

■ 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

1. 私は令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表に関する全ての重要な点において適正に表示されていることを確認しました。

2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の態勢が整備され、有効に機能していることを確認しました。

①業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する態勢が整備されております。

②業務の実施部署から独立した内部監査部署が内部管理体制の適切性・有効性を検証しております。

③重要な事項については理事会等へ適切に附議・報告されております。

令和8年5月26日

あいち中央農業協同組合

代表理事組合長 渥 美 純 一

■ 会計監査人の監査

令和7年度及び令和6年度・令和5年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

■主要な経営指標の推移

(単位：百万円、千口、人、%)

		令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
貸 出 金		186,299	175,954	160,524	157,526	158,326
有 価 証 券		106,657	101,862	88,882	83,589	77,224
貯 金・定期積金		1,045,469	1,044,701	1,045,677	1,031,634	1,019,398
信 用	事 業 収 益	9,310	7,449	7,145	7,769	7,495
	事 業 外 収 益	174	224	233	246	199
	経 常 収 益	9,485	7,673	7,379	8,015	7,695
共 済	事 業 収 益	2,439	2,360	2,263	2,390	2,605
	事 業 外 収 益	66	80	81	88	75
	経 常 収 益	2,506	2,441	2,344	2,478	2,681
農 業 関 連	事 業 収 益	7,822	6,934	6,059	6,002	5,629
	事 業 外 収 益	148	172	164	262	191
	経 常 収 益	7,971	7,107	6,223	6,265	5,821
そ の 他	事 業 収 益	2,528	2,416	2,424	2,338	2,348
	事 業 外 収 益	86	100	103	150	125
	経 常 収 益	2,614	2,517	2,528	2,489	2,474
合 計	事 業 収 益	22,100	19,161	17,893	18,500	18,079
	事 業 外 収 益	476	578	582	748	592
	経 常 収 益	22,577	19,739	18,475	19,248	18,672
経 常 利 益		2,273	2,665	2,640	3,398	3,514
当 期 剰 余 金		804	1,858	1,664	2,176	2,527
総 資 産 額		1,112,767	1,113,230	1,117,568	1,106,074	1,094,283
純 資 産 額		53,495	57,354	61,109	60,988	61,093
出 資 金 額		3,625	3,627	3,618	3,605	3,589
出 資 口 数		3,625	3,627	3,618	3,605	3,589
出 資 配 当 金		143	143	143	142	141
利 用 分 量 配 当 金		－	－	－	－	－
単 体 自 己 資 本 比 率		15.84	15.94	16.95	16.72	16.31
職 員 数		741	754	772	782	784

1. 当期剰余金は銀行等の当期利益に相当するものです。
2. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。
3. 職員数は正職員数を記載しています。また、年度末退職者を含んでいません。
4. 「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用に伴い、代理人に区分される取引に純額で表示する等の対応をしております。

■利益及び利益率

(単位：百万円、%)

	令和7年度	令和6年度	令和5年度
事業総利益	12,020	11,849	12,018
事業粗利益	12,391	12,080	12,348
事業粗利益率	1.11	1.08	1.11
事業純益	2,209	2,363	2,441
実質事業純益	2,209	2,363	2,441
コア事業純益	2,466	2,363	2,365
コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)	2,466	1,587	2,365
経常利益	2,273	2,665	2,640
当期剰余金	804	1,858	1,664
総資産平均残高	1,114,272	1,115,382	1,108,688
純資産勘定平均残高	56,190	59,377	60,755
総資産経常利益率	0.20	0.23	0.23
純資産経常利益率	4.04	4.48	4.34
総資産当期剰余金率	0.07	0.16	0.15
純資産当期剰余金率	1.43	3.13	2.73

(注) 事業粗利益＝事業総利益－信用事業に係るその他経常収益－信用事業以外に係るその他の収益＋信用事業に係るその他経常費用＋信用事業以外に係るその他の費用＋事業外収益の受取出資配当金＋金銭の信託運用見合費用
事業粗利益率＝事業粗利益÷総資産平均残高×100
事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額
実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益
コア事業純益(投資信託解約損益除く。)=コア事業純益－投資信託解約損益
総資産経常利益率＝経常利益÷総資産平均残高×100
純資産経常利益率＝経常利益÷純資産勘定平均残高×100
総資産当期剰余金率＝当期剰余金÷総資産平均残高×100
純資産当期剰余金率＝当期剰余金÷純資産勘定平均残高×100

信用事業粗利益の内訳と信用事業粗利益率

(単位：百万円、%)

	令和7年度	令和6年度	令和5年度
資金運用収支	6,163	5,813	6,405
資金運用収益	8,993	6,831	6,655
資金調達費用	2,829	1,018	250
役務取引等収支	169	178	161
役務取引等収益	252	248	219
役務取引等費用	82	69	57
その他事業直接収支	△ 256	－	△ 76
その他事業直接収益	－	－	－
その他事業直接費用	256	－	76
その他経常収支	△ 413	△ 98	△ 150
その他経常収益	64	369	269
その他経常費用	477	467	419
信用事業粗利益	6,076	5,991	6,491
信用事業粗利益率	0.57	0.56	0.61

(注) 信用事業粗利益率＝信用事業粗利益÷信用事業資金運用勘定平均残高×100

資金運用収支の内訳と利鞘

(単位：百万円、%)

	平均残高			利 息			利回り		
	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和7年度	令和6年度	令和5年度
資金運用勘定	1,052,823	1,064,073	1,056,750	8,998	6,831	6,655	0.85	0.64	0.63
うち預金	753,043	794,634	809,441	6,210	4,672	4,700	0.82	0.58	0.58
うち貸出金	179,368	167,732	157,808	1,782	1,383	1,313	0.99	0.82	0.83
うち有価証券	120,411	101,706	89,500	999	776	641	0.83	0.76	0.72
資金調達勘定	1,043,160	1,043,088	1,035,549	2,811	1,010	244	0.26	0.09	0.02
うち貯金・定期積金	1,042,675	1,042,625	1,034,091	2,811	1,009	244	0.26	0.09	0.02
うち借入金	485	463	1,457	0	0	0	0.01	0.01	0.00
資金運用収支				6,181	5,821	6,411			
経費率							0.25	0.26	0.26
総資金利鞘							0.32	0.27	0.33

(注) 総資金利鞘＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回り＋経費率）

資金運用収支の増減

(単位：百万円)

	令和7年度増減額	令和6年度増減額	令和5年度増減額
資金運用勘定（運用利息）	2,161	175	△ 654
うち預金利息	1,538	△ 28	△ 664
うち貸出金利息	399	69	△ 49
うち有価証券利息	222	134	58
資金調達勘定（調達利息）	1,810	768	△ 1
うち貯金・定期積金利息	1,801	765	△ 3
うち借入金利息	0	0	0
差引	350	△ 592	△ 652

(注) 増減額は、前年度対比です。

役務取引等収支の内訳

(単位：百万円)

	令和7年度	令和6年度	令和5年度
役務取引等収益	252	248	219
受入為替手数料	99	95	89
その他受入手数料	152	152	129
その他の役務取引等収益	－	－	－
役務取引等費用	82	69	57
支払為替手数料	46	45	44
その他支払手数料	14	14	12
その他の役務取引等費用	20	9	－
役務取引等収支	169	178	161

その他事業直接収支の内訳

(単位：百万円)

	令和7年度	令和6年度	令和5年度
その他事業直接収益	－	－	－
うち国債等債券売却益	－	－	－
うち国債等債券償還益	－	－	－
その他事業直接費用	256	－	76
うち国債等債券売却損	256	－	76
うち国債等債券償還損	－	－	－
その他事業直接収支	△ 256	－	△ 76

貯金

貯金平均残高

(単位：百万円、%)

	令和7年度		令和6年度		令和5年度	
当座性貯金	418,586	(40.0)	412,111	(39.5)	394,610	(38.1)
定期性貯金	626,268	(59.9)	629,854	(60.4)	638,918	(61.8)
譲渡性貯金	－		－		－	
その他貯金	614	(0.0)	659	(0.0)	561	(0.1)
合 計	1,045,469	(100.0)	1,042,625	(100.0)	1,034,091	(100.0)

(注1) 当座性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

(注2) 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

(注3) その他貯金＝別段貯金＋納税準備貯金＋出資予約貯金

(注4) () 内は構成比を表します。

固定金利・変動金利別定期貯金残高

(単位：百万円、%)

	令和7年度		令和6年度		令和5年度	
固定金利定期貯金	611,598	(99.9)	614,396	(99.9)	626,024	(99.9)
変動金利定期貯金	21	(0.0)	23	(0.0)	24	(0.0)
定期貯金 計	611,619	(100.0)	614,419	(100.0)	626,048	(100.0)

(注1) 固定金利定期貯金は、預け入れ時に満期日までの利率が確定する定期貯金です。

変動金利定期貯金は、預け入れ期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金です。

(注2) () 内は構成比を表します。

貸出金等

貸出種類別平均残高

(単位：百万円、%)

	令和7年度		令和6年度		令和5年度	
手形貸付	77	(0.0)	90	(0.0)	103	(0.1)
証書貸付	178,652	(99.6)	167,013	(99.5)	156,049	(98.9)
当座貸越	637	(0.4)	628	(0.3)	653	(0.4)
割引手形	－		－		－	
金融機関貸付	0	(0.0)	0	(0.0)	1,001	(0.6)
合 計	179,368	(100.0)	167,732	(100.0)	157,808	(100.0)

(注) () 内は構成比を表します。

固定金利・変動金利別貸出金残高

(単位：百万円、%)

	令和7年度		令和6年度		令和5年度	
固定金利貸出金	78,672	(42.2)	82,318	(46.8)	82,966	(51.7)
変動金利貸出金	107,626	(57.8)	93,633	(53.2)	77,557	(48.3)
合 計	186,299	(100.0)	175,954	(100.0)	160,524	(100.0)

(注) () 内は構成比を表します。

貸出金の担保別残高

(単位：百万円、%)

	令和7年度		令和6年度		令和5年度	
物的担保	31,762	(17.0)	33,647	(19.1)	34,659	(21.6)
当組合貯金・定期積金担保	715		742		748	
有価証券担保	－		－		－	
不動産担保	31,046		32,905		33,911	
その他の担保	－		－		－	
信用保証センター保証	110,600	(59.3)	117,689	(66.9)	119,270	(74.3)
農業信用基金協会保証	1,664	(0.8)	1,576	(0.9)	1,579	(1.0)
その他の保証	40,106	(21.5)	20,666	(11.7)	3,794	(2.3)
信用	2,166	(1.1)	2,374	(1.3)	1,220	(0.8)
合 計	186,299	(100.0)	175,954	(100.0)	160,524	(100.0)

(注1) 物的担保の動産は、その他担保に含めています。

(注2) () 内は構成比を表します。

債務保証見返額の担保別残高

該当する取引はありません。

貸出金の使途別残高

(単位：百万円、%)

	令和7年度		令和6年度		令和5年度	
設備資金	178,005	(95.5)	168,155	(95.6)	154,502	(96.3)
運転資金	8,290	(4.5)	7,795	(4.4)	6,019	(3.7)
合 計	186,299	(100.0)	175,954	(100.0)	160,524	(100.0)

(注) () 内は構成比を表します。

貸 出 金 等

貸出金業種別残高

(単位：百万円、%)

	令和7年度		令和6年度		令和5年度	
農業	1,739	(0.9)	1,658	(0.9)	1,711	(1.1)
林業	－		－		－	
水産業	－		－		－	
製造業	50	(0.0)	54	(0.0)	12	(0.0)
鉱業	－		－		－	
建設・不動産業	38,193	(22.7)	40,078	(22.7)	41,566	(25.9)
電気・ガス・熱供給・水道業	－		－		－	
運輸・通信業	－		－		－	
金融・保険業	－		－		－	
卸売・小売・飲食・サービス業	292	(0.1)	319	(0.1)	152	(0.1)
地方公共団体	1,066	(0.6)	1,148	(0.6)	1,257	(0.8)
非営利法人	－		－		－	
その他	144,956	(75.4)	132,694	(75.4)	115,824	(72.1)
合 計	186,299	(100.0)	175,954	(100.0)	160,524	(100.0)

(注) () 内は構成比を表します。

主要な農業関係の貸出金残高

①営農類型別

(単位：百万円)

	令和7年度	令和6年度	令和5年度
農業	1,860	1,755	1,751
穀作	740	737	752
野菜・園芸	818	786	813
果樹・樹園農業	85	54	58
工芸作物	54	53	59
養豚・肉牛・酪農	40	28	18
養鶏・養卵	－	－	－
養蚕	－	－	－
その他農業	121	94	49
農業関連団体等	－	－	－
合 計	1,860	1,755	1,751

(注1) 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

(注2) 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確ではない者、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

(注3) 「農業関係団体等」には、当ＪＡ子会社等が含まれています。

②資金種類別

【貸出金】

(単位：百万円)

	令和7年度	令和6年度	令和5年度
プロパー資金	1,076	1,036	1,015
農業制度資金	784	719	736
農業近代化資金	286	242	252
その他制度資金	497	476	483
合 計	1,860	1,755	1,751

(注1) プロパー資金とは、当ＪＡ原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

(注2) 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでＪＡが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

(注3) その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーＳ資金）等が該当します。

【受託貸付金】

該当する取引はありません。

貸 出 金 等

農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	7年度	205	83	77	－	－
	6年度	331	80	203	－	－
	5年度	331	90	189	50	331
危険債権	7年度	244	90	154	－	－
	6年度	223	95	127	－	－
	5年度	285	131	153	－	285
要管理債権	7年度	－	－	－	－	－
	6年度	－	－	－	－	－
	5年度	－	－	－	－	－
	三月以上延滞債権	7年度	－	－	－	－
		6年度	－	－	－	－
		5年度	－	－	－	－
	貸出条件緩和債権	7年度	－	－	－	－
		6年度	－	－	－	－
		5年度	－	－	－	－
小計	7年度	450	173	231	－	－
	6年度	555	176	330	－	－
	5年度	616	221	343	50	616
正常債権	7年度	185,944				
	6年度	175,474				
	5年度	159,981				
合計	7年度	186,395				
	6年度	176,029				
	5年度	160,597				

(注)

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
- 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
- 要管理債権
4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
- 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
- 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
- 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。
- 債権額は、貸出金・信用未収利息（信用事業と信元本にかかるもののみ）・信用仮払金等、信用事業と信額（要管理債権は貸出金のみ）を対象として開示しています。
- 引当とは、個別貸倒引当金、要管理債権に対して貸倒実績率等に基づき計上した一般貸倒引当金の合計額です。
- 保全措置の必要な債権額については担保・保証及び貸倒引当金により保全されています。

貸出金等

元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

貯貸率

(単位：%)

	令和7年度	令和6年度	令和5年度
期末	17.81	16.84	15.35
期中平均	17.20	16.08	15.26

(注) 貯貸率とは、貸出金の貯金に対する比率を表します。

貸倒引当金の増減額

(単位：百万円)

	令和7年度			令和6年度			令和5年度		
	期首残高	期末残高	純増額	期首残高	期末残高	純増額	期首残高	期末残高	純増額
一般貸倒引当金	94	90	△4	96	94	△2	114	96	△17
個別貸倒引当金	84	71	△12	82	84	1	72	82	10
合計	178	161	△16	179	178	△0	187	179	△7

(注) 貸倒引当金には、信用事業以外に係る貸倒引当金を含んでいます。

貸出金償却額

該当する取引はありません。

有価証券他

有価証券平均残高

(単位：百万円)

	令和7年度	令和6年度	令和5年度
国債	88,877	70,521	58,055
地方債	12,753	12,119	12,393
政府保証債	1,099	1,099	1,099
金融債	－	－	－
社債	15,637	16,466	16,568
その他	2,043	1,499	1,383
合計	120,411	101,706	89,500

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

有価証券他

有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

令和7年度								
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国債	－	4,880	2,753	2,709	28,569	37,149	－	76,062
地方債	－	98	5,717	－	930	5,098	－	11,845
政府保証債	－	－	－	－	－	891	－	891
社債	197	2,364	2,885	1,369	175	5,519	－	12,511
その他	－	－	－	－	－	－	5,345	5,345
合 計	197	7,342	11,355	4,078	29,674	48,657	5,345	106,657

(単位：百万円)

令和6年度								
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国債	－	3,920	－	－	26,109	41,731	－	71,761
地方債	200	－	3,269	2,150	－	5,526	－	11,146
政府保証債	－	－	－	－	－	964	－	964
社債	799	889	3,648	2,585	380	6,673	－	14,976
その他	－	－	－	－	－	－	3,013	3,013
合 計	999	4,809	6,917	4,735	26,490	54,896	3,013	101,862

(単位：百万円)

令和5年度								
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国債	400	－	－	－	9,986	45,994	－	56,381
地方債	200	202	103	5,529	－	6,021	－	12,055
政府保証債	－	－	－	－	－	1,046	－	1,046
社債	99	1,200	2,650	3,043	1,661	7,224	－	15,879
その他	－	－	－	－	－	－	3,518	3,518
合 計	700	1,402	2,753	8,572	11,647	60,286	3,518	88,882

(注) 期間の定めのないものは、投資信託です。

貯証率

(単位：%)

	令和7年度	令和6年度	令和5年度
期末	10.20	9.75	8.50
期中平均	11.54	9.75	8.66

(注) 貯証率とは、有価証券の貯金に対する比率を表します。

有価証券他

有価証券の時価情報等

①有価証券の時価情報

(単位：百万円)

保有区分	令和7年度			令和6年度			令和5年度		
	取得価額	時価	評価差額	取得価額	時価	評価差額	取得価額	時価	評価差額
売買目的有価証券	－	－	－	－	－	－	－	－	－
満期保有目的有価証券	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他有価証券	124,921	106,657	△ 18,263	113,845	101,862	△ 11,982	93,199	88,882	△ 4,317
合 計	124,921	106,657	△ 18,263	113,845	101,862	△ 11,982	93,199	88,882	△ 4,317

(注)

1. 有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
2. 取得価額は、取得原価又は償却原価によっております。
3. 売買目的有価証券については、時価を貸借対照表価額としております。
4. 満期保有目的有価証券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しております。
5. その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としております。
6. その他有価証券は国債を中心に運用していますが、市場金利の上昇により、18,263百万円の評価損が発生しています。

②金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③金融等デリバティブ取引の時価情報

該当する取引はありません。

内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

		令和7年度		令和6年度		令和5年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件数	134	1,001	124	981	115	953
	金額	138,912	279,649	136,447	257,914	114,720	247,381
代金取立為替	件数	0	0	0	0	0	0
	金額	83	28	128	31	39	12
雑為替	件数	2	1	2	1	2	1
	金額	2,800	1,898	2,262	2,115	1,862	1,414
合 計	件数	136	1,002	127	983	118	955
	金額	141,797	281,576	138,838	260,061	116,622	248,808

預かり資産の状況

①投資信託残高（ファンドラップ含む）

(単位：百万円)

	令和7年度	令和6年度
投資信託残高（ファンドラップ含む）	7,060	4,430

(注) 投資信託残高（ファンドラップ含む）は「約定日基準」に基づく算出です。

②残高有り投資信託口座数

(単位：口座)

	令和7年度	令和6年度
残高有り投資信託口座数	2,753	2,346

共済事業取扱実績

長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円)

種 類	令和7年度		令和6年度		令和5年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高	新契約高	保有高
生命総合共済	20,491	459,514	17,816	489,802	12,301	524,439
終身共済	13,078	341,174	11,177	361,234	6,877	385,269
定期生命共済	3,683	19,725	3,678	16,865	2,842	13,847
養老生命共済	1,565	61,022	500	71,726	806	83,622
うちこども共済	1,394	43,921	424	47,459	700	51,659
医療共済	133	21,145	381	23,938	211	26,708
がん共済	－	1,885	－	2,048	－	2,130
定期医療共済	－	2,175	－	2,284	－	2,545
介護共済	2,030	12,122	2,078	11,426	1,564	9,999
年金共済	－	262	－	277	－	317
建物更生共済	44,920	907,784	62,981	923,089	63,546	936,051
合 計	65,412	1,367,298	80,798	1,412,891	75,848	1,460,491

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに新契約高・保有高(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約等を含む))を記載しています。

医療系共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	令和7年度		令和6年度		令和5年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	0	86	0	97	0	109
	196	1,691	230	1,450	220	1,174
がん共済	－	53	－	－	－	－
	168	191	1	60	2	60
定期医療共済	－	5	－	6	－	7
合 計	0	145	2	163	2	176
	364	1,883	230	1,450	220	1,174

(注) 医療共済およびがん共済の新契約高・保有高は、上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、定期医療共済の新契約高・保有高は、入院共済金額を記載しています。

介護系その他共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	令和7年度		令和6年度		令和5年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	3,168	15,482	2,799	13,904	1,873	11,822
認知症共済	168	842	227	687	171	467
生活障害共済(一時金型)	1,336	10,951	1,898	10,191	1,556	8,582
生活障害共済(定期年金型)	189	649	96	520	68	441
特定重度疾病共済	251	2,512	310	2,329	291	2,098

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

共済事業取扱実績

年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種 類	令和7年度		令和6年度		令和5年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	321	11,931	276	12,360	458	12,914
年金開始後	－	4,143	－	4,066	－	4,031
合 計	321	16,074	276	16,426	458	16,946

(注) 金額は年金年額を表示しています。

短期共済新契約高

(単位：百万円)

種 類	令和7年度		令和6年度		令和5年度	
	金 額	掛 金	金 額	掛 金	金 額	掛 金
火災共済	36,881	29	36,676	29	36,763	29
自動車共済		2,179		2,039		2,023
傷害共済	85,993	68	87,172	68	95,622	70
定額定期生命共済	4	0	4	0	4	0
賠償責任共済		2		2		3
自賠責共済		336		313		311
合 計		2,616		2,453		2,437

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線)を記載しています。

共済契約者数および被共済者数

(単位：人)

種 類		令和7年度		令和6年度		令和5年度	
		新規	保有	新規	保有	新規	保有
共済契約者数	生命総合共済	441	46,075	324	46,870	338	47,825
	年金共済	105	18,548	100	18,791	125	19,187
	建物更生共済	106	25,863	146	26,567	134	27,253
	自動車共済	1,244	29,781	958	29,332	878	29,323
	総数	1,896	79,230	1,528	80,040	1,475	81,165
被共済者数	生命総合共済	706	52,598	510	53,728	595	55,064
	年金共済	113	18,620	96	18,860	154	19,247
	生命系共済合計	819	59,945	606	61,166	749	62,656

(注1) 共済契約者数・被共済者数は、J A単位で名寄せ集計(漢字氏名および生年月日)した人数を表示していますが、各共済種類の実績は共済種類ごとに名寄せ集計していることから、共済契約者数・被共済者数において表示している総数と、共済種類ごとに合算した人数とは一致しません。

(注2) 平成5年度以前に契約された終身、養老生命、年金の各共済契約については、生命総合共済に合算して計上しています。

購買・販売事業取扱実績

購買品（生産資材）取扱実績

(単位：百万円)

種 類		令和7年度取扱高	令和6年度取扱高	令和5年度取扱高
生産資材	肥 料	1,008	963	944
	農 薬	776	755	675
	生 産 資 材	322	296	441
	飼 料	187	191	221
	素 畜	2	2	4
	農 産 出 荷 資 材	28	24	24
	農 産 種 苗	170	132	120
	園 芸 出 荷 資 材	246	234	248
	園 芸 種 苗	212	207	195
	農 機 具	867	781	668
	計	3,824	3,589	3,544
	自 動 車	706	600	541
生活物資	L P ガ ス	899	907	932
	油 類	704	744	757
	グ リ ー ン	332	330	333
	生 活 購 買	－	－	13
	計	2,643	2,582	2,579
合 計		6,468	6,172	6,123

販売品取扱実績

(単位：百万円)

種 類		令和7年度取扱高	令和6年度取扱高	令和5年度取扱高
農産	米	3,298	2,335	2,177
	麦	297	387	374
	大 豆	186	168	223
	種 子 他	506	376	311
	計	4,288	3,268	3,086
園芸	野 菜	3,408	3,427	3,109
	果 実	506	453	509
	花 卉 ・ 観 葉 他	477	547	610
	計	4,391	4,428	4,228
畜産	肉 牛	113	102	91
	肉 豚	555	519	493
	計	668	621	585
産 直		5,397	4,811	4,412
合 計		14,746	13,130	12,313

自己資本の充実の状況

自己資本の充実の状況

①自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和7年度	経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	66,424	
うち、出資金及び資本準備金の額	3,625	
うち、再評価積立金の額	－	
うち、利益剰余金の額	62,951	
うち、外部流出予定額 (△)	143	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 8	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	90	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	90	
うち、適格引当金コア資本算入額	－	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	66,515	
コア資本にかかる基礎項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	52	
うち、のれんに係るものの額	－	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	52	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	－	
適格引当金不足額	－	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	
前払年金費用の額	－	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	－	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	－	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	－	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	52	
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	66,463	
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	409,536	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)		
マーケット・リスク相当額の合計額を十パーセントで除して得た額	－	
勘定間の振替分	－	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を十パーセントで除して得た額	9,992	
フロア調整額	－	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	419,528	
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	15.84%	

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用にあっては信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用する L M Iについては、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

自己資本の充実の状況

(単位：百万円)		
項 目	令和6年度	経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額	65,767	
うち、出資金及び資本準備金の額	3,627	
うち、再評価積立金の額	-	
うち、利益剰余金の額	62,290	
うち、外部流出予定額 (△)	143	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 6	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	94	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	94	
うち、適格引当金コア資本算入額	-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	65,862	
コア資本にかかる基礎項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	58	
うち、のれんに係るものの額	-	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	58	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	
適格引当金不足額	-	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	
前払年金費用の額	-	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	58	
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	65,804	
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	402,157	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	
勘定間の振替分	-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	10,508	
フロア調整額	-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	412,665	
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	15.94%	

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用にあっては信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用する L Mについては、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

自己資本の充実の状況

(単位：百万円)		
項 目	令和5年度	経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額	64,043	
うち、出資金及び資本準備金の額	3,618	
うち、再評価積立金の額	-	
うち、利益剰余金の額	60,574	
うち、外部流出予定額 (△)	143	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 6	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	96	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	96	
うち、適格引当金コア資本算入額	-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	64,139	
コア資本にかかる基礎項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	57	
うち、のれんに係るものの額	-	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	57	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	
適格引当金不足額	-	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	
前払年金費用の額	-	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	57	
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	64,082	
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	354,376	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	
勘定間の振替分	-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	23,603	
フロア調整額	-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	377,980	
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	16.95%	

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用にあっては信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用する L Mについては、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

自己資本の充実の状況

①信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びに区分ごとの内訳 (単位：百万円)

令和7年度		エクスポートの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	1,506	－	－
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	93,671	－	－
	外国の中央政府及び中央銀行向け	7	－	－
	国際決済銀行等向け	－	－	－
	我が国の地方公共団体向け	15,539	－	－
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－
	国際開発銀行向け	－	－	－
	地方公共団体金融機構向け	1,701	170	6
	我が国の政府関係機関向け	5,310	420	16
	地方三公社向け	2,102	120	4
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	746,030	149,216	5,968
	（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	100	120	1
	カバード・ボンド向け	－	－	－
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	6,900	3,141	125
	（うち特定貸付債権向け）	－	－	－
	中堅中小企業等向け及び個人向け	18,916	15,947	637
	（うちトランザクター向け）	11	5	0
	不動産関連向け	162,618	104,516	4,180
	（うち自己居住用不動産等向け）	124,940	77,087	3,083
	（うち賃貸用不動産向け）	37,404	27,160	1,086
	（うち事業用不動産関連向け）	273	268	10
	（うちその他不動産関連向け）	－	－	－
	（うちADC向け）	－	－	－
	劣後債権及びその他資本制証券等	－	－	－
	延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	327	345	13
	自己居住用不動産等向けエクスポートに係る延滞	102	102	4
	取立未済手形	104	20	0
	信用保証協会等による保証付	1,664	149	5
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－
	共済約款貸付	－	－	－
	株式等	1,601	2,081	83
	上記以外	65,693	129,904	5,196
	（うち重要な出資のエクスポート）	－	－	－
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポート）	－	－	－
	（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポート）	41,512	103,780	4,151
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポート）	1,295	3,238	129
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等の係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポート）	－	－	－
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポート）	－	－	－
	（うち上記以外のエクスポート）	22,885	22,885	915
	証券化	－	－	－
	（うちSTC要件適用分）	－	－	－
	（うち短期STC要件適用分）	－	－	－
	（うち不良債権証券化適用分）	－	－	－
	（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	－	－	－
	再証券化	－	－	－
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポート	2,549	3,397	135
	（うちルックスルー方式）	2,549	3,397	135
	（うちマンドート方式）	－	－	－
	（うち蓋然性方式250％）	－	－	－
	（うち蓋然性方式400％）	－	－	－
	（うちフォールバック方式）	－	－	－
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポートに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	－	－	－
	標準的手法を適用するエクスポート計	1,126,349	409,536	16,381
	CVAリスク相当額÷8％（簡便法）	－	－	－
	中央清算機関関連エクスポート	－	－	－
	合計（信用リスク・アセットの額）	1,126,349	409,536	16,381
	マーケット・リスクに対する 所要自己資本の額 ＜簡易方式・標準的手法＞	マーケット・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	－
	オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	399
	所要自己資本額計	リスク・アセット等（分母）合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	419,528 16,781

自己資本の充実の状況

(単位：百万円)

令和6年度		エクスポートの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	2,013	－	－
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	82,882	－	－
	外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－
	国際決済銀行等向け	－	－	－
	我が国の地方公共団体向け	14,456	－	－
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－
	国際開発銀行向け	－	－	－
	地方公共団体金融機構向け	1,902	190	7
	我が国の政府関係機関向け	5,310	420	16
	地方三公社向け	2,102	120	4
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	764,060	152,852	6,114
	（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	400	120	4
	カバード・ボンド向け	－	－	－
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	8,502	3,762	150
	（うち特定貸付債権向け）	－	－	－
	中堅中小企業等向け及び個人向け	12,421	10,467	418
	（うちトランザクター向け）	10	4	0
	不動産関連向け	158,519	101,886	4,075
	（うち自己居住用不動産等向け）	118,395	72,126	2,885
	（うち賃貸用不動産向け）	40,061	29,716	1,188
	（うち事業用不動産関連向け）	62	43	1
	（うちその他不動産関連向け）	－	－	－
	（うちADC向け）	－	－	－
	劣後債権及びその他資本制証券等	－	－	－
	延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	307	296	11
	自己居住用不動産等向けエクスポートに係る延滞	245	244	9
	取立未済手形	121	24	0
	信用保証協会等による保証付	1,576	145	5
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－
	共済約款貸付	－	－	－
	株式等	1,601	1,601	64
	上記以外	64,811	128,656	5,146
	（うち重要な出資のエクスポート）	－	－	－
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポート）	－	－	－
	（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポート）	41,512	103,780	4,151
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポート）	1,050	2,627	105
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等の係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポート）	－	－	－
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポート）	－	－	－
	（うち上記以外のエクスポート）	22,248	22,248	889
	証券化	－	－	－
	（うちSTC要件適用分）	－	－	－
	（うち短期STC要件適用分）	－	－	－
	（うち不良債権証券化適用分）	－	－	－
	（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	－	－	－
	再証券化	－	－	－
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポート	1,437	1,488	59
	（うちルックスルー方式）	1,437	1,488	59
	（うちマンドート方式）	－	－	－
	（うち蓋然性方式250％）	－	－	－
	（うち蓋然性方式400％）	－	－	－
	（うちフォールバック方式）	－	－	－
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポートに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	－	－	－
	標準的手法を適用するエクスポート計	1,122,273	402,157	16,086
	CVAリスク相当額÷8％（簡便法）	－	－	－
	中央清算機関関連エクスポート	－	－	－
	合計（信用リスク・アセットの額）	1,122,273	402,157	16,086
	マーケット・リスクに対する 所要自己資本の額 ＜簡易方式・標準的手法＞	マーケット・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	－
	オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	420
	所要自己資本額計	リスク・アセット等（分母）合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	412,665 16,506

自己資本の充実の状況

②オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和7年度	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額	9,992	10,508
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	399	420
BI	6,661	7,005
BIC	799	840

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。
(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

【適格格付機関】 株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバルレーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスクスコア
中央政府および中央銀行	－	日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー	－	日本貿易保険
国債開発銀行向けエクスポージャー	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	－
金融機関向けエクスポージャー	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	－
法人等向けエクスポージャー	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	－

自己資本の充実の状況

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

令和7年度		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			延滞 エクスポージャー
			うち貸出金等	うち債券	
	国内	1,123,799	186,415	122,522	430
	国外	－	－	－	－
地域別残高計		1,123,799	186,415	122,522	430
法人	農業	347	347	－	－
	林業	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－
	製造業	2,102	－	2,100	－
	鉱業	－	－	－	－
	建設・不動産業	3,570	561	3,006	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,002	－	1,002	－
	運輸・通信業	5,026	－	5,008	－
	金融・保険業	791,046	－	3,504	－
	卸売・小売・飲食・サービス業	2,665	285	802	－
	日本国政府・地方公共団体	108,092	994	107,098	－
	上記以外	1,142	1,137	－	－
個人		183,114	183,088	－	－
その他		25,687	－	－	－
業種別残高の計		1,123,799	186,415	122,522	－
	1年以下	746,765	634	200	
	1年超3年以下	9,351	1,908	7,442	
	3年超5年以下	15,365	3,647	11,717	
	5年超7年以下	8,465	4,043	4,421	
	7年超10年以下	41,330	8,927	32,403	
	10年超	232,440	166,103	66,337	
	期間の定めのないもの	70,081	1,150	－	
	残存期間別残高計	1,123,799	186,415	122,522	

(注1) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
(注2) 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残高も含めています。
(注3) 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
(注4) 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

自己資本の充実の状況

(単位：百万円)					
令和6年度		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			延滞 エクスポージャー
			うち貸出金等	うち債券	
	国内	1,120,835	176,055	112,535	552
	国外	－	－	－	－
地域別残高計		1,120,835	176,055	112,535	552
法人	農業	307	307	－	－
	林業	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－
	製造業	2,302	－	2,299	－
	鉱業	－	－	－	－
	建設・不動産業	3,609	599	3,006	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,002	－	1,002	－
	運輸・通信業	5,527	－	5,509	－
	金融・保険業	809,892	－	4,605	－
	卸売・小売・飲食・サービス業	2,993	313	1,102	－
	日本国政府・地方公共団体	96,081	1,072	95,008	－
	上記以外	1,295	1,289	－	－
個人		172,509	172,472	－	－
その他		25,312	－	－	－
業種別残高の計		1,120,835	176,055	112,535	－
	1年以下	765,385	724	1,001	
	1年超3年以下	6,696	1,863	4,832	
	3年超5年以下	10,633	3,613	7,019	
	5年超7年以下	8,835	3,931	4,903	
	7年超10年以下	37,110	9,515	27,595	
	10年超	222,532	155,350	67,181	
	期間の定めのないもの	69,640	1,055	－	
残存期間別残高計		1,120,835	176,055	112,535	

(注1) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

(注2) 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残高も含めています。

(注3) 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

(注4) 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

自己資本の充実の状況

(単位：百万円)					
令和5年度		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			延滞 エクスポージャー
			うち貸出金等	うち債券	
	国内	1,119,594	160,600	91,930	167
	国外	－	－	－	－
地域別残高計		1,119,594	160,600	91,930	167
法人	農業	311	311	－	－
	林業	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－
	製造業	2,301	－	2,299	－
	鉱業	－	－	－	－
	建設・不動産業	3,510	500	3,007	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,002	－	1,002	－
	運輸・通信業	5,627	－	5,609	－
	金融・保険業	845,898	－	4,605	－
	卸売・小売・飲食・サービス業	2,798	118	1,102	－
	日本国政府・地方公共団体	75,495	1,191	74,303	－
	上記以外	8	4	－	－
個人		158,503	158,473	－	167
その他		2,954	－	－	－
業種別残高の計		1,098,414	160,600	91,930	167
	1年以下	813,941	648	700	
	1年超3年以下	3,043	1,641	1,401	
	3年超5年以下	5,999	3,294	2,704	
	5年超7年以下	12,495	4,074	8,420	
	7年超10年以下	19,827	8,177	11,650	
	10年超	208,868	141,816	67,052	
	期間の定めのないもの	55,418	947	－	
残存期間別残高計		1,119,594	160,600	91,930	

(注1) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

(注2) 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残高も含めています。

(注3) 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

(注4) 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

自己資本の充実の状況

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

令和7年度	期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	94	90	－	94	90
個別貸倒引当金	84	71	－	84	71

(単位：百万円)

令和6年度	期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	96	94	－	96	94
個別貸倒引当金	82	84	－	82	84

(単位：百万円)

令和5年度	期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	114	96	－	114	96
個別貸倒引当金	72	82	－	72	82

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

令和7年度			個別貸倒引当金				貸出金 償却の 額	
			期首残高	期 中 増加額	期中減少額			期末残高
					目的使用	その他		
	国内	84	71	－	84	71		
	国外	－	－	－	－	－		
地域別計		84	71	－	84	71		
法人	農業	－	－	－	－	－	－	
	林業	－	－	－	－	－	－	
	水産業	－	－	－	－	－	－	
	製造業	－	－	－	－	－	－	
	鉱業	－	－	－	－	－	－	
	建設・不動産業	－	－	－	－	－	－	
	電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	
	運輸・通信業	－	－	－	－	－	－	
	金融・保険業	－	－	－	－	－	－	
	卸売・小売・飲食・サービス業	－	－	－	－	－	－	
	日本国政府・地方公共団体	－	－	－	－	－	－	
	上記以外	－	－	－	－	－	－	
個人		84	71	－	84	71	－	
業種別計		84	71	－	84	71	－	

自己資本の充実の状況

令和6年度			個別貸倒引当金					貸出金 償却の 額
			期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高	
					目的使用	その他		
	国内	82	84	－	82	84		
	国外	－	－	－	－	－		
地域別計		82	84	－	82	84		
法人	農業	－	－	－	－	－	－	
	林業	－	－	－	－	－	－	
	水産業	－	－	－	－	－	－	
	製造業	－	－	－	－	－	－	
	鉱業	－	－	－	－	－	－	
	建設・不動産業	－	－	－	－	－	－	
	電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	
	運輸・通信業	－	－	－	－	－	－	
	金融・保険業	－	－	－	－	－	－	
	卸売・小売・飲食・サービス業	－	－	－	－	－	－	
	日本国政府・地方公共団体	－	－	－	－	－	－	
	上記以外	－	－	－	－	－	－	
個人		82	84	－	82	84	－	
業種別計		82	84	－	82	84	－	

令和5年度			個別貸倒引当金				貸出金 償却の 額	
			期首残高	期 中 増加額	期中減少額			期末残高
					目的使用	その他		
	国内	72	82	－	72	82		
	国外	－	－	－	－	－		
地域別計		72	82	－	72	82		
法人	農業	－	－	－	－	－	－	
	林業	－	－	－	－	－	－	
	水産業	－	－	－	－	－	－	
	製造業	－	－	－	－	－	－	
	鉱業	－	－	－	－	－	－	
	建設・不動産業	－	－	－	－	－	－	
	電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	
	運輸・通信業	－	－	－	－	－	－	
	金融・保険業	－	－	－	－	－	－	
	卸売・小売・飲食・サービス業	－	－	－	－	－	－	
	日本国政府・地方公共団体	－	－	－	－	－	－	
	上記以外	－	－	－	－	－	－	
	個人	72	82	－	72	82	－	
業種別計		72	82	－	72	82	－	

自己資本の充実の状況

⑤信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項目	リスク・ ウェイト (%)	令和7年度					リスク・ ウェイトの 加重平均値 F=(E/(C+D)) (%)
		CCF-信用リスク削減効果適用前		CCF-信用リスク削減効果適用後			
		オンバランス 資産項目(A)	オフバランス 資産項目(B)	オンバランス 資産項目(C)	オフバランス 資産項目(D)	信用リスク・ アセットの額(E)	
現金	0	1,506	－	1,506	－	0	0.00
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	93,671	－	93,671	－	0	0.00
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	7	－	7	－	0	－
国際決済銀行等向け	0	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	0	15,539	－	15,539	－	0	0.00
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	10～20	1,701	－	1,701	－	170	9.99
我が国の政府関係機関向け	10～20	5,310	－	5,310	－	420	7.90
地方三公社向け	20	2,102	－	2,102	－	120	5.70
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	746,030	－	746,030	－	149,216	20.00
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	100	－	100	－	30	30.00
カバード・ボンド向け	10～100	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	6,900	3	6,825	0	3,141	46.02
（うち特定貸付債権向け）	20～150	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	18,898	172	18,150	17	15,947	87.78
（うちトラザクター向け）	45	－	118	－	11	5	45.45
不動産関連向け	20～150	162,618	－	159,561	－	104,516	65.50
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	124,940	－	123,237	－	77,087	62.55
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	37,404	－	36,059	－	27,160	75.32
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	273,342	－	264	－	268	101.51
（うちその他不動産関連向け）	60	－	－	－	－	－	－
（うちADC向け）	100～150	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	150	－	－	－	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	256	0	255	0	345	135.29
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	102	－	102	－	102	100.00
取立未済手形	20	104	－	104	－	20	19.23
信用保証協会等による保証付	0～10	1,664	－	1,493	－	149	9.97
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	－	－	－	－	－	－
共済約款貸付	0	－	－	－	－	－	－
様式等	250～400	1,601	－	1,601	－	2,081	130.00
上記以外	100～1250	65,693	0	65,693	－	129,906	197.74
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	－	－	－	－	－	－
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通 出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外 のものに係るエクスポージャー）	250～400	－	－	－	－	－	－
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調 達手段に係るエクスポージャー）	250	41,512	－	41,512	－	103,780	250.00
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエク スポージャー）	250	1,295	－	1,295	－	3,239	250.11
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有して いる他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に 関するエクスポージャー）	250	－	－	－	－	－	－
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有して いない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段 に係るエクスポージャー）	150	－	－	－	－	－	－
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	22,885	－	22,885	0	22,885	100.00
証券化	－	－	－	－	－	－	－
（うちSTC要件適用分）	－	－	－	－	－	－	－
（うち短期STC要件適用分）	－	－	－	－	－	－	－
（うち不良債権証券化適用分）	－	－	－	－	－	－	－
（うちSTC-不良債権証券化適用対象外分）	－	－	－	－	－	－	－
再証券化	－	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	－	2,549	－	2,549	－	3,397	133.26
未決済取引	－					－	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	－					－	
合計（信用リスク・アセットの額）	－					409,537	

自己資本の充実の状況

(単位：百万円)

項目		リスク・ ウェイト (%)	令和6年度					リスク・ ウェイトの 加重平均値 F(=E/(C+D)) (%)
			CCF-信用リスク削減効 果適用前		CCF-信用リスク削減効果適用後			
			オンバランス 資産項目(A)	オフバランス 資産項目(B)	オンバランス 資産項目(C)	オフバランス 資産項目(D)	信用リスク・ アセットの額(E)	
現金	0	2,013	－	2,013	－	0	0.00	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	82,882	－	82,882	－	0	0.00	
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－	
国際決済銀行等向け	0	－	－	－	－	－	－	
我が国の地方公共団体向け	0	14,456	－	14,456	－	0	0.00	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	－	－	－	－	－	－	
国際開発銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－	
地方公共団体金融機構向け	10～20	1,902	－	1,902	－	190	9.98	
我が国の政府関係機関向け	10～20	5,310	－	5,310	－	420	7.90	
地方三公社向け	20	2,102	－	2,102	－	120	5.70	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	764,060	－	764,060	－	152,852	20.00	
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	400	－	400	－	120	30.00	
カバード・ボンド向け	10～100	－	－	－	－	－	－	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	8,502	－	8,427	－	3,762	44.64	
（うち特定貸付債権向け）	20～150	－	－	－	－	－	－	
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	12,399	219	11,644	21	10,467	89.72	
（うちトラザクター向け）	45	－	108	－	10	4	40.00	
不動産関連向け	20～150	158,519	－	156,156	0	101,886	65.24	
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	118,395	－	116,941	－	72,126	61.67	
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	40,061	－	39,153	－	29,716	75.89	
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	62	－	61	－	43	70.49	
（うちその他不動産関連向け）	60	－	－	－	－	－	－	
（うちADC向け）	100～150	－	－	－	－	－	－	
劣後債権及びその他資本性証券等	150	－	－	－	－	－	－	
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	223	0	222	0	296	133.33	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	245	－	244	－	244	100.00	
取立未済手形	20	121	－	121	－	24	19.83	
信用保証協会等による保証付	0～10	1,576	－	1,452	－	145	9.98	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	－	－	－	－	－	－	
共済約款貸付	0	－	－	－	－	－	－	
様式等	250～400	1,601	－	1,601	－	1,601	100.00	
上記以外	100～1250	14,811	0	64,811	0	128,656	198.50	
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	－	－	－	－	－	－	
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通 出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外 のものに係るエクスポージャー）	250～400	－	－	－	－	－	－	
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調 達手段に係るエクスポージャー）	250	41,512	－	41,512	－	103,780	250.00	
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエク スポージャー）	250	1,050	－	1,050	－	2,627	250.19	
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有して いる他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に 関するエクスポージャー）	250	－	－	－	－	－	－	
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有して いない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段 に係るエクスポージャー）	150	－	－	－	－	－	－	
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	22,248	0	22,248	0	22,248	100.00	
証券化	－	－	－	－	－	－	－	
（うちSTC要件適用分）	－	－	－	－	－	－	－	
（うち短期STC要件適用分）	－	－	－	－	－	－	－	
（うち不良債権証券化適用分）	－	－	－	－	－	－	－	
（うちSTC-不良債権証券化適用対象外分）	－	－	－	－	－	－	－	
再証券化	－	－	－	－	－	－	－	
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	－	1,437	－	1,437	－	1,488	103.54	
未決済取引	－					－		
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	－					－		
合計（信用リスク・アセットの額）	－					402,157		

自己資本の充実の状況

⑥ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

令和7年度

(単位：百万円)

	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）															
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	93,671		－		－		－		－		－		93,671			
外国の中央政府及び中央銀行向け	7,497		－		－		－		－		－		7,497			
国際決済銀行等向け	－		－		－		－		－		－		－			
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他	合計		
我が国の地方公共団体向け	15,539		－		－		－		－		－		0	15,539		
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－		－		－		－		－		－		－	－		
地方公共団体金融機構向け	－		1,701		－		－		－		－		0	1,701		
我が国の政府関係機関向け	1,102		4,207		－		－		－		－		0	5,310		
地方三公社向け	1,501		－		601		－		－		－		0	2,102		
	0%		20%		30%		50%		100%		150%		その他	合計		
国際開発銀行向け	－		－		－		－		－		－		－	－		
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		150%	その他	合計	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	745,930		100		－		－		－		－		－	－	746,030	
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	－		100		－		－		－		－		－	－	100	
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		100%	その他	合計	
カバード・ボンド向け	－		－		－		－		－		－		－	－	－	
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		130%	150%	その他	合計
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	1,904		4,304		－		－		－		608		－	－	7	6,825
（うち特定貸付債権向け）	－		－		－		－		－		－		－	－	－	－
	100%			150%			250%			400%			その他		合計	
劣後債権及びその他資本性証券等	－			－			－			－			－		－	
株式等	－			－			1,601			－			－		1,601	
	45%				75%				100%				その他			合計
中堅中小企業等向け及び個人向け	11				8,518				9,146				491			18,168
（うちトランザクター向け）	11				－				－				0			11
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計			
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	－	－	－	－	37,580	－	－	－	－	－	85,096	419	123,237			
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計				
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	140	－	－	－	－	23,783	－	－	12,276	－	1	36,059				
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他		合計			
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	55		－		208		－		－		0		264			
	60%					その他					合計					
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	－					－					－					
	100%				150%				その他				合計			
不動産関連向け うちADC向け	－				－				－				－			
	50%			100%			150%			その他			合計			
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	19			37			198			0			255			
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－			102			－			0			102			
	0%			10%			20%			100%			その他	合計		
現金	1,506			－			－			－			0	1,506		
取立未済手形	－			－			104			－			0	104		
信用保証協会等による保証付	0			1,493			－			－			0	1,493		
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－			－			－			－			－	－		
共済約款貸付	－			－			－			－			－	－		

自己資本の充実の状況

令和6年度

(単位：百万円)

	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	82,882	－	－	－	－	－	82,882						
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－						
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	14,456	－	－	－	－	－	－	14,456					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－					
地方公共団体金融機構向け	－	1,902	－	－	－	－	－	1,902					
我が国の政府関係機関向け	1,102	4,208	－	－	－	－	0	5,310					
地方三公社向け	1,501	－	601	－	－	－	－	2,102					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	763,659	400	－	－	－	－	－	－	764,060				
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	－	400	－	－	－	－	－	－	400				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	2,505	5,305	－	－	－	608	－	－	7	8,427			
(うち特定貸付債権向け)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－			
	100%		150%		250%		400%		その他	合計			
劣後債権及びその他資本性証券等	－		－		－		－		－	－			
株式等	－		－		1,601		－		－	1,601			
	45%		75%		100%		その他		合計				
中堅中小企業等向け及び個人向け	10		4,376		6,688		590		11,666				
(うちトランザクター向け)	10		－		－		－		10				
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	－	－	－	－	38,948	－	－	－	－	－	77,993	0	116,941
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	25,322	－	－	13,831	－	0	39,153	
	70%		90%		110%		112.50%		150%	その他	合計		
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	61		－		－		－		－	－	61		
	60%				その他				合計				
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	－				－				－				－
	100%			150%			その他			合計			
不動産関連向け うちADC向け	－			－			－			－			－
	50%		100%		150%		その他		合計				
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	19		36		167		0		222				
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－		244		－		－		244				
	0%		10%		20%		100%		その他	合計			
現金	2,013		－		－		－		－	2,013			
取立未済手形	－		－		121		－		－	121			
信用保証協会等による保証付	－		1,451		－		－		0	1,452			
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－		－		－		－		－	－			
共済約款貸付	－		－		－		－		－	－			

⑦資産(オフ・バランス取引等含む)残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	資産の額および与 信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス資産 項目	オフ・バランス資産 項目		
40%未満	909,599	－	－	907,532
40%～70%	28,987	118	10%	28,175
75%	94,348	43	10%	93,614
80%	0	0	10%	0
85%	487	－	－	472
90%～100%	9,912	3	10%	9,894
105%～130%	12,873	－	－	12,485
150%	199	－	－	198
250%	1,601	－	－	1,601
400%	－	－	－	－
1250%	－	－	－	－
その他	8	10	10%	8
合計	1,058,017	175	10%	1,053,983

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	資産の額および与 信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス資産 項目	オフ・バランス資産 項目		
40%未満	917,598	－	－	915,774
40%～70%	31,265	108	10%	30,719
75%	82,984	98	10%	82,370
80%	0	－	－	0
85%	578	－	－	571
90%～100%	7,594	0	10%	7,578
105%～130%	14,112	－	－	13,831
150%	167	0	10%	167
250%	1,601	－	－	1,601
400%	－	－	－	－
1250%	－	－	－	－
その他	13	13	10%	6
合計	1,055,917	219	10%	1,052,620

信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または証券会社、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和5年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	1,102	－
地方三公社向け	－	1,501	－
金融機関及び第一種金融商品取扱業者向け	－	－	－
法人等向け	－	－	－
中小企業等向け及び個人向け	19	－	－
抵当権付住宅ローン	－	－	－
不動産取得等事業向け	－	－	－
三月以上延滞等	－	－	－
証券化	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－
上記以外	－	－	－
合 計	19	2,603	－

(注1)「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・左記以外(固定資産等)が含まれます。

(注2)「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したいもの(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

自己資本の充実の状況

(単位：百万円)

	令和7年度			令和6年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	1,102	－	－	1,102	－
地方三公社向け	－	1,501	－	－	1,501	－
金融機関及び第一種金融商品 取扱業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	7	－	－	7	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	11	－	－	11	－	－
自己居住用不動産等向け	－	559	－	－	－	－
賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	－
事業用不動産向け	－	－	－	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－	－	－	－	－	－
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－	－	－	－
証券化	－	－		－	－	
中央清算機関関連	－	－		－	－	
上記以外	－	－	－	－	－	－
合 計	18	3,163	－	19	2,603	－

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

自己資本の充実の状況

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

■CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

■マーケット・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続等の概要

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債およびオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。

当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

■オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続等の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。

当該リスクの管理方針等については、前項の「リスク管理の状況」をご覧ください。

◇BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILD C（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILD C、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）

該当ありません。

■出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

①出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、

自己資本の充実の状況

日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びA L M委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーについては、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和7年度		令和6年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	－	－	－	－	－	－
非上場	43,113	43,113	43,113	43,113	30,108	30,108
合 計	43,113	43,113	43,113	43,113	30,108	30,108

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

③出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和7年度			令和6年度			令和5年度		
売却額	売却損	償却額	売却額	売却損	償却額	売却額	売却損	償却額
－	－	－	－	－	－	－	－	－

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当する取引はありません。

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する取引はありません。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和7年度	令和6年度	令和5年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	2,549	1,437	1,377
マンドート方式を適用するエクスポージャー	－	－	－
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	－	－	－
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	－	－	－
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	－	－	－

自己資本の充実の状況

金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

- 金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。
- 当J Aでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量算出要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続規程」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの管理方針および手続きについては以下のとおりです。
- ◇リスク管理の方針および手続の概要
 - ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当J Aでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
 - ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当J Aは、A L M委員会のもと、自己資本に対するIRRBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
 - ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBを計測しています。

- ◇金利リスクの算定手法の概要

当J Aでは、経済価値ベースの金利リスク量(ΔE V E)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

 - ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて(平均残存2.5年)リスク量を算定しています。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。
 - ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
 - ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
 - ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
 - ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
 - ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
 - ・内部モデルの使用等、ΔE V EおよびΔN I Iに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。
 - ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

ΔE V Eの前事業年度末からの変動要因は、貸出金の増加によるものです。
 - ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

自己資本の充実の状況

②金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

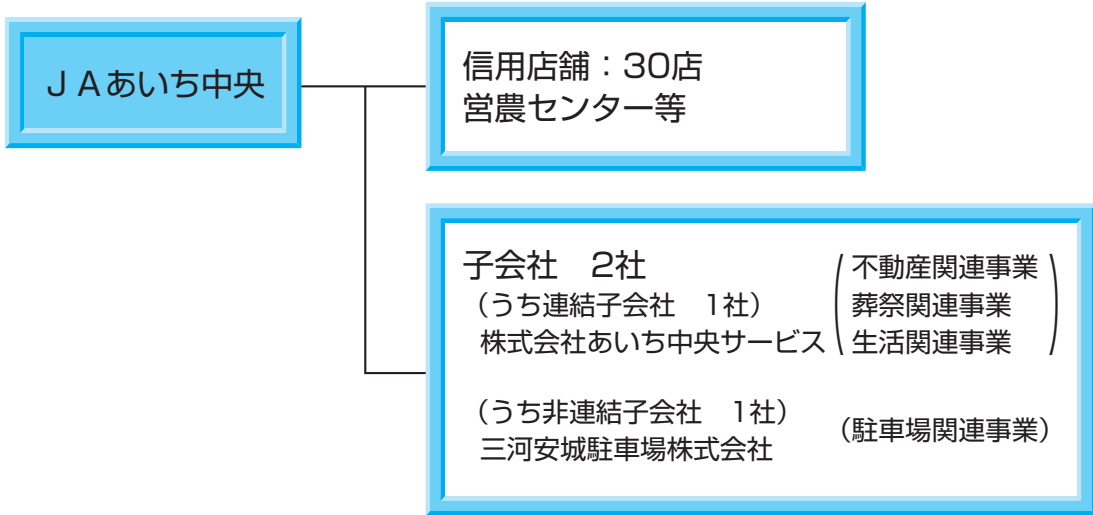
IRRBB1:金利リスク							
		令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和7年度	令和6年度	令和5年度
項番		ΔEVE			ΔNII		
1	上方パラレルシフト	4,797	7,894	6,640	－	－	－
2	下方パラレルシフト	－	－	－	755	338	195
3	スティープ化	7,370	9,399	9,319			
4	フラット化						
5	短期金利上昇						
6	短期金利低下	2,059	1,732				
7	最大値	7,370	9,399	9,319	755	338	195
		令和7年度		令和6年度	令和5年度		
8	自己資本の額	66,463		65,804	64,082		

(注)
1. 「ΔEVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
2. 「ΔNII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

連結情報

(1) グループの事業系統図 (令和8年6月1日現在)

ＪＡあいち中央のグループは、当ＪＡ、子会社２社で構成されています。
このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は、１社です。
なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



(2) 子会社等の状況

名 称	主たる営業所又は事務所の所在地	業務の内容	設立年月日	資本金	当JAの議決権比率	他の子会社等の議決権比率
株式会社 あいち中央 サービス	安城市箕輪町唐生 83番地1	宅地建物取引業、駐車場経営、損害保険代理店業、葬祭事業、生活用品の販売業等	昭和62年 12月1日	90百万円	100%	－
三河安城 駐車場 株式会社	安城市三河安城町 1丁目10番地14	時間貸一般駐車場の経営、貸事務所及び貸店舗の経営	平成7年 1月24日	90百万円	90%	10%

(3) 連結事業の概況

①事業の概況

令和7年度の当ＪＡの連結決算は、子会社１社を連結しています。

連結決算の内容は、連結経常収益25,474百万円（対前年比4,092百万円増）、連結経常利益2,380百万円（対前年比419百万円減）、連結当期剰余金 861百万円（対前年比1,082百万円減）となりました。

②連結子会社の事業概況

株式会社あいち中央サービス

令和7年度は、第8次中期計画をもとに、全社員一丸となり会社のビジョン「誠心誠意・品質本位」の姿勢で業務に取り組み、ＪＡあいち中央グループの一員として、「ＪＡあいち中央ブランド」の更なる確立に努めてまいりました。

令和7年は、夏の猛暑などによる天候不順が農産物の収量減少や品質低下などの影響をあたえました。また、物価高による食料品やガソリン価格の値上がりは、消費マインドへ不安をもたらしました。

こうした中、農業・地域社会・ＪＡを取り巻く環境は、厳しい状況かにありましたが、組合員・利用者の皆様に支えられ事業活動を行うことができた結果、計画を上回る実績を確保することができました。

当期は売上高1,267百万円（計画対比101.3%、前年対比97.6%）、売上総利益481百万円（計画対比103.5%、前年対比93.6%）、営業利益110百万円（計画対比131.9%、前年対比79.4%）、経常利益112百万円（計画対比134.1%、前年対比80.3%）、税引前当期純利益94百万円（計画対比176.3%、前年対比68.5%）となり、税引前当期純利益は、計画比で40百万円の増益となりました。

(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円)

項 目	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
連結経常収益（事業収益）	25,474	21,382	19,154	19,801	18,079
信用事業収益	9,309	7,449	7,144	7,768	7,495
共済事業収益	2,465	2,386	2,289	2,414	2,628
農業関連事業収益	7,822	6,934	6,059	6,002	5,629
その他事業収益	5,875	4,611	3,660	3,617	2,326
連結経常利益	2,380	2,799	2,762	3,498	3,594
連結当期剰余金	861	1,943	1,739	2,239	2,574
連結純資産額	54,968	58,770	62,440	62,244	62,285
連結総資産額	1,113,039	1,113,509	1,117,891	1,106,402	1,094,614
連結自己資本比率	16.12%	16.21%	17.25%	16.99%	16.58%

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準(平成18年金融庁・農水省告示第2号)」に基づき算出しております。

(5) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

資 産				負 債 及 び 純 資 産			
科 目	令和7年度	令和6年度	令和5年度	科 目	令和7年度	令和6年度	令和5年度
1.信用事業資産	1,045,295	1,047,986	1,068,296	1.信用事業負債	1,049,039	1,045,746	1,046,022
(1) 現金及び預金	746,373	765,485	814,165	(1) 貯 金	1,043,752	1,043,028	1,044,108
(2) 有価証券	106,657	101,862	88,882	(2) 借入金	480	451	467
(3) 貸出金	186,299	175,954	160,524	(3) その他の信用事業負債	4,807	2,265	1,447
(4) その他の信用事業資産	6,089	4,813	4,860	2.共済事業負債	2,544	2,791	2,622
(5) 貸倒引当金	△ 124	△ 130	△ 137	3.経済事業負債	3,231	2,627	2,526
2.共済事業資産	77	26	5	4.雑負債	2,162	2,210	2,537
3.経済事業資産	4,685	3,575	3,378	5.諸引当金	1,093	1,362	1,741
4.雑資産	1,119	1,110	1,100	(1) 賞与引当金	203	188	288
5.固定資産	12,693	13,617	12,966	(2) 退職給付に係る負債	295	571	776
(1) 有形固定資産	12,620	13,534	12,883	(3) 役員退職慰労引当金	61	49	41
(2) 無形固定資産	72	82	82	(4) ポイント引当金	34	34	32
6.外部出資	43,060	43,060	30,055	(5) 特例業務負担金引当金	498	519	602
7.繰延税金資産	6,107	4,133	2,088	負債の部合計	1,058,071	1,054,738	1,055,450
				1.組合員資本	68,041	67,327	65,517
				(1) 出資金	3,625	3,627	3,618
				(2) 利益剰余金	64,424	63,706	61,905
				(3) 処分未済持分	△ 8	△ 6	△ 6
				(4) 子会社の所有する親組合出資金	△ 0	△ 0	△ 0
				2 評価・換算差額等	△ 13,072	△ 8,556	△ 3,077
				(1) その他有価証券評価差額金	△ 13,072	△ 8,556	△ 3,077
				(2) 繰延ヘッジ損益	－	－	－
				(3) 退職給付に係る調整累計額	－	－	－
				純資産の部合計	54,968	58,770	62,440
資産の合計	1,113,039	1,113,509	1,117,891	負債・純資産の合計	1,113,039	1,113,509	1,117,891

(6) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和7年度	令和6年度	令和5年度	科 目	令和7年度	令和6年度	令和5年度
1.事業総利益	12,495	12,356	12,509	(5) 購買事業収益	5,529	5,370	5,285
(1) 信用事業収益	9,309	7,449	7,144	(6) 購買事業費用	4,088	3,923	3,850
資金運用収益	8,993	6,831	6,655	購買事業総利益	1,440	1,446	1,434
(うち預金利息)	(6,047)	(4,504)	(4,469)	(7) 販売事業収益	4,319	3,003	1,684
(うち有価証券利息配当金)	(999)	(776)	(641)	(8) 販売事業費用	3,121	1,868	663
(うち貸出金利息)	(1,782)	(1,383)	(1,313)	販売事業総利益	1,197	1,135	1,021
(うちその他受入利息)	(162)	(167)	(231)	(9) その他事業収益	3,849	3,172	2,750
役務取引等収益	252	248	219	(10) その他事業費用	2,005	1,573	1,238
その他事業直接収益	－	－	－	その他事業総利益	1,844	1,598	1,512
その他経常収益	64	369	269	2.事業管理費	10,535	10,071	10,257
(2) 信用事業費用	3,645	1,555	804	(1) 人件費	6,698	6,453	6,681
資金調達費用	2,828	1,018	250	(2) その他事業管理費	3,837	3,617	3,575
(うち貯金利息)	(2,797)	(1,002)	(236)	事業利益	1,960	2,284	2,252
(うち給付補てん備金繰入)	(13)	(7)	(8)	3.事業外収益	575	543	529
(うち借入金利息)	(0)	(0)	(0)	4.事業外費用	155	28	19
(うちその他支払利息)	(17)	(8)	(5)	経常利益	2,380	2,799	2,762
役務取引等費用	82	69	57	5.特別利益	82	150	0
その他事業直接費用	256	－	76	6.特別損失	1,251	310	328
その他経常費用	477	467	419	税引前当期純利益	1,211	2,640	2,434
信用事業総利益	5,664	5,893	6,340	7.法人税、住民税及び事業税	558	555	635
(3) 共済事業収益	2,465	2,386	2,289	8.法人税等調整額	△ 209	141	59
(4) 共済事業費用	116	103	89	法人税等合計	349	696	695
共済事業総利益	2,349	2,282	2,199	当期剰余金	861	1,943	1,739

(注) 農業協同組合及び農業協同組合連合会の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書並びに計算に関する省令と整合を図るため、信用事業収益・費用の内訳について一部表示を変更しています。



連結情報

連結注記表（令和7年度）

1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1)連結の範囲に関する事項
- ①連結される子会社・子法人等　…1社
株式会社あい中央サービス
- ②非連結子会社・子法人等　……………1社
三河安城駐車場株式会社
- 非連結子会社は小規模であり、その総資産、売上高、当期純利益の額のうち持分に見合う額、剰余金のうち持分に見合う額及び負債の額のうち持分に見合う額に組合からの当該会社への出資金を加えた額からみて連結から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いております。
- (2)持分法の適用に関する事項
- 該当する事項はありません。
- (3)連結される子会社の事業年度等に関する事項
- 連結される子会社の決算日は次のとおりです。
- 3月末日　1社
連結される子会社の事業年度末は連結決算日と一致しております。
- (4)のれん償却方法及び償却期間
- 該当する事項なし
- (5)剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
- 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

2.継続組合の前提に関する注記

該当する事項なし

3.重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1)資産の評価基準及び評価方法
- ①有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
- 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有区分ごとに次のとおり行っています。
- ・子会社株式……………移動平均法による原価法
- ・その他有価証券
- 時価のあるもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）
- 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
- ②棚卸資産の評価基準及び評価方法
- 棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおり行っています。
- ・購買品・販売品（店舗在庫）……………売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ・購買品・販売品（店舗在庫以外）……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ・購買品（大型農機）……………個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ・その他の棚卸資産（店舗在庫以外）…移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (2)固定資産の減価償却方法
- ①有形固定資産（リース資産を除く）
- 定率法により償却しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法により償却しています。
- なお、カントリー・ライス施設（安城以外）については、平成23年4月1日以降に取得したものより定額法を採用しています。
- 主な耐用年数は以下の通りです。
- ・建物　5年～50年
- ・機械装置　2年～15年
- ②無形固定資産
- 定額法によっています。
- なお、借地にかかる造成費等は、残存価額を0として、見込借地期間で均等償却しています。また、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。
- ③リース資産
- リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする定額法により償却しています。

- (3)引当金の計上基準
- ①貸倒引当金
- 貸倒引当金は、あらかじめ定めている自己査定基準及び決算基準に則り、次のとおり計上しています。
- 個別貸倒引当金については、破産・特別清算等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）にかかる債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
- また、現在、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）にかかる債権については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を判断し、必要と認める額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近の返済実績に基づき回収可能額を算定しています。
- 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資管理課が資産査定を実

施し、当該部署から独立した検査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っています。

- ②賞与引当金
- 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち支給対象期間が今年度に帰属する額を計上しています。
- ③退職給付引当金
- 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。
- ア、退職給付見込額の期間帰属方法
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。
- イ、数理計算上の差異の費用処理方法
- 数理計算上の差異については、各事業年度末の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により投分した額を、それぞれ発生した事業年度から費用処理することとしています。
- ④役員退職慰労引当金
- 役員退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程の定めに基づく期末要支給額を計上しています。

- ⑤ポイント引当金
- 産直事業を主体として組員・利用者との関係強化等を目的とする産直ポイント制度に基づき、組員・利用者に付与したポイントの使用による費用の発生に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。
- ⑥特例業務負担金引当金
- 特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

- (4)収益及び費用の計上基準
- ①収益認識関連
- 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、以下のとおりです。
- ア、購買事業
- 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

- イ、販売事業
- i）委託販売取引
- 組員が生産した農畜産物の販売を受託し、当組合が集荷して卸売市場等に販売する取引であり、当組合は利用者等との契約に基づき、農畜産物を卸売市場等に売り渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農畜産物の卸売市場等への売り渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- ii）買取販売取引
- 組員が生産した農畜産物を業者等に販売する取引であり、当組合は農畜産物を業者等に売り渡す義務を負っています。この業者等に対する履行義務は、農畜産物の売り渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

- ウ、保管事業
- 組員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

- エ、利用事業
- カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- オ、宅地等供給事業
- i）土地・アパート・駐車場等を管理する事業
- 組員が所有する土地・アパート・駐車場等を管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、管理期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

- ii）宅地等の売渡しの仲介サービス事業
- 組員の委託に基づき行う宅地等の引渡しの仲介サービス事業であり、利用者等との契約に基づいて当該役務を供給する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡し完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

- カ、高齢者福祉事業
- 要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・訪問看護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

- キ、加工事業
- 組員が生産した農畜産物を原料に、缶詰・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、加工品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

- (5)消費税及び地方消費税の会計処理の方法
- 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しています。
- ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しています。

連結情報

- (6)計算書類等に記載した金額の端数処理の方法
- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額が百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (7)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
- ①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
- 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業相互間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業相互間の内部取引も含めて表示しております。
- ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しております。
- ②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
- 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

4.会計方針の変更に関する注記

該当する事項なし

5.表示方法の変更に関する注記

該当する事項なし

6.会計上の見積りに関する注記

- (1)貸出金等の一般貸倒引当金計上にあたっての貸倒実績率の補正
- ①当事業年度の計算書類に計上した一般貸倒引当金：79百万円
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- 貸出金などの一般貸倒引当金は、過去の実績をもとにした貸倒実績率を算出し、これに将来見込み等必要な修正を行ったうえで計上しています。将来見込み等必要な修正は、当組合の貸出金のポート・フォリオ、主な内訳及び過去の貸倒状況や地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等に起因する貸倒リスクを合理的に見積っています。このうち、地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な地域経済状況等により、翌年度以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。
- (2)固定資産の減損
- ①当事業年度の計算書類に計上した減損損失：1,217百万円
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- 資産グループに減損の兆候が存在する場合、当該資産グループの将来キャッシュ・フローを見限り、減損を認識するか否かを判定しています。当該将来キャッシュ・フローは、地域の人口動向、経済情勢等組合の外部要因に関する情報や組合が作成した内部資料（過去実績、収支見込み等）をもとに作成した中長期計画及び事業計画の数値を基礎として、各資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮して見積っています。このうち、地域の人口動向、経済情勢及び収支見込み等は一定の仮説に基づいており、地域情勢、将来の不確実な経済状況及び組合の経営状況等により、翌年度以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。

- (3)繰延税金資産の回収可能性
- ①当事業年度の計算書類に計上した金額：6,151百万円（繰延税金負債相殺前）
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- 繰延税金資産は、翌年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度とし計上しています。
- 翌年度以降の課税所得の見積りにについては、地域の人口動向、経済情勢等組合の外部要因に関する情報や組合が作成した内部資料（過去実績、収支見込み等）をもとに作成した中長期計画及び事業計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。このうち、地域の人口動向、経済情勢及び収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって将来の課税所得が見限りと異なった場合には、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

7.会計上の見積もりの変更に関する注記

該当する事項なし

8.連結貸借対照表に関する注記

- (1)固定資産の圧縮記帳額
- 固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額の総額は924百万円であり、その内訳は次のとおりです。
- | | | | |
|--------|--------|----------|--------|
| 建物 | 246百万円 | 建物付属設備 | 6百万円 |
| 土地 | 249百万円 | その他の固定資産 | 419百万円 |
| 無形固定資産 | 2百万円 | | |
- (2)リース契約により使用する重要な固定資産
- 貸借対照表上に計上した固定資産の他、リースにより使用している重要な資産として、金融窓口端末装置（WM）、業務車両があります。
- (3)子会社等に対する金銭債権・債務の総額
- | | |
|------------------|----------|
| ・子会社等に対する金銭債権の総額 | 30百万円 |
| ・子会社等に対する金銭債務の総額 | 2,105百万円 |
- (4)役員との間の取引による役員に対する金銭債権・債務の総額
- | | |
|--------------------|--------|
| ・理事及び監事に対する金銭債権の総額 | 501百万円 |
| ・理事及び監事に対する金銭債務の総額 | －百万円 |
- (5)農協法等開示債権の状況

	(単位：百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	205
危険債権	244
三月以上延滞債権	－
貸出条件緩和債権	－
合　計	450

①破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

②危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性が高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

③三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金です。（上記①及び②の債権を除きます。）

④貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金です。（上記①、②の債権及び、③の貸出金を除きます。）

⑤なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

9.連結損益計算書に関する注記

- (1)子会社等との取引高の総額
- | | 収益 | 費用 |
|------------|-----|----|
| 事業取引高 | 52 | 1 |
| 事業取引以外の取引高 | 73 | 0 |
| 総額 | 126 | 1 |
- (2)減損損失に関する注記
- ①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要
- 当期に減損損失を認識した固定資産は、次のとおりです。

場所	用途	種類
介護支援センター(福祉安城南)	福祉事業施設	建物、その他固定資産等
デイサービス碧南(福祉碧南)	福祉事業施設	建物、土地、その他固定資産等
デイサービス刈谷南(福祉刈谷南)	福祉事業施設	建物、その他固定資産等
デイサービス安城北(福祉安城北)	福祉事業施設	建物、土地、その他固定資産等
碧南高浜事務所	開発事業施設	建物、土地、その他固定資産
桜井農機サービスセンター	農機事業施設	建物
産直センター刈谷北部	直売所施設	その他固定資産
ファーマーズマーケットでんまゝと安城北	直売所施設	土地、その他固定資産
ファーマーズマーケットでんまゝと安城中部	直売所施設	建物、土地、その他固定資産
ファーマーズマーケットでんまゝと安城西部	直売所施設	建物、その他固定資産

当組合は、事業資産については継続的な収支の把握を行っている支店（本店営業部を含む）・生活店舗・給油所・福祉関連施設・農機センターを、遊休資産及び賃貸不動産については各資産をグループの最小単位としています。また、営農センター、カントリーエレベーター、ライスセンター、育苗施設については管轄地区の共用資産とし、本店、地区の共用資産以外の農業関係等の共同利用施設についてはＪＡ全体の共用資産としています。

- ②減損損失の認識に至った経緯
- 農機事業施設、直売所施設、開発事業施設、福祉事業施設は、営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。
- ③特別損失に計上した減損損失の金額及び主な固定資産等の種類ごとの減損損失の内訳

- 介護支援センター（福祉安城南）
- 7百万円（建物2百万円、その他固定資産等4百万円）
- デイサービス碧南（福祉碧南）
- 26百万円（建物19百万円、土地3百万円、その他固定資産等3百万円）
- デイサービス刈谷南（福祉刈谷南）
- 0百万円（建物0百万円、その他固定資産等0百万円）
- デイサービス安城北（福祉安城北）
- 14百万円（建物10百万円、土地0百万円、その他固定資産等3百万円）
- 碧南高浜事務所
- 0百万円（建物0百万円、土地0百万円、その他固定資産0百万円）
- 桜井農機サービスセンター
- 2百万円（建物2百万円）
- 産直センター刈谷北部
- 0百万円（その他固定資産0百万円）
- ファーマーズマーケットでんまゝと安城北
- 22百万円（土地21百万円、その他固定資産0百万円）
- ファーマーズマーケットでんまゝと安城中部
- 1,139百万円（建物733百万円、土地64百万円、その他固定資産341百万円）
- ファーマーズマーケットでんまゝと安城西部
- 2百万円（建物2百万円、その他固定資産0百万円）

- ④回収可能価額の算出方法
- 遊休資産の回収可能価額については、使用価値または正味売却価額を採用しており、適用した割引率は、2.611％です。
- 介護支援センター（福祉安城南）、デイサービス碧南（福祉碧南）、デイサービス刈谷南（福祉刈谷南）、デイサービス安城北（福祉安城北）、碧南高浜事務所、桜井農機サービスセンター、産直センター刈谷北部、ファーマーズマーケットでんまゝと安城北、ファーマーズマーケットでんまゝと安城中部、ファーマーズマーケットでんまゝと安城西部の回収可能価額は、正味売却価額を採用しています。なお、正味売却価額は、土地については路線価等を合理的に調整した価額に基づいて評価しており、土地以外の資産については売却価値がないものとして評価しています。

10.金融商品に関する注記

- (1)金融商品の状況に関する事項
- ①金融商品に対する取組方針
- 当組合は農家組員や地域から預った貯金を原資に、農家組員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛知県信用農業協同組合連合会へ預

連結情報

けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア．信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資管理課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、必要額を貸倒引当金として計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ．市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

<市場リスクに係る定量的情報>

（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちのその他有価証券に分類している債券、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.3%下落したものと想定した場合には、経済価値が1,450百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

ウ．資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもありま

(2)金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	744,866	743,682	△ 1,183
有価証券	106,657	106,657	－
その他有価証券	106,657	106,657	－
貸出金	186,299		
貸倒引当金（注）	△ 124		
貸倒引当金控除後	186,175	183,116	△ 3,058
資産計	1,037,823	1,033,456	△ 4,367
貯金	1,043,752	1,040,208	△ 3,543
負債計	1,043,752	1,040,208	△ 3,543

（注）貸倒引当金は、一般貸倒引当金と個別貸倒引当金の合計額を記載しています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア．預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap、以下、「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ．有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。

上場投資信託は取引所の価格によっています。

ウ．貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア．貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
外部出資	43,060
合計	43,060

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	744,866	－	－	－	－	－
有価証券	200	4,500	3,000	4,800	6,900	104,200
その他有価証券のうち満期のあるもの	200	4,500	3,000	4,800	6,900	104,200
貸出金（注1,2,3）	10,785	9,553	9,218	8,840	8,463	139,284
合計	755,852	14,053	12,218	13,640	15,363	243,484

（注1）貸出金のうち、当座貸越613百万円については「1年以内」に含めています。

（注2）貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等147百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

（注3）貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部のみが実行されている案件6百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（注）	860,969	40,822	138,847	1,139	1,819	153
合計	860,969	40,822	138,847	1,139	1,819	153

（注）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

11.有価証券に関する注記

(1)その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。（単位：百万円）

種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	受益証券	5,345	2,549
小 計	5,345	2,549	2,796
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	76,062	93,576
	地方債	11,845	13,395
	政府保証債	891	1,100
	社 債	12,511	14,299
	小 計	101,311	122,371
合計	106,657	124,921	△ 18,263

(2)当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。（単位：百万円）

	売却額	売却益	売却損
債券	1,043	－	256
社債	1,043	－	256
合計	1,043	－	256

連結情報

12.退職給付に関する注記

(1)退職給付に係る注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため特定退職金共済制度及び確定給付企業年金制度を採用しています。

②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	5,423百万円
勤務費用	232百万円
利息費用	91百万円
数理計算上の差異の発生額	△ 477百万円
退職給付の支払額	△ 414百万円
期末における退職給付債務	4,855百万円

③年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	5,414百万円
期待運用収益	60百万円
数理計算上の差異の発生額	5百万円
特定退職金共済制度への拠出金	125百万円
確定給付企業年金制度への拠出金	98百万円
退職給付の支払額	△ 371百万円
期末における年金資産	5,334百万円

④退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	4,855百万円
年金資産	△ 5,334百万円
特定退職金共済制度	△ 2,299百万円
確定給付企業年金制度	△ 3,035百万円
未積立退職給付債務	△ 478百万円
未認識数理計算上の差異	774百万円
貸借対照表計上額純額	295百万円
退職給付引当金	295百万円

⑤退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	232百万円
利息費用	91百万円
期待運用収益	△ 60百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 271百万円
合計	△ 7百万円

⑥年金資産の主な内訳

ア．特定退職金共済制度	
債券	71％
年金保険投資	25％
現金及び預金	4％
合計	100％

イ．確定給付企業年金制度

一般勘定	100％
------	------

⑦長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	2.59％
長期期待運用収益率	1.12％

(2)特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金は78百万円であり、特例業務負担金引当金から取り崩しています。

なお、同共済組合より示された令和8年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は500百万円となっています。

13.税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳	(単位：百万円)
繰延税金資産	
貸倒引当金超過	20
退職給付引当金	84
賞与引当金	67
役員退職慰労金引当金	17
特例業務負担金引当金	140
固定資産減損損失	882
有価証券減損処理	58
ポイント引当金	9
未払事業税等	34
資産除去債務	60
その他有価証券評価差額金	5,191
その他	65
繰延税金資産 小計	6,632
評価性引当額	△ 485
繰延税金資産 合計	6,147
繰延税金負債	
資産除去債務相当資産	△ 39
繰延税金負債 合計	△ 39
繰延税金資産の純額	6,107

14.賃貸等不動産に関する注記

該当する事項なし

15.合併に関する注記

該当する事項なし

16.新設分割に関する注記

該当する事項なし

17.重要な後発事象に関する注記

該当する事項なし

18.収益認識に関する注記

「3.重要な会計方針に係る事項に関する注記（４）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

19.その他の注記

該当する事項なし

連結情報

連結注記表（令和6年度）

1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1)連結の範囲に関する事項
- ①連結される子会社・子法人等　…1　社
株式会社あい中央サービス
- ②非連結子会社・子法人等　……………1　社
三河安城駐車場株式会社
- 非連結子会社は小規模であり、その総資産、売上高、当期純利益の額のうち持分に見合う額、剰余金のうち持分に見合う額及び負債の額のうち持分に見合う額に組合からの当該会社への出資金を加えた額からみて連結から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いております。
- (2)持分法の適用に関する事項
- 該当する事項はありません。
- (3)連結される子会社の事業年度等に関する事項
- 連結される子会社の決算日は次のとおりです。
- 3月末日　1　社
連結される子会社の事業年度末は連結決算日と一致しております。
- (4)のれん償却方法及び償却期間
- 該当する事項なし
- (5)剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
- 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

2.継続組合の前提に関する注記

該当する事項なし

3.重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1)資産の評価基準及び評価方法
- ①有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
- 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有区分ごとに次のとおり行っています。
- ・子会社株式……………移動平均法による原価法
- ・その他有価証券
- 時価のあるもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）
- 市場価格のない株式等……移動平均法による原価法
- ②棚卸資産の評価基準及び評価方法
- 棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおり行っています。
- ・購買品・販売品（店舗在庫）……………売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ・購買品・販売品（店舗在庫以外）………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ・購買品（大型農機）……………個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ・その他の棚卸資産（店舗在庫以外）…移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (2)固定資産の減価償却方法
- ①有形固定資産（リース資産を除く）
- 定率法により償却しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法により償却しています。
- なお、カントリー・ライス施設（安城以外）については、平成23年4月1日以降に取得したものより定額法を採用しています。
- 主な耐用年数は以下の通りです。
- ・建物　　　5年～50年
- ・機械装置　　2年～15年
- ②無形固定資産
- 定額法によっています。
- なお、借地にかかる造成費等は、残存価額を0として、見込借地期間で均等償却しています。また、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。
- ③リース資産
- リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする定額法により償却しています。
- (3)引当金の計上基準
- ①貸倒引当金
- 貸倒引当金は、あらかじめ定めている自己査定基準及び決算基準に則り、次のとおり計上しています。
- 個別貸倒引当金については、破産・特別清算等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）にかかる債権について、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
- また、現在、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）にかかる債権については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を判断し、必要と認める額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近の返済実績に基づき回収可能額を算定しています。
- 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資管理課が資産査定を実施し、当該部署から独立した検査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っています。
- ②賞与引当金
- 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち支給対象期間が今年度に帰属する額を計上しています。
- ③退職給付引当金
- 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。
- ア、退職給付見込額の期間帰属方法
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。
- イ、数理計算上の差異の費用処理方法
- 数理計算上の差異については、各事業年度末の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により投分した額を、それぞれ発生 の事業年度から費用処理することとしています。
- ④役員退職慰労引当金
- 役員退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程の定めに基づく期末要支給額を計上しています。
- ⑤ポイント引当金
- 産直事業を主体として組員・利用者との関係強化等を目的とする産直ポイント制度に基づき、組員・利用者に付与したポイントの使用による費用の発生に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。
- ⑥特例業務負担金引当金
- 特例業務負担金の提出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。
- (4)収益及び費用の計上基準
- ①収益認識関連
- 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、以下のとおりです。
- ア、購買事業
- 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- イ、販売事業
- i）委託販売取引
- 組員が生産した農畜産物の販売を受託し、当組合が集荷して卸売市場等に販売する取引であり、当組合は利用者等との契約に基づき、農畜産物を卸売市場等に売り渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農畜産物の卸売市場等への売渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- ii）買取販売取引
- 組員が生産した農畜産物を業者等に販売する取引であり、当組合は農畜産物を業者等に売り渡す義務を負っています。この業者等に対する履行義務は、農畜産物の売り渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- ウ、保管事業
- 組員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。
- エ、利用事業
- カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- オ、宅地等供給事業
- i）土地・アパート・駐車場等を管理する事業
- 組員が所有する土地・アパート・駐車場等を管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、管理期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。
- ii）宅地等の売渡しの仲介サービス事業
- 組員会の委託に基づき行う宅地等の引渡し の仲介サービス事業であり、利用者等との契約に基づいて当該役務を供給する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡し が完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。
- カ、高齢者福祉事業
- 要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・訪問看護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- キ、加工事業
- 組員が生産した農畜産物を原料に、缶詰・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、加工品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- (5)消費税及び地方消費税の会計処理の方法
- 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式を採用しています。
- ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しています。

連結情報

(6)計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額が百万円未満の科目については「0」で表示しています。

(7)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

- ①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
- 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業相互間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業相互間の内部取引も含めて表示しております。
- ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しております。
- ②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
- 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

4.会計方針の変更に関する注記

該当する事項なし

5.表示方法の変更に関する注記

該当する事項なし

6.会計上の見積りに関する注記

- (1)貸出金等の一般貸倒引当金計上にあたっての貸倒実績率の補正
- ①当事業年度の計算書類に計上した一般貸倒引当金：83百万円
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- 貸出金などの一般貸倒引当金は、過去の実績をもとにした貸倒実績率を算出し、これに将来見込み等必要な修正を行ったうえで計上しています。将来見込み等必要な修正は、当組合の貸出金のポート・フォリオ、主な内訳及び過去の貸倒状況や地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等に起因する貸倒リスクを合理的に見積っています。このうち、地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な地域経済状況等により、翌年度以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。
- (2)固定資産の減損
- ①当事業年度の計算書類に計上した減損損失：123百万円
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- 資産グループに減損の兆候が存在する場合、当該資産グループの将来キャッシュ・フローを見積り、減損を認識するか否かを判定しています。当該将来キャッシュ・フローは、地域の人口動向、経済情勢等組合の外部要因に関する情報や組合が作成した内部資料（過去実績、収支見込み等）をもとに作成した中長期計画及び事業計画の数値を基礎として、各資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮して見積っています。このうち、地域の人口動向、経済情勢及び収支見込み等は一定の仮説に基づいており、地域情勢、将来の不確実な経済状況及び組合の経営状況等により、翌年度以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。
- (3)繰延税金資産の回収可能性
- ①当事業年度の計算書類に計上した金額：4,178百万円（繰延税金負債相殺前）
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- 繰延税金資産は、翌年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度とし計上しています。
- 翌年度以降の課税所得の見積りについては、地域の人口動向、経済情勢等組合の外部要因に関する情報や組合が作成した内部資料（過去実績、収支見込み等）をもとに作成した中長期計画及び事業計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。このうち、地域の人口動向、経済情勢及び収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって将来の課税所得が見積りと異なった場合には、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

7.会計上の見積もりの変更に関する注記

該当する事項なし

8.連結貸借対照表に関する注記

- (1)固定資産の圧縮記帳額
- 固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額の総額は926百万円であり、その内訳は次のとおりです。
- | | | | |
|--------|--------|----------|--------|
| 建物 | 246百万円 | 建物付属設備 | 6百万円 |
| 土地 | 249百万円 | その他の固定資産 | 422百万円 |
| 無形固定資産 | 2百万円 | | |
- (2)リース契約により使用する重要な固定資産
- 貸借対照表上に計上した固定資産の他、リースにより使用している重要な資産として、金融窓口端末装置（WM）、業務車両があります。
- (3)子会社等に対する金銭債権・債務の総額
- | | |
|------------------|----------|
| ・子会社等に対する金銭債権の総額 | 58百万円 |
| ・子会社等に対する金銭債務の総額 | 1,991百万円 |
- (4)役員との間の取引による役員に対する金銭債権・債務の総額
- | | |
|--------------------|--------|
| ・理事及び監事に対する金銭債権の総額 | 530百万円 |
| ・理事及び監事に対する金銭債務の総額 | －百万円 |
- (5)農協法等開示債権の状況

	(単位：百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	331
危険債権	223
三月以上延滞債権	－
貸出条件緩和債権	－
合　計	555

①破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

②危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性が高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

③三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金です。（上記①及び②の債権を除きます。）

④貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金です。（上記①、②の債権及び、③の貸出金を除きます。）

⑤なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

9.連結損益計算書に関する注記

- (1)子会社等との取引高の総額
- | | 収益 | 費用 |
|------------|-----|----|
| 事業取引高 | 34 | 0 |
| 事業取引以外の取引高 | 67 | 0 |
| 総額 | 102 | 0 |
- (2)減損損失に関する注記
- ①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要
- 当期に減損損失を認識した固定資産は、次のとおりです。

場所	用途	種類
介護支援センター(福祉安城南)	福祉事業施設	建物、その他固定資産等
デイサービス碧南(福祉碧南)	福祉事業施設	建物、土地、その他固定資産等
デイサービス刈谷南(福祉刈谷南)	福祉事業施設	建物、その他固定資産等
デイサービス安城北(福祉安城北)	福祉事業施設	建物、土地、その他固定資産等
碧南高浜事務所	開発事業施設	建物、その他固定資産
安城中支店	営業用店舗	建物、土地、その他固定資産等
桜井農機サービスセンター	農機事業施設	その他固定資産
産直センター刈谷北部	直売所施設	建物、その他固定資産
ファーマーズマーケットでんまゑと安城北	直売所施設	建物、土地、その他固定資産
ファーマーズマーケットでんまゑと安城西	直売所施設	建物、その他固定資産
総合センター給油所	燃料事業施設	建物、土地、その他固定資産
旧東尾上条支店他	遊休資産	建物、土地他

当組合は、事業資産については継続的な収支の把握を行っている支店（本店営業部を含む）・生活店舗・給油所・福祉関連施設・農機センターを、遊休資産及び賃貸不動産については各資産をグループの最小単位としています。また、営農センター、カントリーエレベーター、ライスセンター、育苗施設については管轄地区の共用資産とし、本店、地区の共用資産以外の農業関係等の共同利用施設についてはＪＡ全体の共用資産としています。

②減損損失の認識に至った経緯

農機事業施設、燃料事業施設、直売所施設、開発事業施設、福祉事業施設、営業用店舗は、営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。遊休資産については、使用価値が帳簿価額まで達しないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

③特別損失に計上した減損損失の金額及び主な固定資産等の種類ごとの減損損失の内訳

- 介護支援センター(福祉安城南)
- 12百万円（建物0百万円、その他固定資産等11百万円)
- デイサービス碧南(福祉碧南)
- 3百万円（建物2百万円、土地0百万円、その他固定資産等0百万円)
- デイサービス刈谷南(福祉刈谷南)
- 10百万円（建物5百万円、その他固定資産等4百万円)
- デイサービス安城北(福祉安城北)
- 1百万円（建物1百万円、土地0百万円、その他固定資産等0百万円)
- 碧南高浜事務所
- 0百万円（建物0百万円、その他固定資産0百万円)
- 安城中支店
- 53百万円（建物48百万円、土地4百万円、その他固定資産等1百万円)
- 桜井農機サービスセンター
- 0百万円（その他固定資産等0百万円)
- 産直センター刈谷北部
- 2百万円（建物0百万円、その他固定資産1百万円)
- ファーマーズマーケットでんまゑと安城北
- 27百万円（建物7百万円、その他固定資産19百万円)
- ファーマーズマーケットでんまゑと安城西
- 3百万円（建物0百万円、その他固定資産3百万円)
- 総合センター給油所
- 0百万円（建物0百万円、土地0百万円、その他固定資産0百万円)
- 旧東尾上条支店他
- 6百万円（建物0百万円、土地6百万円、その他固定資産0百万円)

④回収可能価額の算出方法

遊休資産の回収可能価額については、使用価値または正味売却価格を採用しており、適用した割引率は、2.705％です。

介護支援センター(福祉安城南)、デイサービス碧南（福祉碧南）、デイサービス刈谷南（福祉刈谷南）、デイサービス安城北（福祉安城北）、碧南高浜事務所、安城中支店、桜井農機サービスセンター、産直センター刈谷北部、ファーマーズマーケットでんまゑと安城北、ファーマーズマーケットでんまゑと安城西、総合センター給油所の回収可能価額は、正味売却価額を採用しています。

連結情報

なお、正味売却価額は、土地については路線価等を合理的に調整した価額に基づいて評価しており、土地以外の資産については売却価値がないものとして評価しています。

③特別利益及び特別損失に関する注記

固定資産処分益には、西三河都市計画事業安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業の換地処分による交換差益120百万円が含まれており、同額を固定資産圧縮損として計上しています。

10.金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預った貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛知県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア．信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資管理課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、必要額を貸倒引当金として計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ．市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

<市場リスクに係る定量的情報>

（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.35%上昇したものと想定した場合には、経済価値が2,922百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

ウ．資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	763,471	761,738	△ 1,733
有価証券	101,862	101,862	－
その他有価証券	101,862	101,862	－
貸出金	175,954		
貸倒引当金（注）	△ 130		
貸倒引当金控除後	175,823	174,954	△ 868
資産計	1,041,288	1,038,556	△ 2,732
貯金	1,043,028	1,036,893	△ 6,135
負債計	1,043,028	1,036,893	△ 6,135

（注）貸倒引当金は、一般貸倒引当金と個別貸倒引当金の合計額を記載しています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア．預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap、以下、「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ．有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。

上場投資信託は取引所の価格によっています。

ウ．貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア．貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

	貸借対照表計上額
外部出資	43,113
合計	43,113

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	763,471	－	－	－	－	－
有価証券	1,000	400	4,500	2,200	4,800	100,700
その他有価証券のうち満期のあるもの	1,000	400	4,500	2,200	4,800	100,700
貸出金（注1,2,3）	10,616	9,342	9,035	8,643	8,269	129,912
合計	775,088	9,742	13,535	10,843	13,069	230,612

（注1）貸出金のうち、当座貸越639百万円については「1年以内」に含めています。

（注2）貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等122百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

（注3）貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部のみが実行されている案件10百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（注）	912,420	79,134	50,397	1,457	1,109	183
合計	912,420	79,134	50,397	1,457	1,109	183

（注）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

連結情報

11.有価証券に関する注記

(1)その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。（単位：百万円）

種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	604	602
	地方債	300	299
	社 債	1,301	1,300
	受益証券	2,814	1,238
	小 計	5,021	3,440
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	71,156	82,207
	地方債	10,846	11,798
	政府保証債	964	1,100
	社 債	13,674	15,099
	受益証券	199	199
	小 計	96,841	110,405
合計	101,862	113,845	△ 11,982

(2)当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。（単位：百万円）

	売却額	売却益	売却損
受益証券	637	297	－
合計	637	297	－

12.退職給付に関する注記

(1)退職給付に係る注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため特定退職金共済制度及び確定給付企業年金制度を採用しています。

②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	5,998百万円
勤務費用	267百万円
利息費用	55百万円
数理計算上の差異の発生額	△ 510百万円
退職給付の支払額	△ 387百万円
期末における退職給付債務	5,423百万円

③年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	5,473百万円
期待運用収益	56百万円
数理計算上の差異の発生額	△ 34百万円
特定退職金共済制度への提出金	149百万円
確定給付企業年金制度への提出金	101百万円
退職給付の支払額	△ 331百万円
期末における年金資産	5,414百万円

④退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

退職給付債務	5,423百万円
年金資産	△ 5,414百万円
特定退職金共済制度	△ 2,349百万円
確定給付企業年金制度	△ 3,065百万円
未積立退職給付債務	8百万円
未認識数理計算上の差異	562百万円
貸借対照表計上額純額	571百万円
退職給付に係る負債	571百万円

⑤退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	267百万円
利息費用	55百万円
期待運用収益	△ 56百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 165百万円
合計	101百万円

⑥年金資産の主な内訳

ア．特定退職金共済制度	
債券	72%
年金保険投資	25%
現金及び預金	3%
合計	100%

イ．確定給付企業年金制度

一般勘定	100%
------	------

⑦長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	1.71%
長期期待運用収益率	1.03%

(2)特別業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特別業務負担金は72百万円であり、特別業務負担金引当金から取り崩しています。

なお、同共済組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特別業務負担金の将来見込額は515百万円となっています。

13.税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金超過	23
退職給付引当金	161
賞与引当金	60
役員退職慰労金引当金	14
特別業務負担金引当金	145
固定資産減損損失	580
有価証券減損処理	58
ポイント引当金	9
未払事業税等	34
資産除去債務	58
その他有価証券評価差額金	3,426
その他	64
繰延税金資産 小計	4,636
評価性引当額	△ 462
繰延税金資産 合計	4,174
繰延税金負債	
資産除去債務相当資産	△ 41
繰延税金負債 合計	△ 41
繰延税金資産の純額	4,133

(2)法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.4%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 2.5%
法人税額の税額控除	△ 0.3%
評価性引当額の増減	1.6%
住民税の均等割額等	0.2%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	△ 0.5%
その他	△ 0.6%
税効果適用後の法人税等負担率	25.8%

(3)税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.4%から28.1%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は98百万円増加し、その他有価証券評価差額金は85百万円減少し、法人税等調整額は13百万円減少しております。

14.賃貸等不動産に関する注記

該当する事項なし

15.合併に関する注記

該当する事項なし

16.新設分割に関する注記

該当する事項なし

17.重要な後発事象に関する注記

該当する事項なし

18.収益認識に関する注記

「3.重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

19.その他の注記

該当する事項なし

連結注記表（令和5年度）

1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1)連結の範囲に関する事項
 ①連結される子会社・子法人等 ……1社
 株式会社あい中央サービス
 ②非連結子会社・子法人等 ……1社
 三河安城駐車場株式会社
 非連結子会社は小規模であり、その総資産、売上高、当期純利益の額のうち持分に見合う額、剰余金のうち持分に見合う額及び負債の額のうち持分に見合う額に組合からの当該会社への出資金を加えた額からみて連結から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いております。
- (2)持分法の適用に関する事項
 該当する事項はありません。
- (3)連結される子会社の事業年度等に関する事項
 連結される子会社の決算日は次のとおりです。
 3月末日 1社
 連結される子会社の事業年度末は連結決算日と一致しております。
- (4)のれん償却方法及び償却期間
 該当する事項なし
- (5)剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

2.継続組合の前提に関する注記

該当する事項なし

3.重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1)資産の評価基準及び評価方法
 ①有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有区分ごとに次のとおり行っています。
 ・子会社株式……………移動平均法による原価法
 ・その他有価証券
 時価のあるもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）
 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
- ②棚卸資産の評価基準及び評価方法
 棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおり行っています。
 ・購買品（店舗在庫）……………売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 ・購買品（店舗在庫以外）……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 ・購買品（大型農機）……………個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 ・その他の棚卸資産（店舗在庫以外）…最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (2)固定資産の減価償却方法
 ①有形固定資産（リース資産を除く）
 定率法により償却しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法により償却しています。
 なお、カントリー・ライス施設（安城以外）については、平成23年4月1日以降に取得したものより定額法を採用しています。
 主な耐用年数は以下の通りです。
 ・建物 5年～50年
 ・機械装置 2年～15年
- ②無形固定資産
 定額法によっています。
 なお、借地にかかる造成費等は、残存価額を0として、見込借地期間で均等償却しています。また、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。
- ③リース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする定額法により償却しています。

- (3)引当金の計上基準
 ①貸倒引当金
 貸倒引当金は、あらかじめ定めている自己査定基準及び決算基準に則り、次のとおり計上しています。
 個別貸倒引当金については、破産・特別清算等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）にかかる債権について、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
 また、現在、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）にかかる債権については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を判断し、必要と認める額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近の返済実績に基づき回収可能額を算定しています。
 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。
 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資管理課が資産査定を実

- 施し、当該部署から独立した検査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っています。
- ②賞与引当金
 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち支給対象期間が今年度に帰属する額を計上しています。
- ③退職給付引当金
 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。
 ア.退職給付見込額の期間帰属方法
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。
 イ.数理計算上の差異の費用処理方法
 数理計算上の差異については、各事業年度末の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により投分した額を、それぞれ発生の事業年度から費用処理することとしています。
- ④役員退職慰労引当金
 役員退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程の定めに基づく期末要支給額を計上しています。
- ⑤ポイント引当金
 産直事業を主体として組員・利用者との関係強化等を目的とする産直ポイント制度に基づき、組員・利用者に付与したポイントの使用による費用の発生に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。
- ⑥特例業務負担金引当金
 特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。
- (4)収益及び費用の計上基準
 ①収益認識関連
 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、以下のとおりです。
 ア.購買事業
 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
 イ.販売事業
 i）委託販売取引
 組員が生産した農畜産物の販売を受託し、当組合が集荷して卸売市場等に販売する取引であり、当組合は利用者等との契約に基づき、農畜産物を卸売市場等に売り渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農畜産物の卸売市場等への売渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
 ii）買取販売取引
 組員が生産した農畜産物を業者等に販売する取引であり、当組合は農畜産物を業者等に売り渡す義務を負っています。この業者等に対する履行義務は、農畜産物の売り渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- ウ.保管事業
 組員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。
- エ.利用事業
 カントリエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- オ.宅地等供給事業
 i）土地・アパート・駐車場等を管理する事業
 組員が所有する土地・アパート・駐車場等を管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、管理期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。
 ii）宅地等の売渡しの仲介サービス事業
 組員会の委託に基づき行う宅地等の引渡し仲介サービス事業であり、利用者等との契約に基づいて当該役務を供給する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡し完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。
- カ.高齢者福祉事業
 要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・訪問看護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- キ.加工事業
 組員が生産した農畜産物を原料に、缶詰・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、加工品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- (5)消費税及び地方消費税の会計処理の方法
 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しています。
 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しています。

- (6)計算書類等に記載した金額の端数処理の方法
 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額が百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (7)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
 ①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業相互間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業相互間の内部取引も含めて表示しております。
 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しております。
 ②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

4.会計方針の変更に関する注記

該当する事項なし

5.表示方法の変更に関する注記

該当する事項なし

6.会計上の見積りに関する注記

- (1)貸出金等の一般貸倒引当金計上にあたっての貸倒実績率の補正
 ①当事業年度の計算書類に計上した一般貸倒引当金：86百万円
 ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 貸出金などの一般貸倒引当金は、過去の実績をもとにした貸倒実績率を算出し、これに将来見込み等必要な修正を行ったうえで計上しています。将来見込み等必要な修正は、当組合の貸出金のポート・フォリオ、主な内訳及び過去の貸倒状況や地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等に起因する貸倒リスクを合理的に見積っています。このうち、地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な地域経済状況等により、翌年度以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。
- (2)固定資産の減損
 ①当事業年度の計算書類に計上した減損損失：300百万円
 ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 資産グループに減損の兆候が存在する場合、当該資産グループの将来キャッシュ・フローを見積り、減損を認識するか否かを判定しています。当該将来キャッシュ・フローは、地域の人口動向、経済情勢等組合の外部要因に関する情報や組合が作成した内部資料（過去実績、収支見込み等）をもとに作成した中長期計画及び事業計画の数値を基礎として、各資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮して見積っています。このうち、地域の人口動向、経済情勢及び収支見込み等は一定の仮説に基づいており、地域情勢、将来の不確実な経済状況及び組合の経営状況等により、翌年度以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。
- (3)繰延税金資産の回収可能性
 ①当事業年度の計算書類に計上した金額：2,092百万円（繰延税金負債相殺前）
 ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 繰延税金資産は、翌年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度とし計上しています。
 翌年度以降の課税所得の見積りについては、地域の人口動向、経済情勢等組合の外部要因に関する情報や組合が作成した内部資料（過去実績、収支見込み等）をもとに作成した中長期計画及び事業計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。このうち、地域の人口動向、経済情勢及び収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって将来の課税所得が見積りと異なった場合には、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

7.会計上の見積もりの変更に関する注記

該当する事項なし

8.連結貸借対照表に関する注記

- (1)固定資産の圧縮記帳額
 固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額の総額は808百万円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	246百万円	建物付属設備	6百万円
土地	128百万円	その他の固定資産	426百万円
無形固定資産	0百万円		

 (2)リース契約により使用する重要な固定資産
 貸借対照表上に計上した固定資産の他、リースにより使用している重要な資産として、金融窓口端末装置（WM）、業務車両があります。
- (3)子会社等に対する金銭債権・債務の総額

・子会社等に対する金銭債権の総額	63百万円
・子会社等に対する金銭債務の総額	1,833百万円

 (4)役員との間の取引による役員に対する金銭債権・債務の総額

・理事及び監事に対する金銭債権の総額	564百万円
・理事及び監事に対する金銭債務の総額	－百万円

 (5)農協法等開示債権の状況

	(単位：百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	331
危険債権	285
三月以上延滞債権	－
貸出条件緩和債権	－
合 計	616

- ①破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- ②危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性が高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。
- ③三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金です。（上記①及び②の債権を除きます。）
- ④貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金です。（上記①、②、③の貸出金を除きます。）
- ⑤なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

9.連結損益計算書に関する注記

(1)減損損失に関する注記

- ①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要
 当期に減損損失を認識した固定資産は、次のとおりです。

場所	用途	種類
碧南農機サービスセンター	農機事業施設	建物、土地、その他固定資産
農機センター	農機事業施設	建物、土地、その他固定資産
桜井農機サービスセンター	農機事業施設	その他固定資産
燃料センター	燃料事業施設	建物、土地、その他固定資産
総合センター給油所	燃料事業施設	建物、土地、その他固定資産
自動車センター	自動車整備販売事業施設	建物、土地、その他固定資産等
ファーマーズマーケットでんまゑと安城西部	直売所施設	その他固定資産等
ファーマーズマーケットでんまゑと刈谷南	直売所施設	建物、土地、その他固定資産
産直センター安城東部	直売所施設	土地、その他固定資産
産直センター刈谷北部	直売所施設	建物、その他固定資産
産直センター安城桜井	直売所施設	その他固定資産
産直センター高浜	直売所施設	建物、土地、その他固定資産
資産相談センター	開発事業施設	建物、土地
碧南高浜事務所	開発事業施設	建物、土地、その他固定資産等
介護支援センター（福祉安城南）	福祉事業施設	その他固定資産等
デイサービス刈谷南（福祉刈谷南）	福祉事業施設	建物、土地、その他固定資産等
デイサービス碧南（福祉碧南）	福祉事業施設	建物、土地、その他固定資産等
デイサービス安城北（福祉安城北）	福祉事業施設	建物、土地、その他固定資産等
旧東尾上栄支店他	遊休資産	建物、土地他

当組合は、事業資産については継続的な収支の把握を行っている支店（本店営業部を含む）・生活店舗・給油所・福祉関連施設、農機センターを、遊休資産及び賃貸不動産については各資産をグループの最小単位としています。また、営農センター、カントリエレベーター、ライスセンター、育苗施設については管轄地区の共用資産とし、本店、地区の共用資産以外の農業関係等の共同利用施設についてはＪＡ全体の共用資産としています。

- ②減損損失の認識に至った経緯
 農機事業施設、燃料事業施設、自動車整備販売事業施設、直売所施設、開発事業施設、福祉事業施設は、営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。遊休資産については、使用価値が帳簿価額まで達しないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。
- ③特別損失に計上した減損損失の金額及び主な固定資産等の種類ごとの減損損失の内訳
 碧南農機サービスセンター
 13百万円（建物0百万円、土地12百万円、その他固定資産0百万円）
 農機センター
 21百万円（建物5百万円、土地15百万円、その他固定資産0百万円）
 桜井農機サービスセンター
 0百万円（その他固定資産0百万円）
 燃料センター
 7百万円（建物3百万円、土地2百万円、その他固定資産1百万円）
 総合センター給油所
 11百万円（建物5百万円、土地4百万円、その他固定資産1百万円）
 自動車センター
 1百万円（建物0百万円、土地0百万円、その他固定資産等0百万円）
 ファーマーズマーケットでんまゑと安城西部
 4百万円（その他固定資産等4百万円）
 ファーマーズマーケットでんまゑと刈谷南
 24百万円（建物13百万円、土地6百万円、その他固定資産4百万円）
 産直センター安城東部
 1百万円（土地1百万円、その他固定資産0百万円）
 産直センター刈谷北部
 0百万円（建物0百万円、その他固定資産0百万円）
 産直センター安城桜井
 0百万円（その他固定資産0百万円）
 産直センター高浜
 11百万円（建物8百万円、土地2百万円、その他固定資産1百万円）
 資産相談センター
 1百万円（建物1百万円、土地0百万円）
 碧南高浜事務所
 1百万円（建物0百万円、土地1百万円、その他固定資産等0百万円）
 介護支援センター（福祉安城南）
 2百万円（その他固定資産等2百万円）

連結情報

デイサービス刈谷南（福祉刈谷南）
 　35百万円　（建物18百万円、土地11百万円、その他固定資産等5百万円）
 デイサービス碧南（福祉碧南）
 　9百万円　（建物7百万円、土地1百万円、その他固定資産等0百万円）
 デイサービス安城北（福祉安城北）
 　9百万円　（建物8百万円、土地0百万円、その他固定資産等0百万円）
 旧東尾上条支店他
 　140百万円　（建物2百万円、土地137百万円、その他固定資産等0百万円）
 ⑥回収可能価額の算出方法

　遊休資産の回収可能価額については、使用価値または正味売却価格を採用しており、適用した割引率は、2.735％です。

　碧南農機サービスセンター、農機センター、桜井農機サービスセンター、燃料センター、総合センター給油所、自動車センター、ファーマーズマーケットでんまあと安城西部、ファーマーズマーケットでんまあと刈谷南、産直センター安城東部、産直センター刈谷北部、産直センター安城桜井、産直センター高浜、碧南高浜事務所、資産相談センター、介護支援センター（福祉安城南）、デイサービス刈谷南（福祉刈谷南）、デイサービス碧南（福祉碧南）、デイサービス安城北（福祉安城北）の回収可能価額は、正味売却価額を採用しています。なお、正味売却価額は、土地については路線価等を合理的に調整した価額に基づいて評価しており、土地以外の資産については売却価値がないものとして評価しています。

10.金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

　当組合は農家組合員や地域から預った貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛知県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

　当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

　また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア．信用リスクの管理

　当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資管理課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、必要額を貸倒引当金として計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ．市場リスクの管理

　当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

　とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

<市場リスクに係る定量的情報>

（トレーディング目的以外の金融商品）

　当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金です。

　当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

　金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.48％下落したものと想定した場合には、経済価値が4,281百万円増加するものと把握しています。

　当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

　また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

　なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

ウ．資金調達に係る流動性リスクの管理

　当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

　金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準する価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によって場合、当該価額が異なることもあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

　当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

　なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	812,606	812,149	△ 457
有価証券	88,882	88,882	－
その他有価証券	88,882	88,882	－
貸出金	160,524		
貸倒引当金（注）	△ 137		
貸倒引当金控除後	160,387	161,330	942
資産計	1,061,876	1,062,361	485
貯金	1,044,108	1,043,269	△ 839
負債計	1,044,108	1,043,269	△ 839

（注）貸倒引当金は、一般貸倒引当金と個別貸倒引当金の合計額を記載しています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア．預金

　満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap、以下、「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ．有価証券

　国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。

　上場投資信託は取引所の価格によっています。

ウ．貸出金

　貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

　一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

　なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

　また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア．貯金

　要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③市場価格のない株式等

　市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
外部出資	30,108
合計	30,108

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	812,606	－	－	－	－	－
有価証券	700	1,000	400	500	2,200	88,000
その他有価証券のうち満期のあるもの	700	1,000	400	500	2,200	88,000
貸出金（注1,2,3）	10,195	8,881	8,573	8,219	7,869	116,697
合計	823,502	9,881	8,973	8,719	10,069	204,697

（注1）貸出金のうち、当座貸越622百万円については「1年以内」に含めています。

（注2）貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等74百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

（注3）貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部のみが実行されている案件14百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（注）	863,604	83,606	94,203	1,217	1,280	195
合計	863,604	83,606	94,203	1,217	1,280	195

（注）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

連結情報

11.有価証券に関する注記

(1)その他有価証券

　その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。（単位：百万円）

種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	8,364	8,272
	地方債	6,034	5,898
	社債	5,223	5,103
	受益証券	3,518	1,377
	小計	23,141	20,652
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	48,017	53,651
	地方債	6,021	6,400
	政府保証債	1,046	1,100
	社債	10,656	11,395
	小計	65,740	72,547
合計	88,882	93,199	△ 4,317

(2)当事業年度中に売却したその他有価証券

　当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。（単位：百万円）

	売却額	売却益	売却損
債券	523	－	76
国債	523	－	76
合計	523	－	76

12.退職給付に関する注記

(1)退職給付に係る注記

①採用している退職給付制度の概要

　職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため特定退職金共済制度及び確定給付企業年金制度を採用しています。

②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	6,093百万円
勤務費用	284百万円
利息費用	38百万円
数理計算上の差異の発生額	△ 152百万円
退職給付の支払額	△ 266百万円
期末における退職給付債務	5,998百万円

③年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	5,347百万円
期待運用収益	53百万円
数理計算上の差異の発生額	29百万円
特定退職金共済制度への拠出金	149百万円
確定給付企業年金制度への拠出金	115百万円
退職給付の支払額	△ 222百万円
期末における年金資産	5,473百万円

④退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

退職給付債務	5,998百万円
年金資産	△ 5,473百万円
特定退職金共済制度	△ 2,432百万円
確定給付企業年金制度	△ 3,040百万円
未積立金退職給付債務	525百万円
未認識数理計算上の差異	251百万円
貸借対照表計上額純額	776百万円
退職給付に係る負債	776百万円

⑤退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	284百万円
利息費用	38百万円
期待運用収益	△ 53百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 50百万円
合計	218百万円

⑥年金資産の主な内訳

ア．特定退職金共済制度	
債券	63%
年金保険投資	28%
現金及び預金	4%
その他	5%
合計	100%

イ．確定給付企業年金制度

一般勘定	100%
------	------

⑦長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

　年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.94%
長期期待運用収益率	1.00%

(2)特例業務負担金の将来見込額

　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金は72百万円であり、特例業務負担金引当金から取り崩しています。

　なお、同共済組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は578百万円となっています。

13.税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

（単位：百万円）

繰延税金資産	
貸倒引当金超過	22
退職給付引当金	213
賞与引当金	92
役員退職慰労金引当金	11
特例業務負担金引当金	164
固定資産減損損失	565
有価証券減損処理	57
ポイント引当金	8
未払事業税等	40
資産除去債務	21
その他有価証券評価差額金	1,240
その他	64
繰延税金資産　小計	2,504
評価性引当額	△ 409
繰延税金資産　合計	2,095
繰延税金負債	
資産除去債務相当資産	△ 6
繰延税金負債　合計	△ 6
繰延税金資産の純額	2,088

(2)法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しています。

14.賃貸等不動産に関する注記

該当する事項なし

15.合併に関する注記

該当する事項なし

16.新設分割に関する注記

該当する事項なし

17.重要な後発事象に関する注記

該当する事項なし

18.収益認識に関する注記

　「3.重要な会計方針に係る事項に関する注記（４）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

19.その他の注記

該当する事項なし

(8) 連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目	令和7年度	令和6年度	令和5年度
連結剰余金期首残高	63,706	61,905	60,309
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	－
会計方針の変更を反映した連結剰余金期首残高	－	－	－
連結剰余金増加高	－	－	－
連結剰余金減少高	143	143	142
支払配当金	143	143	142
当期剰余金	861	1,943	1,739
連結剰余金期末残高	64,424	63,706	61,905

(9) 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権

(単位：百万円)

項 目	令和7年度	令和6年度	令和5年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	205	331	331
危険債権額	244	223	285
要管理債権額	－	－	－
三月以上延滞債権額	－	－	－
貸出条件緩和債権額	－	－	－
小計	450	555	616
正常債権額	185,944	175,474	159,981
合計	186,395	176,029	160,597

(10) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：百万円)

項 目		令和7年度	令和6年度	令和5年度
信用事業	事業収益	9,309	7,449	7,144
	経常利益	2,407	2,681	3,046
	資産の額	1,045,295	1,047,986	1,068,296
共済事業	事業収益	2,465	2,386	2,289
	経常利益	851	839	690
	資産の額	77	26	5
農業関連事業	事業収益	7,822	6,934	6,059
	経常利益	△ 287	△ 196	△ 363
	資産の額	4,685	3,575	3,378
その他事業	事業収益	5,875	4,611	3,660
	経常利益	△ 590	△ 524	△ 611
	資産の額	62,981	61,921	46,210
計	事業収益	25,474	21,382	19,154
	経常利益	2,380	2,799	2,762
	資産の額	1,113,039	1,113,509	1,117,891

(11) 連結自己資本の状況

■ 連結自己資本比率の状況

令和8年3月末における連結自己資本比率は、16.12%になりました。
連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。
○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	あいち中央農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	3,616百万円（前年度3,621百万円）

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、J Aを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

■ 連結自己資本の充実の状況

(単位：百万円)

項 目	令和7年度	経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	67,897	
うち、出資金及び資本準備金の額	3,625	
うち、再評価積立金の額	－	
うち、利益剰余金の額	64,424	
うち、外部流出予定額 (△)	143	
うち、上記以外に該当するものの額	△8	
コア資本に参入される評価・換算差額等	－	
うち、退職給付に係るものの額	－	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	－	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	△ 170	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	△ 170	
うち、適格引当金コア資本算入額	－	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	67,727	
コア資本にかかる基礎項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	52	
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む)の額	－	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	52	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	－	
適格引当金不足額	－	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	
退職給付に係る資産の額	－	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	－	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	－	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	－	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	52	
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	67,675	
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	409,742	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)	－	
マーケット・リスク相当額の合計額を十パーセントで除して得た額	－	
勘定間の振替分	－	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を十パーセントで除して得た額	9,984	
信用リスク・アセット調整額	－	
フロア調整額	－	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	419,727	
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)／(ニ))	16.12%	

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用にあっては信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

連結情報

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額	67,183	
うち、出資金及び資本準備金の額	3,627	
うち、再評価積立金の額	-	
うち、利益剰余金の額	63,706	
うち、外部流出予定額 (△)	143	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 6	
コア資本に参入される評価・換算差額等	-	
うち、退職給付に係るものの額	-	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	△ 164	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	△ 164	
うち、適格引当金コア資本算入額	-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	67,018	
コア資本にかかる基礎項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	58	
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む)の額	-	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	58	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	
適格引当金不足額	-	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	
退職給付に係る資産の額	-	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	58	
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	66,960	
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	402,372	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)	-	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を十パーセントで除して得た額	-	
勘定間の振替分	-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を十パーセントで除して得た額	10,508	
信用リスク・アセット調整額		
フロア調整額	-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	412,881	
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)／(ニ))	16.21%	

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用にあっては信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

連結情報

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額	65,374	
うち、出資金及び資本準備金の額	3,618	
うち、再評価積立金の額	-	
うち、利益剰余金の額	61,905	
うち、外部流出予定額 (△)	143	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 6	
コア資本に参入される評価・換算差額等	-	
うち、退職給付に係るものの額	-	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	△ 167	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	△ 167	
うち、適格引当金コア資本算入額	-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	65,207	
コア資本にかかる基礎項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	57	
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む)の額	-	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	57	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	
適格引当金不足額	-	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	
退職給付に係る資産の額	-	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	57	
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	65,149	
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	353,215	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)		
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	
うち、上記以外に該当するものの額	-	
マーケット・リスク相当額の合計額を十パーセントで除して得た額		
勘定間の振替分		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を十パーセントで除して得た額	24,349	
信用リスク・アセット調整額	-	
フロア調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	377,565	
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)／(ニ))	17.25%	

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用にあっては信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあっては基礎的手法を採用しています。
3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

地 区



組合員数

(単位：組合員数)

			令和7年度末	令和6年度末	令和5年度末
正組合員	個 人		13,831	13,844	13,920
	法人	農事組合法人	15	15	15
		その他の法人	22	21	20
	計		13,868	13,880	13,955
准組合員	個 人		51,499	51,127	50,142
	法人	農事組合法人	1	1	1
		その他の団体	30	29	28
	計		51,530	51,157	50,171
合 計			65,398	65,037	64,126

1. 当年度末正組合員戸数：12,117戸
2. 当年度末准組合員戸数：39,878戸

出資口数

(単位：口)

	令和7年度末	令和6年度末	令和5年度末
正組合員	2,112,685	2,124,568	2,136,839
准組合員	1,504,159	1,496,570	1,474,947
処分未済持分	8,485	6,047	6,545
合 計	3,625,329	3,627,185	3,618,331

(1) 出資1口金額 1,000円
(2) 当年度末払込済出資総額 3,625,329,000円
(3) 1正組合員当たり出資金額 152,342円
(4) 1組合員の持口最高限度 2,000口

JAあいち中央の組織

役員の状況

(令和8年6月24日現在)

役 職 名	氏 名			役 職 名	氏 名		
代 表 理 事 組 合 長	鈴 木	重 幸	常 勤	理 事	岡 田	敏 文	非常勤 経済委員
代 表 理 事 専 務	中 野	幸 彦	常 勤	理 事	平 野	健 二	非常勤 金融共済委員
常 務 理 事	末 芳	健 司	常 勤 総務担当	理 事	石 川	朋 幸	非常勤 総務委員
常 務 理 事	鈴 木	智 則	常 勤 信用・共済担当	理 事	稲 垣	巨 樹	非常勤 金融共済委員
常 務 理 事	都 築	雅 幸	常 勤 経済担当	理 事	鈴 木	修	非常勤 経済委員
理 事	永 井	是 充	非常勤 総務委員	理 事	神 谷	俊 治	非常勤 総務委員(委員長)
理 事	杉 浦	千 秋	非常勤 経済委員(副委員長)	理 事	野々山	徳 雄	非常勤 総務委員
理 事	金 原	節 子	非常勤 金融共済委員(委員長)	理 事	浜 田	実	非常勤 経済委員
理 事	藤 浦	利 吉	非常勤 総務委員	理 事	岡 田	正 敏	非常勤 金融共済委員
理 事	鳥 居	晴 美	非常勤 金融共済委員	理 事	近 藤	喜代治	非常勤 総務委員
理 事	丹 村	厚 子	非常勤 経済委員	理 事	杉 浦	るみこ	非常勤 経済委員
理 事	藤 田	重 秋	非常勤 金融共済委員	理 事	早 川	由美子	非常勤 金融共済委員
理 事	鈴 木	光 哉	非常勤 金融共済委員	理 事	野 村	豊 美	非常勤 総務委員
理 事	神 谷	博 之	非常勤 総務委員(副委員長)	代 表 監 事	石 川	洋 路	非常勤(員外監事)
理 事	杉 浦	克 敏	非常勤 総務委員	常 勤 監 事	神 谷	真 人	常勤
理 事	山 本	坂 一	非常勤 経済委員(委員長)	監 事	安 面	隆 史	非常勤
理 事	富 田	喜 美 夫	非常勤 経済委員	監 事	蜂 谷	明 彦	非常勤
理 事	中 尾	薫	非常勤 総務委員	監 事	神 谷	理	非常勤
理 事	菱 田	政 量	非常勤 金融共済委員	監 事	小 栗	朋 広	非常勤
理 事	稲 垣	英 男	非常勤 総務委員		理 事	監 事	計
理 事	堀 尾	敬	非常勤 経済委員	常 勤	5 名	1 名	6 名
理 事	沓 名	政 勝	非常勤 経済委員	非 常 勤	3 1 名	5 名	3 6 名
理 事	杉 浦	英 彦	非常勤 金融共済委員(副委員長)	計	3 6 名	6 名	4 2 名

職 員 数

	令和7年度末			令和6年度末			令和5年度末		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
一 般 職 員	445人	577人	1,022人	461人	563人	1,024人	466人	569人	1,035人
うち出向者	9人	3人	12人	9人	3人	12人	11人	3人	14人
営農指導員	32人	11人	43人	28人	12人	40人	29人	13人	42人
生活指導員	2人	19人	21人	2人	21人	23人	2人	17人	19人
合 計	479人	607人	1,086人	491人	596人	1,087人	497人	599人	1,096人
うち常勤嘱託等	76人	269人	345人	74人	259人	333人	65人	259人	324人
確定拠出年金運営管理業に従事する職員数									
平均年齢	40歳 1ヶ月			40歳 0ヶ月			39歳 9ヶ月		
平均勤続年数	18年 1ヶ月			18年 1ヶ月			17年 9ヶ月		

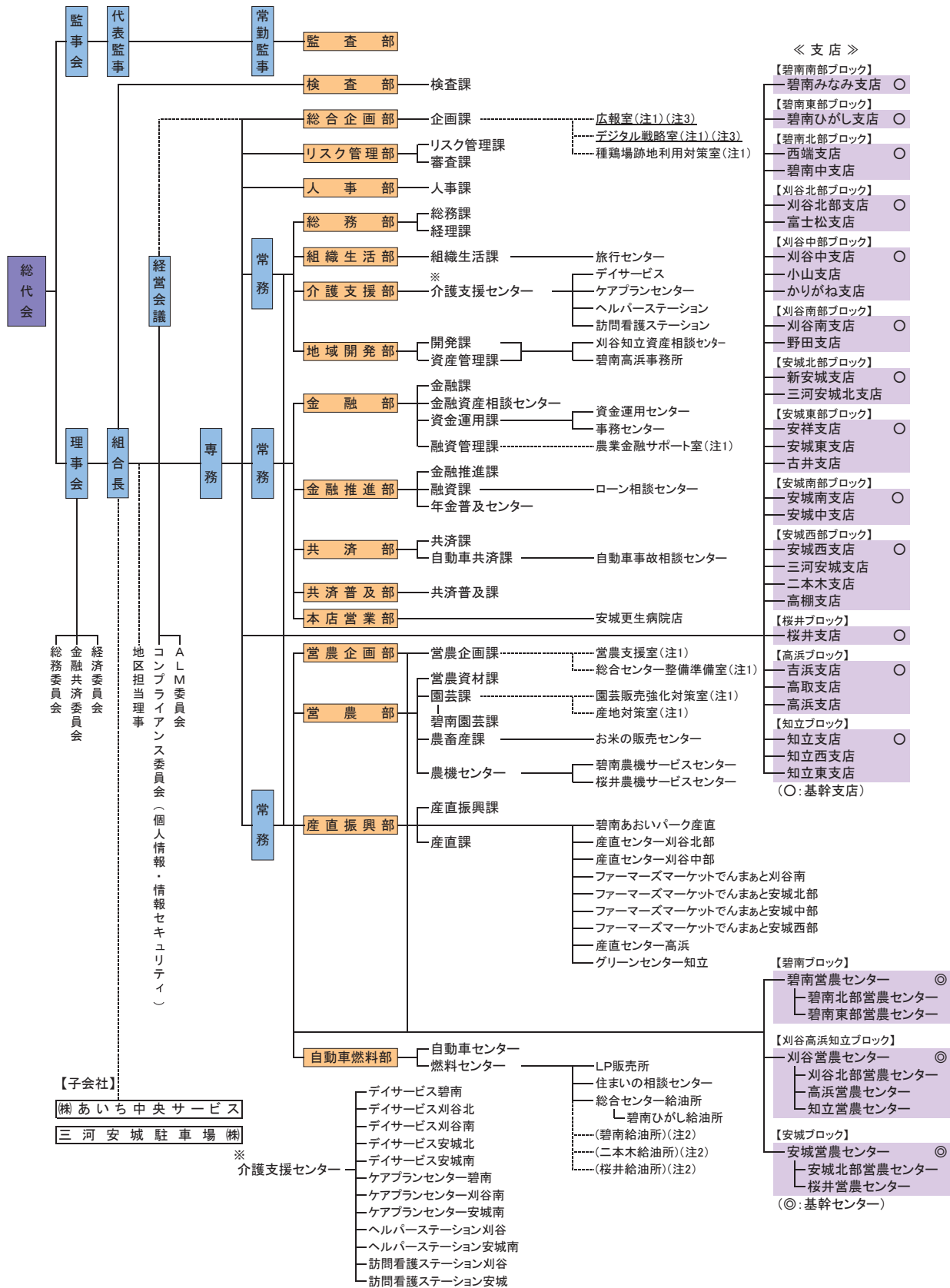
※1 職員数は、出向者、休職者及び常勤嘱託等を含んでおり、被出向者及び臨時的又は季節的雇用者を含んでいません。
 ※2 「平均年齢」及び「平均勤続年数」は常勤嘱託等を除いた値です。
 ※3 年度末退職者は含んでいません。

会計監査人の名称

みのり監査法人(令和8年4月現在) 所在地 東京都港区芝5-29-11 G-BASE田町14階

JAあいち中央の組織

組織図 (令和8年4月1日現在) 経営組織機構



(注1) 組織単位とは別に短中期的な課題や目的を達成するための業務分担上の単位として室を表示しています。
 (注2) 系統組織が経営している事業所について、括弧で表示しています。
 (注3) 下線部分は、令和8年3月31日からの変更箇所です。

信用店舗網・ATMのご案内

(令和8年4月1日現在)

市	※1	名 称	住 所	電話番号 (0566)	FAX番号 (0566)	ATM	
						設置台数	ご利用時間
安 城 市	①	本店営業部	御幸本町 501-1	73-5510	73-5534	2台	8:00~21:00
		安城更生病院店	安城町東広畔 28	73-5551	73-5552	敷地内1台	9:00~19:00 ※2
						2階1台	8:00~21:00
	②	新安城支店	東栄町 4-5-15	97-8639	97-8701	2台	8:00~21:00
	③	三河安城北支店	篠目町井山 98-13	76-3249	76-1617	1台	8:00~21:00
	④	安祥支店	安城町宮地 18-1	74-2439	74-4386	1台	8:00~21:00
	⑤	安城東支店	大岡町の場 15	76-3248	76-3106	1台	8:00~21:00
	⑥	古井支店	古井町鍋屋町 56	76-3490	76-3153	1台	8:00~21:00
	⑦	安城南支店	和泉町南家下 6-1	92-0007	92-3248	1台	8:00~21:00
	⑧	安城中支店	赤松町浄善 50	92-7730	92-6046	1台	8:00~21:00
	⑨	安城西支店	福釜町釜ヶ淵 7-1	76-3235	76-6504	1台	8:00~21:00
		ピアゴ福釜店 キャッシュコーナー	福釜町矢場 16-2	—	—	1台	9:00~20:00 ※3
	⑩	三河安城支店	箕輪町唐生 83-1	74-0646	74-1317	1台	8:00~21:00
碧 南 市	⑪	二本木支店	緑町 1-24-4	76-2208	76-3770	1台	8:00~21:00
	⑫	高棚支店	高棚町中島 151	92-0775	92-6395	1台	8:00~21:00
	⑬	桜井支店	姫小川町芝山 5-3	99-0831	99-4951	2台	8:00~21:00
		アビタ安城南店 キャッシュコーナー	桜井町城向2-9-36	—	—	1台	9:00~21:00 ※3
	⑭	碧南みなみ支店	塩浜町 7-115	41-2430	48-7113	1台	8:00~21:00
		碧南市役所店 キャッシュコーナー	松本町 33-1	—	—	1台	8:00~21:00
	⑮	碧南ひがし支店	照光町 5-27	41-1063	48-7119	1台	8:00~21:00
		ピアゴ碧南東店 キャッシュコーナー	東浦町 6-17	—	—	1台	8:00~21:00
	⑯	西端支店	上町 5-32	48-1411	48-7199	1台	8:00~21:00
	⑰	碧南中支店	鶴見町 6-77-3	41-1021	48-7100	1台	8:00~21:00

市	※1	名 称	住 所	電話番号 (0566)	FAX番号 (0566)	ATM	
						設置台数	ご利用時間
刈 谷 市	⑱	刈谷北部支店	東境町神田 36-1	36-5211	36-5212	1台	8:00~21:00
		ユーストア井ヶ谷店 キャッシュコーナー	井ヶ谷町下前田 35-1	—	—	1台	8:00~21:00
	⑲	富士松支店	泉田町割田 78-1	21-0172	23-1057	1台	8:00~21:00
	⑳	刈谷中支店	神田町 2-20	21-0150	21-0151	1台	8:00~21:00
	㉑	小山支店	高倉町 2-202	21-0312	21-0644	1台	8:00~21:00
	㉒	かりがね支店	築地町 2-2-1	23-0227	23-0314	1台	8:00~21:00
	㉓	刈谷南支店	小垣江町八角 151	21-4324	21-5303	1台	8:00~21:00
	㉔	野田支店	野田町六地藏 35	21-5358	21-5359	1台	8:00~21:00
高 浜 市	㉕	吉浜支店	屋敷町 2-3-1	53-0242	52-3248	1台	8:00~21:00
		丁ぼーと店 キャッシュコーナー	神明町 8-20-1	—	—	1台	9:00~21:00
	㉖	高取支店	本郷町 6-7-1	53-1255	53-1256	1台	8:00~21:00
	㉗	高浜支店	稗田町 4-1-2	53-0208	53-2010	1台	8:00~21:00
知 立 市	㉘	知立支店	新池 1-34	81-1390	81-1382	2台	8:00~21:00
	㉙	知立西支店	上重原 2-8	81-1398	81-2298	1台	8:00~21:00
	㉚	知立東支店	来迎寺町広海道 20-10	81-1391	81-1392	1台	8:00~21:00
ATM設置状況：合計 42台							

※1 地図内番号（120ページの信用店舗マップを参照）
※2 安城更生病院の診療日に準じます。
※3 店舗の休業日はご利用できません。

主な施設一覧

■あいち中央農業協同組合 組織・部署一覧

(令和8年4月1日現在)

部 署 名		電話 (0566)	郵便番号	住 所	部 署 名	電話 (0566)	郵便番号	住 所	
監査部		73-5501	446-8601	安城市御幸本町501-1	産直振興部	産直振興課	73-8181	446-0046 安城市赤松町浄善50	
検査部	検査課	73-5547			碧南あおいパーク産直	46-0016	447-0825	碧南市江口町3-15-3	
総合企画部	企画課	73-5502			産直センター刈谷北部	35-1080	448-0007	刈谷市東境町神田36-1	
リスク管理部	リスク管理課	73-5676			産直センター刈谷中部	62-1055	448-0011	刈谷市築地町4-2-7	
	審査課	73-5311			ファーマーズマーケットでんまゐと刈谷南	27-8817	448-0813	刈谷市小垣江町八角151	
人事部	人事課	73-5503			ファーマーズマーケットでんまゐと安城北部	96-1051	446-0007	安城市東栄町4-5-15	
総務部	総務課	73-5500			ファーマーズマーケットでんまゐと安城中部	77-7831	446-0026	安城市安城町西広群1-1	
	経理課	73-5505			ファーマーズマーケットでんまゐと安城西部	72-7333	446-0052	安城市福釜町釜ヶ淵1-1	
組織生活部	組織生活課	73-4450			産直センター高浜	54-3030	444-1311	高浜市本郷町6-7-1	
	旅行センター	92-7171			グリーンセンター知立	85-0050	472-0005	知立市新池1-41	
介護支援部	介護支援センター	92-6616	444-1221	安城市和泉町南家下6-1	産直課	73-8181	446-0046 安城市赤松町浄善50		
	デイサービス碧南	46-1200	447-0882	碧南市日進町2-27	碧南営農センター	42-6778	447-0844 碧南市港本町4-40		
	ケアプランセンター碧南	46-1210	448-0003	刈谷市一ツ木町5-5-10	碧南北部営農センター	42-0865	447-0062 碧南市古川町2-15		
	デイサービス刈谷北	62-6322		刈谷市東部営農センター	41-3533	447-0027	碧南市照光町5-2-7		
	デイサービス刈谷南	27-8811		刈谷営農センター	27-8810	448-0813	刈谷市小垣江町八角151		
	ケアプランセンター刈谷南	27-8881	448-0813	刈谷北部営農センター	36-5121	448-0007	刈谷市東境町神田36-1		
	ヘルパーステーション刈谷	91-8155		高浜営農センター	53-2098	444-1311	高浜市本郷町6-7-1		
	訪問看護ステーション刈谷	27-8836		知立営農センター	81-1703	472-0012	知立市ハツ田町泉10		
	デイサービス安城北	98-1121		446-0004	安城市尾崎町北屋敷25	安城営農センター	73-4440	446-0046 安城市赤松町浄善50	
	デイサービス安城南	92-6814	444-1221	安城市和泉町南家下6-1	安城北部営農センター	96-0750	446-0007 安城市東栄町4-5-15		
	ケアプランセンター安城南	92-6610		桜井営農センター	99-0150	444-1162	安城市小川町向田1		
	ヘルパーステーション安城南	92-6714		自動車燃料部	自動車センター	73-4412	446-0046 安城市赤松町浄善50		
	訪問看護ステーション安城	92-6675		燃料センター	73-4413				
地域開発部	安城資産相談センター	76-5140	446-0051	安城市箕輪町唐生83-1	L P販売所	73-4413			
	刈谷知立資産相談センター	21-4627	448-0851	刈谷市神田町2-20	住まいの相談センター	73-4410			
	碧南高浜事務所	52-8643	444-1311	高浜市本郷町6-7-1	総合センター給油所	73-4414			
金融部	金融課	73-5506	446-8601	安城市御幸本町501-1	碧南ひがし給油所	42-6476	447-0027 碧南市照光町5-2-7		
	金融資産相談センター	73-5546			碧南給油所(注)	48-6621	447-0838 碧南市権田町1-25		
	資金運用課	73-5508			二本木給油所(注)	75-1043	446-0055 安城市緑町1-25-7		
	資金運用センター	73-5508			桜井給油所(注)	99-3081	444-1162 安城市姫小川町姫西1-14-17		
	事務センター	73-5508			(注) セルフ給油所は㈱J Aあいちエネルギーに経営を委託しています。				
	融資管理課	73-5509							
金融推進部	金融推進課	73-5530							
	融資課	73-5507							
	ローン相談センター	73-5638							
	年金普及センター	73-5698							
共済部	共済課	73-5521	446-8601	安城市御幸本町501-1					
	自動車共済課	73-5511							
	自動車事故相談センター	73-5512							
共済普及部	共済普及課	73-5520							
本店営業部		73-5510							
	安城更生病院店	73-5551	446-0026	安城市安城町東広群28					
営農企画部	営農企画課	73-4400	446-0046	安城市赤松町浄善50					
営農部	営農資材課	73-4402							
	園芸課	73-4403							
	碧南国芸課	42-3570	447-0844	碧南市港本町4-40	保険業務部	73-5540	446-8601 安城市御幸本町501-1		
	農畜産課	73-4406	446-0046	安城市赤松町浄善50	開発事業部	76-5140	446-0051 安城市箕輪町唐生83-1		
	お米の販売センター	73-4407			業務部	駐車場管理センター	77-3336	446-0056 安城市三河安城町1-10-14	
	農機センター	73-4409							
	碧南農機サービスセンター	42-5608			447-0844	碧南市港本町4-40			
	桜井農機サービスセンター	99-1157	444-1162	安城市小川町向田1					
					■三河安城駐車場株式会社				
					MAパーク駐車場	74-8560	446-0056	安城市三河安城町1-10-14	
※複合施設以外の信用店舗は、別頁で表示しています。									

■株式会社あいち中央サービス 組織・部署一覧

部 署 名	電話 (0566)	郵便番号	住 所
管理部	71-5071		
生活事業部	JA生活クリーンセンター	71-5070	446-0056 安城市三河安城町1-10-14
やすらぎ事業部	JAやすらぎセンター	74-1330	
保険業務部		73-5540	446-8601 安城市御幸本町501-1
開発事業部		76-5140	446-0051 安城市箕輪町唐生83-1
業務部	駐車場管理センター	77-3336	446-0056 安城市三河安城町1-10-14

■三河安城駐車場株式会社

MAパーク駐車場	74-8560	446-0056	安城市三河安城町1-10-14
----------	---------	----------	-----------------

※複合施設以外の信用店舗は、別頁で表示しています。

■信用店舗マップ (令和8年4月1日現在)

